

葉山町地域防災計画

風水害等対策計画編

(令和4年度改訂)【案】

葉山町防災会議

葉山町地域防災計画

風水害等対策計画編

目次

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1部 総則 | 1 |
| 第1章 計画の方針 | 1 |
| 第1節 計画の目的..... | 1 |
| 第2節 計画の構成及び位置付け等..... | 1 |
| 第3節 葉山町地域防災計画「風水害等対策計画編」の方針..... | 3 |
| 第2章 町の概況 | 5 |
| 第1節 自然的条件..... | 5 |
| 第2節 社会的条件..... | 5 |
| 第3章 被害の想定 | 7 |
| 第1節 風水害による被害の想定..... | 7 |
| 第2節 都市災害の被害の想定..... | 10 |
| 第4章 町民及び事業者の役割..... | 11 |
| 第1節 町民の役割..... | 11 |
| 第2節 事業者の役割..... | 11 |
| 第3節 災害ボランティアの役割..... | 11 |
| 第5章 町及び防災関係機関等の業務大綱..... | 12 |
| 第1節 町が行うべき業務の大綱..... | 12 |
| 第2節 防災関係機関等の業務の大綱..... | 12 |
| 第6章 防災組織 | 17 |
| 第1節 町の防災組織..... | 17 |
| 第2節 自主防災組織等..... | 20 |
| 第2部 災害予防計画 | 21 |
| 第1章 災害に強いまちづくりの推進..... | 21 |
| 第1節 まちづくりの計画的な推進..... | 21 |
| 第2節 河川洪水の予防..... | 22 |
| 第3節 内水氾濫の予防..... | 23 |
| 第4節 高潮災害の予防..... | 24 |
| 第5節 土砂災害の防止..... | 25 |
| 第6節 治山対策..... | 27 |
| 第7節 その他都市施設の防災化の推進..... | 27 |

| | |
|----------------------------|-----------|
| 第8節 建築物の防災化の推進 | 27 |
| 第9節 ライフライン施設の強化 | 28 |
| 第2章 防災力強化の取組み | 30 |
| 第1節 消防力の整備・強化 | 30 |
| 第2節 情報伝達体制の整備 | 31 |
| 第3節 防災備蓄の推進 | 31 |
| 第4節 広域応援受入体制等の整備 | 32 |
| 第5節 被災地、被災者への支援体制等の整備 | 32 |
| 第6節 救急・救助体制の整備 | 32 |
| 第7節 事業者等に対する指導 | 35 |
| 第8節 応急手当の普及啓発 | 36 |
| 第9節 情報通信網の整備 | 36 |
| 第3章 避難体制の整備 | 37 |
| 第1節 風水害時の避難 | 37 |
| 第2節 要配慮者に対する対策 | 42 |
| 第3節 指定避難所及び指定緊急避難場所 | 42 |
| 第4節 浸水想定区域における警戒避難体制の整備 | 44 |
| 第5節 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備 | 46 |
| 第4章 災害医療・防疫体制等の強化 | 48 |
| 第5章 防災体制の強化 | 49 |
| 第1節 初動体制の強化 | 49 |
| 第2節 防災に関する組織体制 | 50 |
| 第3節 防災関係機関相互の連携強化 | 51 |
| 第6章 災害に強い人づくりの推進 | 52 |
| 第1節 防災意識の普及啓発 | 52 |
| 第2節 防災訓練の実施 | 54 |
| 第3節 災害ボランティア活動の環境整備 | 55 |
| 第7章 災害に強い地域づくりの推進 | 56 |
| 第1節 自主防災活動の促進 | 56 |
| 第2節 事業者の防災活動の促進 | 58 |
| 第3節 水防活動の担い手の確保 | 58 |
| 第4節 避難行動要支援者対策の推進 | 58 |
| 第5節 学校における防災体制の整備 | 58 |
| 第6節 保育所等の防災対策 | 58 |
| 第7節 男女共同参画の推進 | 58 |
| 第3部 災害応急対策計画 | 59 |

| | |
|---------------------------|-----|
| 第1章 災害応急対策の基本方針..... | 59 |
| 第1節 災害応急対策の概要..... | 59 |
| 第2節 災害応急対策活動の方針..... | 60 |
| 第2章 災害対応組織の設置..... | 61 |
| 第1節 災害対策本部の設置..... | 61 |
| 第2節 災害対策本部の組織及び運営..... | 62 |
| 第3節 災害警戒本部の設置..... | 67 |
| 第4節 災害警戒本部の組織及び運営..... | 67 |
| 第5節 本部運営に係る留意事項..... | 68 |
| 第3章 職員の出動体制..... | 70 |
| 第1節 職員の出動体制..... | 70 |
| 第2節 応援要請..... | 73 |
| 第3節 応援の受入れ..... | 73 |
| 第4章 情報の収集と伝達..... | 74 |
| 第1節 情報受伝達等に係る基本的な考え方..... | 74 |
| 第2節 情報受伝達体制..... | 74 |
| 第3節 気象警報等の受伝達..... | 75 |
| 第4節 被害情報の収集及び報告等..... | 81 |
| 第5節 災害時広報及び報道..... | 84 |
| 第6節 災害時広聴..... | 84 |
| 第5章 避難対策計画..... | 85 |
| 第1節 避難対策に係る基本方針..... | 85 |
| 第2節 避難情報の発令..... | 86 |
| 第3節 警戒区域の設定..... | 92 |
| 第4節 避難所の開設・運営..... | 93 |
| 第5節 避難路の通行確保と避難の誘導..... | 95 |
| 第6節 帰宅困難者等対策..... | 95 |
| 第7節 広域一時滞在..... | 95 |
| 第8節 施設利用者等の安全確保..... | 95 |
| 第9節 避難行動要支援者の避難対策..... | 96 |
| 第6章 消防対策計画..... | 97 |
| 第1節 消防活動体制..... | 97 |
| 第2節 消防活動..... | 99 |
| 第3節 救助・救急活動..... | 99 |
| 第7章 水防対策計画..... | 100 |
| 第1節 情報の伝達..... | 100 |

| | |
|--------------------------------|-----|
| 第2節 警戒監視..... | 103 |
| 第3節 水防活動..... | 104 |
| 第8章 土砂災害対策計画..... | 105 |
| 第1節 警戒期における対策..... | 105 |
| 第2節 土砂災害発生後の活動..... | 106 |
| 第3節 二次災害防止対策..... | 107 |
| 第9章 被災者救援対策計画..... | 108 |
| 第1節 災害救助法の運用に係る基本方針..... | 108 |
| 第2節 災害救助法の適用..... | 108 |
| 第3節 物資の受入拠点の開設..... | 108 |
| 第4節 食料・生活物資等供給対策..... | 108 |
| 第5節 被災地外救援物資対策..... | 109 |
| 第6節 飲料水の供給..... | 110 |
| 第7節 住宅に係る応急対策..... | 111 |
| 第8節 医療救護及び助産等..... | 111 |
| 第9節 保健・衛生の管理..... | 112 |
| 第10節 防疫対策..... | 112 |
| 第11節 ペット対策..... | 113 |
| 第12節 行方不明者及び遺体の捜索..... | 113 |
| 第13節 遺体の収容及び処置..... | 114 |
| 第14節 遺体の火葬・埋葬..... | 114 |
| 第10章 社会機能確保対策計画..... | 115 |
| 第1節 廃棄物の処理..... | 115 |
| 第2節 し尿の処理..... | 115 |
| 第3節 風水害時における障害物除去..... | 116 |
| 第4節 緊急輸送の実施..... | 116 |
| 第5節 学校教育等の実施..... | 117 |
| 第6節 公共施設における応急対策..... | 117 |
| 第11章 警備・交通対策計画..... | 118 |
| 第1節 警備及び交通規制等に係る基本的な考え方..... | 118 |
| 第2節 県警察の応急対策..... | 118 |
| 第12章 海上災害対策計画..... | 120 |
| 第1節 海上災害の拡大防止に係る基本方針..... | 120 |
| 第2節 風水害時における横須賀海上保安部の応急対策..... | 120 |
| 第13章 ライフライン施設対策計画..... | 121 |
| 第1節 上水道施設の応急対策..... | 121 |

| | | |
|------------|------------------|------------|
| 第2節 | 下水道施設の応急対策 | 121 |
| 第3節 | 電力施設の応急対策 | 122 |
| 第4節 | 都市ガス施設の応急対策 | 124 |
| 第5節 | LPGガス事業所の応急対策 | 125 |
| 第6節 | 通信施設の応急対策 | 126 |
| 第4部 | 復旧・復興計画 | 127 |
| 第1章 | 復興体制の整備 | 127 |
| 第1節 | 復興計画策定に係る庁内組織の設置 | 127 |
| 第2節 | 人的資源の確保 | 127 |
| 第2章 | 復興対策の実施 | 128 |
| 第1節 | 復興に関する調査 | 128 |
| 第2節 | 復興計画の策定 | 128 |
| 第3章 | 復興財源の確保 | 129 |
| 第1節 | 財政方針の策定 | 129 |
| 第2節 | 財源確保対策 | 129 |
| 第4章 | 市街地復興 | 130 |
| 第1節 | 都市復興方針の策定 | 130 |
| 第2節 | 復興整備条例の制定 | 130 |
| 第3節 | 復興対象地区の設定 | 131 |
| 第4節 | 建築制限の実施 | 131 |
| 第5節 | 都市復興基本計画の策定、事業実施 | 131 |
| 第6節 | コミュニティ確保対策 | 131 |
| 第7節 | 住宅対策 | 131 |
| 第5章 | 都市基盤施設等の復興対策 | 132 |
| 第1節 | 都市基盤施設の災害復旧 | 132 |
| 第2節 | 応急復旧後の本格復旧・復興 | 132 |
| 第6章 | 生活再建支援 | 133 |
| 第1節 | 被災者の経済的再建支援 | 133 |
| 第2節 | 雇用対策 | 133 |
| 第3節 | 精神的支援 | 133 |
| 第4節 | 要配慮者対策 | 133 |
| 第5節 | 医療機関 | 134 |
| 第6節 | 社会福祉施設 | 134 |
| 第7節 | 生活環境の確保 | 134 |
| 第8節 | 教育の再建 | 134 |
| 第9節 | 社会教育施設、文化財等 | 134 |

| | |
|------------------------|------------|
| 第10節 災害救援ボランティアの活動支援 | 135 |
| 第11節 情報提供、相談窓口 | 135 |
| 第12節 男女共同参画の推進 | 135 |
| 第7章 地域経済復興支援 | 136 |
| 第1節 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施 | 136 |
| 第2節 金融・税制面での支援 | 136 |
| 第3節 事業の場の確保 | 136 |
| 第4節 農林水産業者に対する支援 | 137 |
| 第5部 災害種別対策計画 | 138 |
| 第1章 海上災害対策 | 138 |
| 第1節 災害予防 | 138 |
| 第2節 災害応急対策 | 140 |
| 第3節 復旧・復興対策 | 147 |
| 第2章 道路災害対策 | 148 |
| 第1節 災害予防 | 148 |
| 第2節 災害応急対策 | 150 |
| 第3節 復旧・復興対策 | 153 |
| 第3章 危険物等災害対策 | 154 |
| 第1節 災害予防 | 154 |
| 第2節 災害応急対策 | 158 |
| 第3節 復旧・復興対策 | 161 |
| 第4章 大規模火災対策 | 162 |
| 第1節 災害予防 | 162 |
| 第2節 災害応急対策 | 165 |
| 第3節 復旧・復興対策 | 166 |
| 第5章 放射性物質等災害対策 | 167 |
| 第1節 災害予防 | 167 |
| 第2節 災害応急対策 | 171 |
| 第3節 復旧・復興対策 | 177 |
| 第6章 航空災害対策 | 178 |
| 第1節 災害予防 | 178 |
| 第2節 災害応急対策 | 179 |
| 第7章 大規模停電対策 | 182 |
| 第1節 災害予防 | 182 |
| 第2節 災害応急対策 | 183 |
| 第3節 災害復旧 | 186 |

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

主管部：総務部

関係部：関係各部

この計画は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法第42条の規定に基づき、葉山町防災会議が町の地域に関わる災害の対策について、災害の予防、災害応急対策及び災害復旧・復興についての事項を定め、防災活動を総合的、かつ、効果的に実施することにより防災の万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共福祉の確保に資することを目的とする。

第2節 計画の構成及び位置付け等

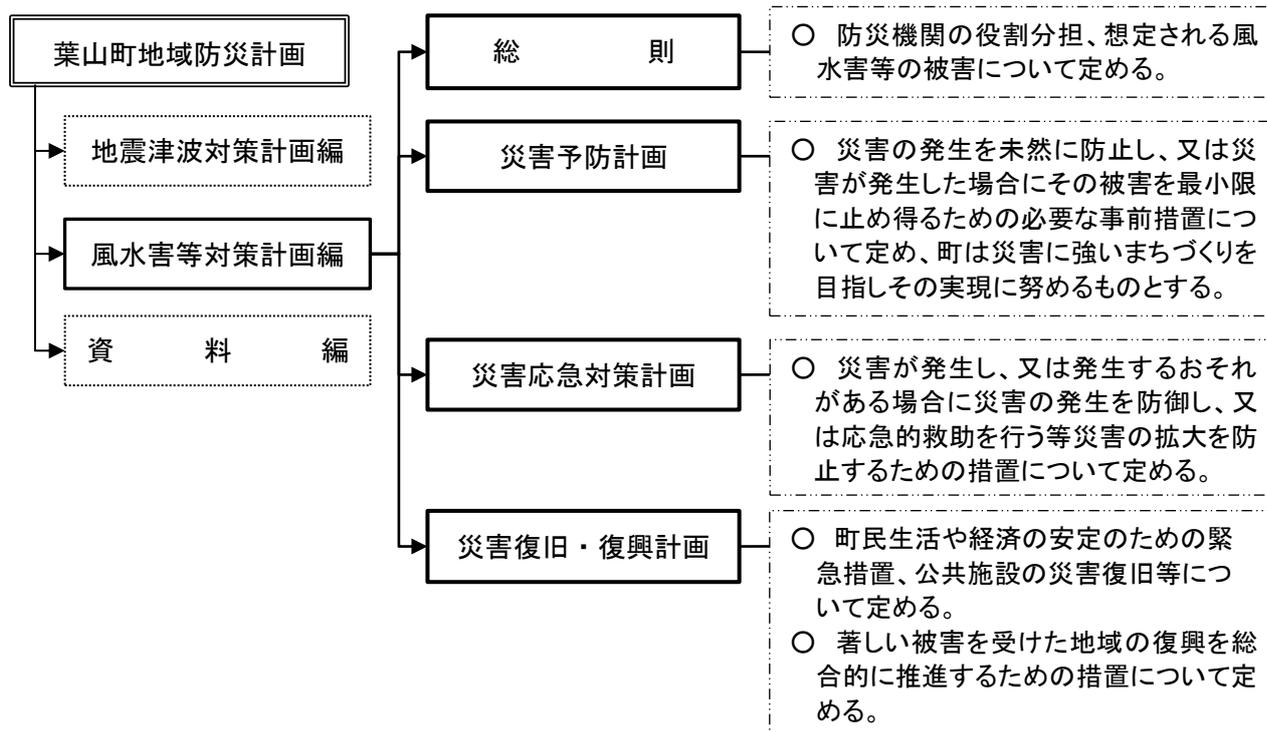
主管部：総務部

関係部：関係各部

1 計画の構成

この計画は、地震・津波災害に対処することを目的とした「地震津波対策計画編」、風水害等に対処することを目的とした「風水害等対策計画編」及び「資料編」からなり、本計画はその「風水害等対策計画編」である。

葉山町（以下「町」という。）及び関係機関等は、この計画に定める諸活動を行うに当たって具体的な行動計画等を定め、その推進に努めるものとする。



2 計画の位置付け

この計画は、町内の風水害等災害に対する基本的な対応策を定めるもので、町の各部及び防災関係機関等が各種の防災活動を行うに当たっての指針となるものである。

(1) 国、県の計画との関係

この計画は、国の防災基本計画及び神奈川県（以下「県」という。）の地域防災計画等他の防災関係計画との関連、整合に配慮したものである。

(2) 町の総合計画との関係

この計画に係る本町所管の施策又は事業等については、葉山町総合計画に位置付けるものとする。

(3) 町の各部及び防災関係機関の定める計画等との関係

この計画に基づく防災上の諸活動に当たって必要と認められる細部の事項については、町の各部及び各防災関係機関において別に定めるものとする。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかにこれを修正するものとする。町及び防災関係機関等は、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟に努めるとともに、毎年3月末日までに計画の修正内容を葉山町防災会議事務局へ提出するものとする。

また、地域における災害対策の総合的な推進を図るため、特に必要な事項については住民に公表する。

第3節 葉山町地域防災計画「風水害等対策計画編」の方針

主管部：総務部

関係部：関係各部

1 計画の目的

葉山町地域防災計画「風水害等対策計画編」（以下「本計画」という。）は、町、指定地方行政機関、県警察、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関等がその対策を実施することにより、「安全で安心して暮らせる社会の実現」を目指し町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の構成・内容

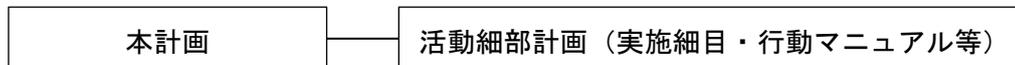
本計画は、風水害等の対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、町が行うべき各種対策を、「予防」「応急対策」「復旧・復興」の時系列ごとに配することにより、各部の業務に応じた活動細部計画及び関係機関等の防災計画の策定、諸活動の実施等における基本構成としている。

本計画の構成及び主な内容は次のとおり。なお、地震津波対策計画編に準じて実施する対策の節については、地震津波対策計画編の参照先を示し、具体的な内容の記載を省略している。

| 構成 | 主な内容 |
|--------------|--|
| 第1部 総則 | 町における風水害の被害想定、町及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱など |
| 第2部 災害予防計画 | 被害を未然に防止又は最小限に止めるために、町、防災関係機関、町民、事業者等が行うべき措置など |
| 第3部 災害応急対策計画 | 風水害への警戒から応急対策の終了に至るまでの間における、災害応急対策に関わる体制・措置など |
| 第4部 復旧・復興計画 | 町民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧及び復興事業など |
| 第5部 災害種別対策計画 | 海上災害、道路災害、危険物等災害、大規模火災、放射性物質等災害、航空災害及び大規模停電の対策など |

3 活動詳細計画

災害対策本部組織要綱に基づき、本計画に定める対策の実施に関し、活動詳細計画を策定する。
また、活動詳細計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正する。



4 計画の習熟

町の各部及び防災関係機関等は、日頃から災害対策に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して、本計画及びこれに関連する他の細部計画等の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

第2章 町の概況

第1節 自然的条件

1 位置及び面積

町は、神奈川県南東部の三浦半島の北西部に位置し、北は逗子市及び南東は横須賀市に接し、西は相模湾に面している。

町の面積は、17.04km²であり、海岸線は、南北直線距離約4kmである。

2 地形

町の地形は、南東に三浦半島で一番高い大楠山から連なる峰山の丘陵、北東に大山、二子山等の丘陵、町の中央部に大峰山と山塊があり、これらの山々を水源とする下山川、森戸川が西に流れ相模湾に注いでいる。

3 地質

町の地質の特徴は、葉山町地質図のように新第三紀中新世の葉山層群と逗子層群から成り立っている。葉山層群は、大山砂岩、大沢礫岩、戸根山互層、森戸泥岩からなり町中部を東西に走る地層であり、後者の逗子層は、町の北部及び南部にそれぞれ東西に逗子泥岩、御用邸岬凝灰岩、水源地石灰岩から構成されている。これらの両地層群の間に破碎帯（丹沢、嶺岡隆起帯）ともいわれている部分が東西に走り、崩壊堆積物で構成されている。また、下山川と森戸川の河口付近には平地が開け沖積層や洪積層の砂泥や海岸砂等となっている。

第2節 社会的条件

1 人口及び世帯

町の人口は31,665人、世帯数は12,932世帯と、この5年間で人口は431人減少し、世帯数は352世帯増加している。65歳以上人口は10,252人で、高齢化率は32.4%となっている。

（注）令和2年10月1日現在（国勢調査）による

2 建物

町の建物棟数は、12,630棟であり、このうち約78%が木造建物である。また、建築年別に見ると昭和56年以降に建築された建物が約71%である。

（注）平成30年住宅・土地統計調査による

3 土地利用

町は全域が都市計画区域であり、総面積は17.04km²で、市街化区域5.13km²（30%）、市街化調整区域は、11.91km²（70%）に区分されている。

（注）平成28年11月1日神奈川県告示第548号

第1部 総則 第2章 町の概況

市街化区域は、都市的土地利用が市街化区域面積の83.8%を占め、そのうち住宅用地が56.4%、その他の空き地が4.9%を占めている。市街化区域内には用途地域が指定されているが、町の特色として工業系の用途地域はない。 (注) 令和3年度 都市計画基礎調査による

4 交通

鉄道のない町では交通は自動車に大きく依存しており道路交通が重要なものとなっている。

道路交通体系は、国道134号及び県道27号（横須賀葉山）、県道207号（森戸海岸）、逗葉新道、国道16号（横浜横須賀道路）、県道217号（逗子葉山横須賀）、県道311号（鎌倉葉山）を主要な幹線道路として形成されている。

5 橋りょう

町内には、国道134号に2橋、県道27号に5橋、県道207号に2橋、県道217号に3橋、県道311号線に3橋、その他町道に68橋が架橋されている。

6 トンネル

町内には、国県道等に10箇所のトンネルがある。

7 危険物施設

町内には、各所に点在する給油取扱所及び一般取扱所などの危険物施設が31施設となっている。 (注) 令和4年12月15日現在

第3章 被害の想定

第1節 風水害による被害の想定

主管部：総務部

風水害における被害の想定は、過去の風水害を基礎資料として被害の様相を想定するもので、風水害による被害の予防やその被害に応じた災害応急対策、復旧対策及び復興計画の検討をより効果的に進めることを目的とする。

風水害の被害を想定する上での基準としては、過去に本土に上陸した最大級の台風と、町に最大の風水害被害をもたらした集中豪雨を対象とする。

1 想定する風水害

(1) 台風

想定する風水害のうち、台風としては、過去に本土に上陸した最大級の台風を基礎とするものとし、昭和34年の伊勢湾台風と同規模の台風が、昭和24年のキティ台風よりやや東のコースを進むとした場合を想定する。

| | | |
|-------|------|--------------------|
| 台風の諸元 | 中心気圧 | 929.5hPa |
| | 速度 | 55 km/h |
| | 暴風域 | 半径300km |
| | 風向 | 北北東（通過前）・南南東（通過後） |
| | 最大風速 | 37m/s（最大瞬間風速60m/s） |
| | 総雨量 | 400mm |
| | 波高 | 相模湾：2.87m |

(2) 集中豪雨

想定する風水害のうち、台風によらない集中豪雨としては、概ね10年に1回の確率で降る大雨（1時間降水量60mm）が2時間以上連続し、かつ、昭和49年の七夕水害時の24時間雨量250mmを超える場合を想定する。

第1部 総則 第3章 被害の想定

(3) 災害の履歴

昭和25年以降の主な豪雨等による被害状況は次のとおり。

| 番号 | 発生年月日 | 災害の名称 | 被害状況 |
|----|-----------|-------|---|
| 1 | S45.7.1 | 大雨 | 床上浸水4、床下浸水6、がけ崩れ10、道路被害1、橋流出1、護岸被害8、ブロック塀破損1、地すべり1 |
| 2 | S49.7.8 | 台風8号 | 住家全壊2、住家一部破損9、非住家全壊6、非住家半壊1、非住家一部破損1、床上浸水19、床下浸水68、がけ崩れ85、土砂流入8、護岸被害5、道路被害6 |
| 3 | S50.7.4 | 大雨 | 床下浸水7、道路冠水13、河川氾濫3、構造物破損2、地盤陥没2、がけ崩れ12、道路被害4、非住家全壊1、土砂流入1 |
| 4 | S54.10.19 | 台風20号 | 死者1、負傷者1、軽傷5、住家半壊12、住家一部破損1,360、非住家全壊90、文教施設2、水道被害2、がけ崩れ4、船舶被害29、通信被害291 |
| 5 | S56.10.22 | 台風24号 | 住家一部破損1、床上浸水4、床下浸水5、がけ崩れ3、道路破損1、護岸破損3、非住家被害3、田冠水1、その他4、道路冠水11 |
| 6 | S57.8.1 | 台風10号 | 住家全壊1、住家部分解7、非住家被害35、路肩損壊1、がけ崩れ2、擁壁崩壊1 |
| 7 | S57.9.12 | 台風18号 | 床上浸水4、床下浸水14、住家一部破損8、ブロック塀倒壊1、がけ崩れ5、山崩れ5、道路陥没3、道路冠水17、土砂崩れ1、土砂流出1、その他11 |
| 8 | S60.7.1 | 台風6号 | 住家半壊2、住家一部破損102、非住家全壊22、非住家半壊24、非住家一部破損12、公共施設11、その他14 |
| 9 | H8.9.21 | 台風17号 | 住家一部破損12、土砂崩れ2、その他33 |
| 10 | H14.10.1 | 台風21号 | 高波により2名負傷、535世帯停電（上山口） 高潮1、電線切断1、倒木2、看板飛散1 |
| 11 | H16.10.9 | 台風22号 | 災害対策本部設置、自主避難者（4世帯12名）、避難勧告（3世帯8名） 公共施設一部破損1、住家半壊4、住家一部破損34、非住家一部破損16、がけ崩れ9、その他105 |
| 12 | H16.10.20 | 台風23号 | 災害対策本部設置、自主避難者（11世帯35名）、避難勧告（7世帯18名） 住家一部破損3、非住家一部破損1、がけ崩れ3、その他20 |
| 13 | H19.7.15 | 台風4号 | 災害対策本部設置、自主避難者（2世帯5名） 公共施設一部破損1、住家一部破損1、非住家半壊3、がけ崩れ2 |
| 14 | H19.9.6 | 台風9号 | 災害対策本部設置 人的被害1、公共施設一部破損2、住家一部破損11、非住家一部破損2、その他13 |
| 15 | H21.10.8 | 台風18号 | 災害警戒本部設置、災害対策本部設置 床上浸水4、床下浸水6、高波浸水4、停電1、住家一部破損25、倒木4、がけ崩れ4、道路冠水1、車両被害6、公共 |

第1部 総則 第3章 被害の想定

| 番号 | 発生年月日 | 災害の名称 | 被害状況 |
|----|------------|--------|--|
| | | | 施設一部破損3、看板破損7、船舶被害30 |
| 16 | H 23.9.21 | 台風15号 | 災害警戒本部設置 人的被害2、住家一部破損48、床下浸水1、住家工作物破損2、公共施設一部破損1、公共施設工作物破損9、非住家一部破損1、非住家工作物一部破損17 |
| 17 | H 24.4.3 | 暴風 | 軽傷1、住家半壊1、住家一部破損2、非住家半壊1、その他4 |
| 18 | H 24.4.4 | 暴風 | 住家一部破損1、非住家一部破損1、その他1 |
| 19 | H 24.5.3 | 大雨 | がけ崩れ6 |
| 20 | H 24.6.30 | 台風4号 | 軽傷1、住家一部破損1、非住家一部破損1、その他1 |
| 21 | H 24.9.25 | 大雨洪水 | 護岸崩れ1、道路陥没1 |
| 22 | H 24.9.30 | 台風17号 | 非住家一部破損2 |
| 23 | H 25.1.14 | 大雪・暴風雪 | その他4 |
| 24 | H 25.9.16 | 台風18号 | 公共施設一部破損1、住家一部破損2、その他4 |
| 25 | H 25.10.16 | 台風26号 | 冠水1、土砂崩れ1 |
| 26 | H 26.6.7 | 大雨 | がけ崩れ4 |
| 27 | H 26.10.6 | 台風18号 | 住家一部破損8、非住家大規模半壊1、非住家一部破損1、その他17 |
| 28 | H 28.8.22 | 台風9号 | 住家一部破損2、その他8 |
| 29 | H 29.10.23 | 台風21号 | 災害警戒本部設置、災害対策本部設置 避難準備・高齢者等避難開始を発令 自主避難者29（福祉文化会館22、玉蔵院4、上山口会館3） 公共施設一部破損3、住家一部破損2、非住家一部破損2、浸水2、その他1 |
| 30 | H 29.10.29 | 台風22号 | がけ崩れ2、その他1 |
| 31 | H 30.9.30 | 台風24号 | 重傷1、非住家全壊1 |
| 32 | R1.9.15 | 台風15号 | 災害警戒本部設置、避難準備・高齢者等避難開始を発令 指定緊急避難場所（小中学校6校）開設 避難者24（一色小8、葉山小10、葉山中3、南郷中3） 停電対応による避難所開設 自主避難者89（福祉文化会館66、図書館23、元町児童館0、芝崎児童館0） 一部損壊11、一部破損28、床上浸水1 最大時停電件数約4600件（長柄、堀内） |
| 33 | R1.10.12 | 台風19号 | 災害対策本部設置、避難勧告を発令 指定緊急避難場所（小中学校6校、町内会館等5箇所）開設 避難者990（指定緊急避難場所898、自主避難所92） 軽傷2、半壊3、準半壊1、一部損壊42、一部破損91 最大時停電件数約5200件（木古庭、上山口、下山口、一色） |
| 34 | R3.7.3 | 大雨 | 災害対策本部設置、がけ崩れ1、住家一部損壊2、床下浸水2 |

第2節 都市災害の被害の想定

1 想定する災害

本計画が対象とする災害は、災害対策基本法第2条第1号及び同施行令第1条で定める災害のうち、大規模な火災若しくは爆発又はその他の大規模な事故等による災害であって、かつ、死傷者の発生などの人的被害や施設の損壊などの物的被害を伴い、社会的に著しい影響を与える災害とする。

2 想定災害の種別

本計画において、災害応急対策を実施するために想定する都市災害の種別（概要）は次のとおり。（詳細は、第5部 災害種別対策計画の各章に記載。）

| 項目 | 概要 |
|----------|--|
| 海上災害 | 油等の危険物の流出及び火災・爆発等を伴う船舶等の事故 |
| 道路災害 | 多数の人的被害や危険物の流出等を伴う自動車専用道路における大規模な事故 |
| 危険物等災害 | 危険物、高圧ガス、LPガス、毒物、劇物、火薬類取扱施設における災害及びこれらの物質を輸送中の災害 |
| 大規模火災 | 大規模な延焼火災、高層建築物火災、大規模建築物火災、林野火災等 |
| 放射性物質等災害 | 放射性物質等を取り扱う事業所等における災害及び放射性物質等を輸送中の災害 |
| 航空災害対策 | 航空運送事業者の運航する航空機、米軍機及び自衛隊の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害 |
| 大規模停電 | 町域において突発的に発生した停電事故により多数の住民の生活に支障を来す事故が発生した場合（以下「停電事故」という。） |

なお、上記にない災害種別であって、その態様が都市災害に類する災害についても、本計画の規定を準用して対応するものとする。

第4章 町民及び事業者の役割

風水害等の被害を最小限に抑えるためには、町、町民、自主防災組織、事業者それぞれの防災力を高め、連携することが重要である。町民、事業者が災害に対して適切な行動をとるための、日頃からの心構えや役割等は次のとおりである。

第1節 町民の役割

風水害時に身を守るためには、自ら気象情報を入手し、自宅の状況に応じた身を守る行動をとることが大切である。

風雨が強い状況における避難行動は、かえって危険である場合があることを鑑み、土砂災害や浸水のおそれがある場合には、がけから離れた2階以上の階へ移るなど、自宅内での安全確保をすることや、台風の接近上陸のおそれがあり、自宅が暴風による被害を受けるおそれがある場合には、天候悪化前に自主的に避難を行うなど、状況に応じた行動が求められる。

風水害に関しては、洪水、浸水のおそれがある地域については浸水想定区域が、土砂災害のおそれがある地域については土砂災害警戒区域などの指定がされており、風水害からの確に身を守るためには、こうした災害危険の事前把握を行うことが大変重要である。

また、実際に避難が必要な局面では、地域の自主防災組織の協力が不可欠であることから、日頃から、地震対策に加え、風水害を想定した避難訓練を実施するなど、風水害に対する地域防災力を高める必要がある。

さらに、共助（地域の助け合い）を大切にし、高齢者、障害者等の要配慮者を地域ぐるみで災害から守るように努めることも必要である。

第2節 事業者の役割

風水害等については、事業者が被る経済的損害や事業継続の困難性は、震災に比べて低いと思われるが、災害の規模によっては、震災時と同様に、従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割が求められる。

そのため、震災対策をベースに日頃から防災体制の整備や防災訓練の実施に努めつつ、風水害を想定した災害対策の見直しをすることが求められる。

第3節 災害ボランティアの役割

- 1 日頃から、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研修会や、訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるよう努める。
- 2 災害時の活動の際には、食料、水、寝具及び衣料品等を携行し、ごみは持ち帰るなどできる限り自己完結型の活動に努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動する。また、ボランティア団体相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努める。

第5章 町及び防災関係機関等の業務大綱

第1節 町が行うべき業務の大綱

| | |
|-----|---|
| 葉山町 | <ol style="list-style-type: none"> 1 葉山町防災会議の事務 2 防災組織の整備及び育成指導 3 防災知識の普及及び教育 4 災害教訓の伝承に関する啓発 5 防災訓練の実施 6 防災施設の整備 7 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 8 消防活動その他の応急措置 9 避難対策 10 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 11 被災者に対する救助及び救護の実施 12 保健衛生対策 13 文教対策 14 被災施設の復旧 15 被害調査 16 その他の災害応急対策 17 その他災害発生の防衛及び拡大防止のための措置 |
|-----|---|

第2節 防災関係機関等の業務の大綱

1 指定地方行政機関

| | |
|--------------------|---|
| 関東財務局 (横浜財務事務所) | <ol style="list-style-type: none"> 1 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会 2 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付 3 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 |
| (横須賀出張所) | <ol style="list-style-type: none"> 4 災害時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等 |
| 神奈川労働局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 工場・工事現場等の事業場における労働災害防止の指導・援助及び被災労働者の労働災害補償等 2 建設現場の統括安全衛生管理の徹底の指導・援助 3 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助 4 被災者の雇用対策 |
| 関東農政局 (神奈川拠点) | 災害時における応急用食料に関する連絡調整 |
| 関東運輸局 (神奈川運輸支局) | 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整 |
| 関東地方整備局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 港湾施設、海岸保全施設等の整備 2 港湾施設、海岸保全施設等に係わる応急対策及び復旧対策の指導、協力 3 港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 5 防災上必要な教育及び訓練 6 水防に関する施設及び設備の整備 7 災害危険区域の選定 8 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達 9 災害に関する情報の収集及び広報 10 水防活動の助言 11 災害時における交通確保 12 災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施 13 災害復旧工事の施工 |

| | |
|----------------------------------|--|
| | <p>14 再度災害防止工事の施工</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大規模地震災害対策訓練の実施 2 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 3 港湾の状況等の調査研究 4 船艇、航空機等による警報等の伝達 5 船艇、航空機等を活用した情報収集 6 活動体制の確立 7 船艇、航空機等による海難救助等 8 船艇、航空機等による傷病者、医師、避難者等及び救援物資の緊急輸送 9 被災者に対する物資の無償貸与及び譲与 10 要請に基づき、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 11 排出油等の防除等 12 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 13 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 14 海上における治安の維持 15 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置 16 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置 17 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保 |
| <p>第三管区海上保安本部 (横須賀海上保安部)</p> | |
| <p>東京管区気象台 (横浜地方気象台)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象（地震あつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発 |
| <p>関東総合通信局</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること |
| <p>国土地理院 (関東地方測量部)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における地理空間情報の整備・提供 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 3 地殻変動の監視 |

2 指定公共機関

| | |
|---|---|
| <p>東日本電信電話(株)(神奈川事業部)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ(神奈川支店)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備及び点検 2 電気通信の特別取扱 3 電気通信施設の被害調査及び災害復旧 |
| <p>日本赤十字社 (神奈川県支部)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護 2 こころのケア |

第1部 総則 第5章 町及び防災関係機関等の業務大綱

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 3 救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他災害救護に必要な業務 |
| KDDI(株)南関東支社 | <ul style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備及び保全 2 災害時における電気通信の疎通 |
| 東京電力パワーグリッド(株) (藤沢支社) | <ul style="list-style-type: none"> 1 電力供給施設の整備及び点検 2 災害時における電力供給の確保 3 被災施設の調査及び復旧 |
| 東京ガスネットワーク(株) | <ul style="list-style-type: none"> 1 ガス施設の応急対策 2 ガス施設の応急復旧対策 |
| 日本郵便(株) (葉山郵便局) (葉山一色郵便局) (葉山堀内郵便局) | <ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便物の送達の確保 2 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 3 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 4 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 5 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 6 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による応急融資 |
| 日本銀行 (横浜支店) | <ul style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報 |

3 指定地方公共機関

| | |
|--------------------------------------|---|
| バス機関 (京浜急行バス(株)) | <ul style="list-style-type: none"> 1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策 |
| 一般社団法人逗葉医師会 社団法人逗葉歯科医師会 逗葉薬剤師会 | <ul style="list-style-type: none"> 1 傷病者に対する診察、治療、調剤、応急処置、保健・服薬指導 2 病院又は診療所への転送の手配 3 死亡の確認及び遺体の検案 4 医薬品等の優先供給 5 医薬品等の集積場所における医薬品等の仕分け及び管理 6 その他必要と判断した処置等 |
| 一般社団法人神奈川県トラック協会 | <ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策 |

4 神奈川県

| | |
|--|--|
| 神奈川県 (横須賀三浦地域県政総合センター) (横須賀土木事務所) (企業庁鎌倉水道営業所) (鎌倉保健福祉事務所) | <ul style="list-style-type: none"> 1 防災組織の整備 2 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 3 防災知識の普及及び教育 4 災害教訓の伝承に関する啓発 5 防災訓練の実施 6 防災施設の整備 7 防災に必要な物資及び資機材の備蓄及び整備 8 地震に関する情報の収集、伝達及び広報 9 緊急輸送の確保 |
|--|--|

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 10 交通規制その他の社会秩序の維持 11 保健衛生 12 文教対策 13 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援 14 災害救助法に基づく被災者の救助（救助実施市域を除く）及び資源配分の連絡調整 15 被災施設の復旧 16 その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置 |
|--|--|

5 神奈川県警察

| | |
|-------------------|---|
| 神奈川県警察 (葉山警察署) | <ul style="list-style-type: none"> 1 警戒体制の確立 2 災害に関する情報の収集及び伝達 3 避難誘導、被災者の救出その他人命の保護活動 4 行方不明者の捜索、遺体の検視・調査等 5 交通規制及び緊急交通路の確保 6 犯罪の予防・取り締まりその他治安維持活動 |
|-------------------|---|

6 自衛隊

| | |
|--|---|
| 自衛隊(陸上自衛隊 第31普通科連隊・ 海上自衛隊横須賀 地方総監部) | <ul style="list-style-type: none"> 1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 葉山町地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために行う必要のある応急救護又は応急復旧 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与 |
|--|---|

7 消防団

| | |
|-----|--|
| 消防団 | <ul style="list-style-type: none"> 1 消火活動及び救助活動の実施 2 地域住民の避難誘導の実施 3 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握 |
|-----|--|

8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

| | |
|------------------------|--|
| 病院等医療施設の管理者 | <ul style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 2 災害時における入院患者等の保護及び誘導 3 災害時における病人等の受入れ及び保護 4 災害時における被災負傷者の治療及び助産 |
| 葉山町社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> 1 災害救援ボランティアセンター設置・運営の環境整備 2 関係団体等との連絡による災害救援ボランティアコーディネーターの養成 3 災害時における災害救援ボランティアセンターの設置及び運営 4 生活福祉資金の貸付 |
| 社会福祉施設の管理者 | <ul style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 2 災害時における入所者の保護及び誘導 |
| 学校法人 | <ul style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 2 災害時における応急教育対策計画の確立及び実施 |
| よこすか葉山農業協 同組合(葉山支店) | <ul style="list-style-type: none"> 1 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力 2 農作物災害応急対策の指導 3 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋 |

第1部 総則 第5章 町及び防災関係機関等の業務大綱

| | |
|-------------------|--|
| | 4 被災農家に対する融資斡旋 |
| 葉山町漁業協同組合 | 1 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力 2 被災組合員に対する融資又は融資の斡旋 3 漁船及び協同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立 |
| 葉山町商工会 | 1 町が行う商工業関係被害の調査及び応急対策への協力 2 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力 |
| 金融機関 | 1 被災事業者等に対する資金融資 |
| 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者 | 1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備 |
| 各施設の管理者 | 1 自衛消防組織の整備及び避難確保計画の作成 2 施設の自主検査と安全管理 3 防災施設の整備及び点検の実施 4 従業員に対する防災知識の普及と防災に関する教育・訓練の実施 5 施設利用者の安全確保 6 情報の収集及び伝達 7 応急救護 |

第6章 防災組織

町及び防災関係機関は、総合的な防災体制を確立するため、防災会議等の防災上重要な組織を整備するとともに、相互の連携強化を図る。

第1節 町の防災組織

主管部：総務部

関係部：関係各部

1 葉山町防災会議

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第16条第1項

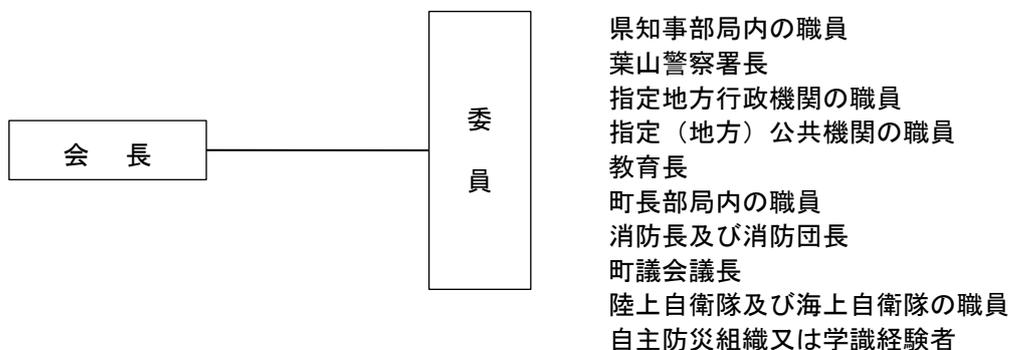
(2) 所掌事務

ア 葉山町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

イ 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

ウ その他法律又はこれに基づく法令によりその権限に属する事務に関すること。

(3) 組織



2 葉山町災害対策本部

(1) 設置の根拠

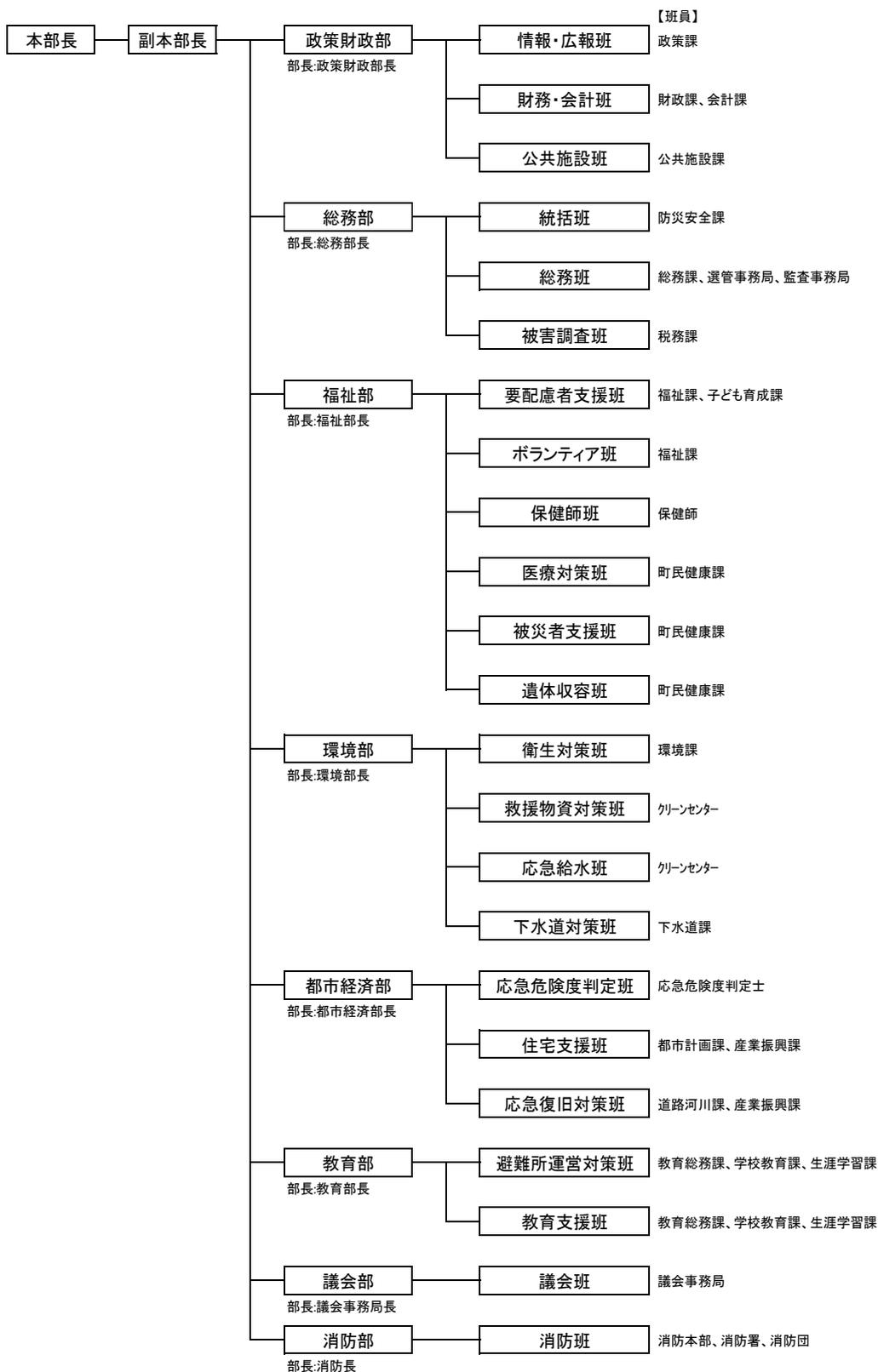
災害対策基本法第23条の2第1項

(2) 所掌事務

地域防災計画の定めによる町域の災害予防及び災害応急対策の実施

(3) 組織

《災害対策本部の組織図》



《各班の活動期間の目安》

| | 初動対策時 2日 | 応急対策時 7日 | 応急対策時 14日 | 応急復旧時 40日 | 応急復旧時 70日 |
|----------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 情報・広報班 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 財務・会計班 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 公共施設班 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 統括班 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 総務班 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 被害調査班 | | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 要配慮者支援班 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| ボランティア班 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 保健師班 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 医療対策班 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 被災者支援班 | | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 遺体収容班 | ■ | ■ | | | |
| 衛生対策班 | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| 救援物資対策班 | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| 応急給水班 | ■ | ■ | ■ | | |
| 下水道対策班 | | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 応急危険度判定班 | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| 住宅支援班 | | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 応急復旧対策班 | | | | ■ | ■ |
| 避難所運営対策班 | | | | | ■ |
| 教育支援班 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 議会班 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 消防班 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |

3 葉山町水防本部

(1) 設置の根拠

水防法（昭和24年法律第193号）

(2) 所掌事務

町内各河川、海岸の洪水又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害の軽減

(3) 組織

第1節 町の防災組織 2 葉山町災害対策本部 (3) 組織に順ずる。

第2節 自主防災組織等

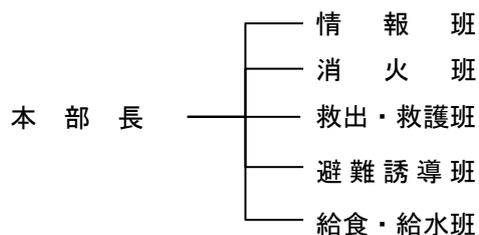
1 自主防災組織

(1) 設置の目的

災害対策基本法第5条第2項に基づき、町民が自ら防災活動の推進を図るため、自治会・町内会等を単位として設置する。

(2) 組織構成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによるが、例示をすると次のとおり。



また、具体的編成及び活動基準は本編第2部 第7章 第1節のとおり。

(3) 自主防災組織の育成指導

災害に対する地域連帯および地域防災活動の推進を図るため、町内会・自治会などの住民組織を中心とした自主防災組織の育成指導を継続していく。

(4) 自主防災組織に対する支援

自主防災組織による防災資機材等の整備を推進するための支援を行う。

2 その他の防災組織

不特定多数の者を収容する施設、危険物施設等の施設の管理者は、消防法等の規定に基づき、その施設の用途規模に応じた自衛防災組織の整備、充実を図る。

第2部 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくりの推進

第1節 まちづくりの計画的な推進

主管部：環境部・都市経済部

1 基本的な考え方

台風及び集中豪雨等により、町は過去多くの被害を被っている。

町は丘陵が多く、災害が発生しやすい現況にあるため、町が管理している河川は、防災、衛生、安全性を配慮し、防水性を高めた整備と市街地における雨水の排除等の排水施設整備を併せて進める。

橋りょうについては耐震性を強化した整備を推進し、既に整備が進んでいる町道についても防災対策などの視点を取り入れ拡幅・改良に努め、地域特性にあった災害に強い町づくりを進める。

都市計画の策定に当たっては、水害、土砂災害、高潮災害の防止、建築物・構造物の耐震化・不燃化、道路網の確保、防災空間の確保に重点を置き、各種事業・施策を体系的に捉えつつ、総合的かつ計画的に推進する。

2 適正な公共施設等の整備による防災化の推進

(1) 土地利用の適正化

自然災害による被害発生危険性を回避した土地利用を進めるため、「自然災害回避（アボイド）行政」を今後も継続して推進するとともに、都市防災基本計画を策定し、それに基づく土地利用の規制・誘導、避難地、避難路、延焼遮断帯などの防災基盤施設整備、市街地の面的整備について都市計画との連携によりその実効性を高めていく。

(2) 水害の防止

道路や公共施設等の整備に当たっては、緑地の確保、雨水浸透性の高い舗装や排水施設の整備を推進する。

また、新規の宅地開発においては、適切な雨水調整池の整備を推進する。

(3) 土砂災害の防止

急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域など、土砂災害の危険性の高い地区においては、必要に応じた擁壁や排水施設の設置など、防災工事を推進するとともに、警戒避難体制の強化を図るなどハード及びソフト対策を推進する。

(4) 高潮災害の防止

海岸保全施設の適切な維持管理と新設による防護水準の確保を図る。

3 都市計画に基づく防災化の推進

(1) 防火・準防火地域の指定

町民の安全な避難及び緊急物資の迅速な輸送を確保するため、防火地域及び準防火地域を指定し、建物の不燃化を図り、主要道路沿線への延焼遮断帯を形成するなど災害時の延焼火災の拡大を防止する。

(2) 都市計画道路等の整備推進

役場（防災倉庫）と避難所、医療救護所などを結ぶ道路、消防活動等の緊急活動に必要な道路の整備促進を図る。

また、がけ崩れや火災による避難困難地域を解消するため、狭隘道路の解消に向けた道路の拡幅や整備を図る。

(3) 公園・緑地の整備

公園・緑地は、避難場所や各種応急対策用空地として、防災上重要な空間であり、あわせて延焼火災の拡大阻止にも有効な空間であるため、公園・緑地の整備及び保全を図る。

第2節 河川洪水の予防

主管部：都市経済部

関係機関：県

1 河川の概況

町には、南東に三浦半島で一番高い大楠山から連なる宝金山や峰山の丘陵、北東に大山、二子山等の丘陵、町の中央に大峰山と3つの山塊があり、これらの山々を水源とする森戸川、下山川が、西へ流れ相模湾に注いでいる。

森戸川、下山川ともに、支流部分及び砂防指定地があり、二級河川及び砂防指定地については、県が管轄し、支流部分については、町で管理を担当している。

森戸川の下小路橋、下山川の星山橋には、氾濫を警戒・監視することを目的として、それぞれ雨量と水位のテレメーター及び監視カメラを設置している。

2 河川の改修方針

| 区 分 | 概 要 |
|------|--|
| 二級河川 | 二級河川については県が維持管理を含めて改修を実施する。 |
| 支流部分 | 支流部分については、未改修があり改修時期は未定だが、今後も継続して改修する予定。 |

3 重要水防区域及び箇所指定

県は、大雨等の風水害時において、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所として、重要水防区域及び重要水防箇所を指定する。

4 要配慮者利用施設の洪水対策

町は、高齢者、障害者等の要配慮者を洪水から守るため、「要配慮者支援マニュアル」を作成し、施設の管理者に対して、浸水想定区域等の危険箇所、避難場所、警戒避難基準等の情報、予報及び警報を提供し、避難確保計画の作成、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

5 氾濫危険水位等の指定

県は、二級河川において、住民の避難や水防活動の目安となる氾濫危険水位、避難判断水位、氾濫注意水位、水防団待機水位を各水位観測地点について指定する。

6 安全性に配慮した行政指導の実施

町は、市街地再開発事業等において、透水性舗装や調整池の設置による流出抑制を事業者に指導を行う。

町は、土地区画整理事業においても、透水性舗装の促進による流出抑制や盛土の抑制など、地域の特性や必要に応じた対策を実施するよう事業者に指導を行う。

7 洪水ハザードマップ等による浸水想定区域の周知

町は、県に指定された浸水想定区域に基づいて作成した葉山町洪水ハザードマップについて、防災訓練及び防災講演会等の行事を利用して、理解促進を図るとともに、町への転入者及び来訪者等への周知を徹底する。

第3節 内水氾濫の予防

主管部：環境部・都市経済部

1 内水氾濫による被害防止のための取組み

現在、町内には3箇所調整池がある。

第4節 高潮災害の予防

主管部：都市経済部

高潮対策については、県が策定した相模灘沿岸海岸保全基本計画の中で定められている、防護すべき地域及び防護水準に基づき、海岸保全に努める。

1 相模灘沿岸海岸保全基本計画

(1) 防護すべき地域

防護すべき地域とは、海岸保全施設が整備されていない場合、海岸背後の人命や財産に対して被害の発生が予測される地域であり、具体的には防護水準として設定した潮位と波浪が同時に発生した場合の浸水区域とする。

(2) 防護水準

海岸に作用する高潮や波浪などの外力は、想定外のものが発生するなど大きさに幅があり、またその対応方法にもソフト・ハード対策など種々考えられるが、防護の目標とすべき外力水準は次のとおりとする。

ア 高潮

朔望平均満潮位に想定される最大の偏差を加えた計画高潮位に対して防護することを目標とする。

イ 波浪

一般及び漁港海岸は、原則として30年再現確率に対応する波浪に対して防護することを目標とする。ただし、背後の土地利用の状況等に応じて柔軟に対応する。

ウ 整備に関する事項は、地震津波対策計画編第2部第9章第1節4を参照

2 重要水防区域及び箇所指定

県は、台風等の風水害時において、海岸における特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所として、重要水防区域及び重要水防箇所を指定する。

第5節 土砂災害の防止

主管部：都市経済部

関係部：総務部

関係機関：県

1 ハード対策の推進

土砂災害を防止するため、県による急傾斜地崩壊危険区域の指定により土砂災害防止施設の整備を促進するとともに、危険ながけや擁壁の点検、安全管理の指導、個人が行うがけ崩れ工事を促進する。

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定及び工事要望

町内の17箇所が急傾斜地崩壊危険区域に指定されているが、県に対し新規・拡大の区域指定及び急傾斜地崩壊対策整備工事の要望をしていく。(令和4年12月7日現在)

| 項目 | 概要 |
|------|--|
| 指定基準 | <ul style="list-style-type: none"> 傾斜角が30度以上、かつ高さが5m以上のがけ 崩壊により危害が生じるおそれがある住家が5戸以上、又は、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれがある区域 |

2 土砂災害防止法による対策の推進

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下、「土砂災害防止法」という)は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、特定の開発に対する許可制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進することを目的としている。

(1) 土砂災害(特別)警戒区域の指定

県は、土砂災害防止法に基づき、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域として「土砂災害警戒区域(イエローゾーン)」を、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域として「土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)」を指定する。町内には、土砂災害計画区域等として、急傾斜地の崩壊については135の区域(うち土砂災害特別警戒区域を兼ねる区域として132の区域)、土石流については65の区域(うち土砂災害特別警戒区域を兼ねる区域として42の区域)、地すべりについては13の区域が指定されている。(令和4年7月12日現在)

また、町は、土砂災害警戒区域等、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域における警戒・避難対策計画を策定し、土砂災害警戒情報等を用いた避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、避難地区の指定、避難経路の設定、指定緊急避難場所等の指定を進める。

| 種別 | 災害種別 | 区 域 |
|---------------------|------------------|--|
| 土砂災害 警戒区域 | 急傾斜地の崩壊 | 傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、斜面上部（斜面上端から10m以内）、斜面及び斜面下部（斜面の下端から高さの2倍（50mを超える場合は50m）） |
| | 土石流 | 土石流のおそれのある溪流で、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域 |
| | 地すべり | 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域）及び地すべり区域下端から地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを越える場合は、250m）の範囲内の区域 |
| 土砂災害 特別警戒 区 域 | 急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり | 土砂災害警戒区域のうち、土石などの移動により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石などの移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある損壊を生じることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域 |

(2) 土砂災害特別警戒区域内における各種規制

土砂災害特別警戒区域においては、非自己用住宅、社会福祉施設、学校、医療施設など特定の開発行為に対する許可制（県知事）、新築建築物等の構造規制（建築主事又は指定確認検査機関）、建築物の移転などの勧告（県知事）がなされることとなる。

(3) 危険箇所の点検及び土地管理者への指導

町は、土砂災害警戒区域等の危険箇所の点検を奨励するとともに、必要に応じて危険箇所の補修を行うよう土地管理者への指導を徹底する。

(4) 要配慮者利用施設への土砂災害情報の提供

町は、高齢者、障害者等の要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、「要配慮者支援マニュアル」を作成し、施設の管理者に対して、土砂災害警戒区域等の危険箇所、避難場所、警戒避難基準等の情報、予報及び警報を提供し、避難確保計画の作成、警戒・避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

(5) 危険箇所居住者や関係者への計画内容の周知

危険な箇所に居住する町民や観光旅館、要配慮者関連施設等の従業員に対する計画内容の周知を徹底する。

3 その他の対策

町は、土砂災害ハザードマップを作成し土砂災害警戒区域等の周知及び避難対策など土砂災害に対する啓発を行う。

第6節 治山対策

関係機関：県

1 土砂の崩壊・流出の防止

町は、県が設定した「山砂災害危険地区」の情報について、地域住民への周知や山地災害に関する防災知識の普及等、県と連携したソフト対策の取組みに努める。

第7節 その他都市施設の防災化の推進

主管部：都市経済部

1 道路の災害対策

(1) 都市計画道路の整備

都市計画道路の整備に当たっては、災害時の緊急物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速かつ円滑に実施するため、順次整備を推進する。

(2) 資機材、人員の確保

災害時に備え、応急復旧に必要な資機材や人員が不足する場合を考慮し、平常時から業界団体等との協定を締結し、道路の早期啓開を実施できる体制を整える。

第8節 建築物の防災化の推進

主管部：政策財政部・総務部・都市経済部・教育部

1 建築物の防災化

(1) 建築物の災害対策

建築基準法の風圧に対する基準が適用される以前の既存建築物の安全性を確保するため、建築物における風水害への備えや災害危険箇所等について、所有者、管理者、占有者等に周知し、自主的な防災工事への取組みを促す。

(2) 公共建築物の災害対策

指定避難所や防災拠点となる学校等の公共建築物については、浸水や土砂災害に対する安全性を検証し、必要に応じて対策を講じるなど、災害時においてもその機能を維持できるように努める。

(3) 不特定多数の者が使用する施設の災害対策

不特定多数の者が使用する施設について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

(4) 町指定文化財の災害対策

町指定文化財の所有者・管理者の防災意識を高めるとともに、文化財保全に対する指導・助言を行う。

2 文化財等の災害対策

管理者等に対する防災知識の普及を図り、管理・保護について指導、助言を行う。

文化財指定の建物については、適時・適切な修理や周辺環境の整備を行い、風水害に対する予防措置を図る。

第9節 ライフライン施設の強化

主管部：環境部

関係機関：東京電力パワーグリッド(株)・東京ガスネットワーク(株)・県企業庁・東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ

1 給水の対策

災害時における給水が円滑に実施できるよう、葉山町応急給水計画書に基づき、次の対策を実施する。

| 項目 | 概要 |
|-----------------|---|
| 災害時連絡体制の確立 | 電話、無線通信等による県との通信連絡体制の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。 |
| 応急給水用施設設備の点検・整備 | 葉山保育園園庭に整備している耐震性貯水槽を定期的に点検し、いつでも活用できる状態に保つよう努める。 |
| 飲料水の確保 | 株式会社京急ストア 葉山店、相鉄ローゼン株式会社 そうてつローゼン葉山店、横須賀産業株式会社 もとまちユニオン葉山店、株式会社スズキヤ葉山店と調達協定を結んでいる。 ※運搬方法など詳細は要検討 |

2 電力、ガス、電話などライフライン施設の対策

大規模災害が発生した場合、電気、ガス、電話などのライフライン施設に大きな被害が発生することが予想される。ライフライン施設は町民生活に欠かすことのできない施設であるため、各事業者は災害時にもライフライン機能を確保できるよう、施設の多重化などに努めるものとする。

また、災害時に電気を供給することができる電気自動車や燃料電池自動車の普及促進を図る。

第2章 防災力強化の取組み

第1節 消防力の整備・強化

主管部：消防部

1 風水害への対応力の強化

消防は、風水害時の水防活動や避難誘導などの応急対策を実施するため、職員の非常配備体制を整えるとともに、ボート、船外機、スコップ、ツルハシ等の風水害対応資機材を消防署等に整備し、風水害への対応力強化を図る。

2 消防団の強化

各分団詰所に、風水害対応資機材を整備するとともに、水防訓練の実施等による、風水害に関する知識の普及や水防活動技術の習得などを実施し、消防団の対応能力の強化を図る。

3 公設消防力の強化

火災及び人命救助事象への対応力の強化のため、消防車両・資機材の整備強化を図るとともに、地域特性等を考慮して特殊車両・装備の配置を行う。

また、救命効果の向上を図るため、専門的知識の習得など、救急高度化を推進する。

災害時における消火栓の使用不能に備えて貯水槽、河川等水利体制を確立する。

災害時の必要に応じ、速やかな広域応援が受けられるよう関係機関との相互応援協定を進める。

4 消防水利の確保

地域や対象物の特性を踏まえつつ、消火栓及び防火水槽を整備するとともに、プールなどの貯水施設の常時使用が可能になる措置など、総合的な消防水利の確保をすすめる。

5 特殊災害対策の推進

都市災害の特殊性に鑑み、以下により対策を推進する。

| 項目 | 概要 |
|------------|---|
| 活動装備の充実 | 特殊災害に対応するための活動装備の充実を図る。 |
| 予防・査察指導の強化 | 集客施設や高層建物における災害を未然に防ぎ、被害を軽減するため、予防・査察指導を強化する。 |
| 通報体制の確立 | 都市災害の対象となる関係施設からの火災や事故の早期覚知、通報体制を確立する。 |

6 警防計画の策定

不特定多数の者が出入りする建築物・施設や木造密集地区等、火災の発生により多数の死傷者の発生が予想される消防対象物及び区域について、事前に警防計画を策定する。

(1) 警防計画の対象

警防計画を策定する対象物及び区域は次のとおりとする。

| 項目 | 概要 |
|------------------|---|
| 警防計画の対象物 及び区域 | 1 医療機関、社会福祉施設等の要配慮者施設 2 劇場、遊技場、飲食店、デパート、ホテル 3 危険物施設 4 共同住宅等の高層建築物 5 地下空間 6 谷戸や高台などの消防車の進入が困難な区域 7 その他火災の展開が急で大規模火災になりやすいもの、及び 消防活動が困難と想定される建築物・区域等 |

(2) 警防計画策定における留意点

火災の発生や展開状況等は建築物や区域などの特性によって異なるので、的確な災害防御方を示唆するため、次の内容について整理しておくものとする。

| 項目 | 概要 |
|---------------|---|
| 策定における 留意点 | 1 防火管理状況 2 消防用設備等の設置及び管理状況 3 危険物などの保有状況 4 その他火災防御上の注意事項等 |

第2節 情報伝達体制の整備

町は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

その他情報伝達体制の整備に関する事項は、地震津波対策計画編第2部第2章第2節を参照

第3節 防災備蓄の推進

次のほか、防災備蓄に関する事項は、地震津波対策計画編第2部第2章第3節を参照

1 活動用資機材の備蓄

町は、防災資機材倉庫及び各部局が設置する倉庫等に、水害、土砂災害及び高潮災害を防除する資機材を備蓄する。

第4節 広域応援受入体制等の整備

広域応援受入体制等に関する事項は、地震津波対策計画編第2部第2章第4節を参照

第5節 被災地、被災者への支援体制等の整備

被災地、被災者への支援体制等に関する事項は、地震津波対策計画編第2部第2章第5節を参照

第6節 救急・救助体制の整備

主管部：福祉部・消防部

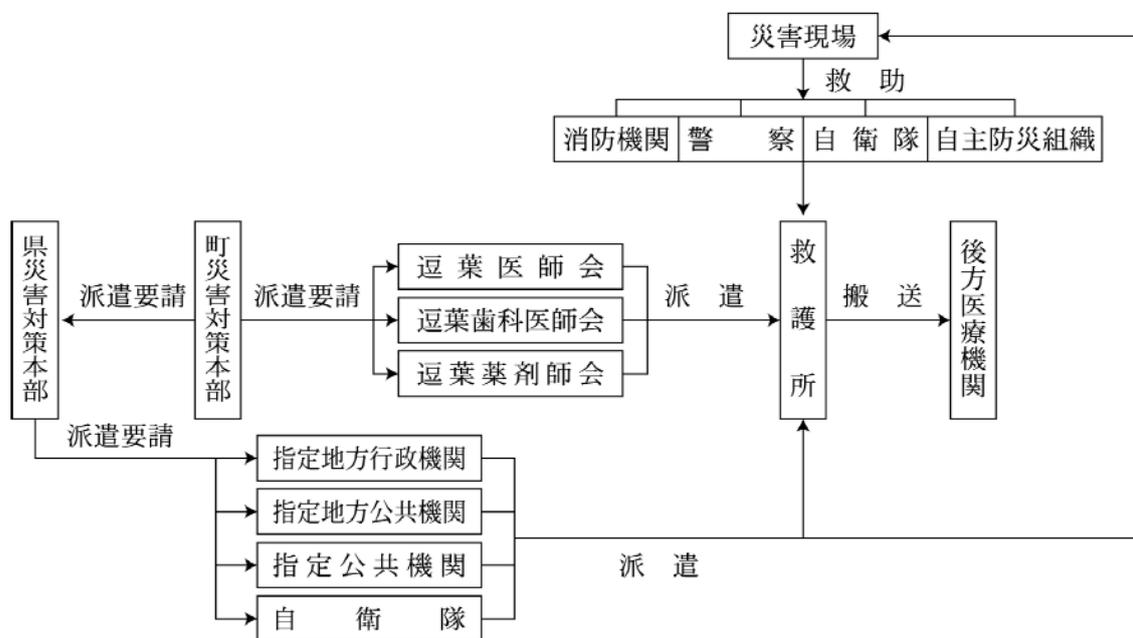
関係期間：逗葉医師会・逗葉歯科医師会・逗葉薬剤師会・県警察・自衛隊

町は、医療・救護活動を迅速に実施し、生命・身体の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るため必要な医療・救護・防疫体制の整備充実を図る。

1 医療・救護活動体制の整備

(1) 医療・救護活動体制の確立

町は、災害による医療救援活動体制を次の体系図のとおりとし、関係機関と調整をして、その確立を図る。



ア 葉山町

町は災害時における医療・救護を実施するため、自主防災組織の活用をはじめ次の事項を含めた医療・救護体制の確立を図る。

- ・ 救護所の指定及び整備と住民への周知
- ・ 救護班の編成体制の整備
- ・ 救護班の活動場所（救護所）の指定
- ・ 救護班の輸送方法
- ・ 負傷者等の搬送方法
- ・ 地域救護病院、医療の指定及び整備

イ 逗葉医師会

医師会は、災害において迅速な医療・救護活動を実施するため、救護班の編成体制の整備を図る。

(2) 医療品確保体制の確立

町は、備蓄調達計画に基づき救護活動に必要な医療品及び医療資機材を調達する。

(3) 血液の確保体制の確立

町は、災害時における血液の不足に備え、献血促進について町民への普及啓発を図る。

2 防疫予防対策

(1) 防疫予防対策

町及び県は、連携して日常から感染症の発生予防及び蔓延防止のため、感染症予防法に基づき、患者への適切な療養の指導、患者宅の消毒等の予防措置を図る。

(2) 防疫用薬剤等の備蓄

防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画に基づき防疫用薬剤等を調達する。

(3) 感染症患者入院体制の確立

町は、災害発生時による感染症患者又は無症状病原体保有者の発生が予測されることから、患者又は保有者の搬送・連絡体制の確立を図る。

(4) 遺体の処理等

災害時における遺体の処理を進めるため、町は県の協力を得て、神奈川県広域火葬計画に基づき災害時における遺体の処理を進めるため、柩の調達、遺体の搬送、安置、火葬、埋葬等手配を行う。

3 救急・救助用資機材等の調達

消防は、災害発生時における救急・救助活動に必要な資機材を逐次整備し、機動的な救助・救急体制及び災害医療体制を確保するものとする。

4 医療機関との協議

消防及び町は、災害発生時における救急・救助活動を円滑に行うため、社団法人逗葉医師会（以下「逗葉医師会」という。）、社団法人逗葉歯科医師会（以下「逗葉歯科医師会」という。）等とあらかじめ次の事項について調整し、確認しておくものとする。

| 項目 | 概要 |
|-------------|---|
| 協議・確認が必要な事項 | 1 災害発生時における連絡体制 2 医療機関の収容能力及び受入れ体制 3 医療救護班の編成及び現場派遣方法 4 医師及び看護師等の動員計画 5 現地救護所の設置とその運用 6 現場で必要な救急医薬品及び医療資機材の備蓄、調達並びに輸送の方法 7 傷病者の移送に関する協力体制 8 その他必要な事項 |

5 防災関係機関との協議

災害発生時における総合的な現場活動体制を確保するため、県警察、自衛隊、海上保安部等の防災関係機関と、あらかじめ次の事項について協議し、確認しておくものとする。

| 項目 | 概要 |
|-------------|---|
| 協議・確認が必要な事項 | 1 災害発生時における交通規制 2 自衛隊等の現場派遣部隊等の編成 3 現場における任務分担 4 現場における指揮の調整方法 5 現地救護所の設置とその運用 6 現場における各機関相互の連絡体制 7 各機関が保有する救急・救助資機材の備蓄及び調達に関すること |

第7節 事業者等に対する指導

主管部：消防部

町は、各事業所の災害対応が効果的に行われるよう、事業者等に対する法令事項の指導に加え、災害防止のための指導を強化する。

1 防火管理体制の強化

消防は、各事業所において、各種災害に対する事前対策及び災害時における応急対策が効果的に実施できるよう、防火管理者等に対する指導に努め、各事業所における防火管理体制の強化を推進する。

2 予防査察による是正措置

消防は、火災予防上の不備等を早期に発見し、出火危険及び延焼拡大要因を排除するため、予防査察により次の事項を主体とした指導を徹底する。

| 項目 | 概要 |
|-----------------|--|
| 予防査察による 是正措置 | 1 防火管理体制の適正な維持 2 避難施設及び防火設備の適正管理 3 消防用設備等の点検整備 4 火気使用設備・器具の安全管理 5 危険物等の安全な取扱いと貯蔵 |

3 関係法令の改正や災害事例の周知

消防は、消防法関係法令及び葉山町火災予防条例等の改正や特に周知を必要とする災害事例に関する説明会や通知を行うことで、関係事業者等に対する指導を徹底する。

第8節 応急手当の普及啓発

主管部：消防部

1 応急手当の普及啓発

消防は、救急隊が到着するまでの間、その場に居合わせた人が心肺蘇生法などの応急手当を素早く的確に行い、救命率を向上させるとともに、大規模災害時における町民の救護能力の向上のため、応急手当の方法を普及啓発する。

2 応急手当普及の方針

普通救命講習を計画的に実施するほか、地域における防災訓練や町が実施する防災イベント等において、応急手当の方法の普及を図るとともに、事業所、自主防災組織、学校教員等に対して応急手当普及員講習を実施することで、災害時における応急救護能力の向上を図る。

第9節 情報通信網の整備

主管部：消防部

関係部：政策財政部・総務部

1 防災関係機関及び事業所との連絡体制の強化

町は、防災関係機関及び都市災害の起因となりうる事業所等との連絡体制を定期的に確認し、災害発生時における円滑な連絡体制を確保する。

その他、情報通信網の整備に関する事項は、地震津波対策計画編第2部第2章第9節を参照

第3章 避難体制の整備

第1節 風水害時の避難

主管部：政策財政部・総務部・福祉部・環境部・都市経済部・教育部・消防部

1 風水害時の避難の考え方

風水害は、地震とは異なり、被害の発生を予測することができるため、事前の避難が有効である。

特に高齢の方や身体に障害がある方など、避難に手助けが必要な方がいる場合は、より早い避難の判断をすることで、被害を未然に防ぐことができる。

しかし、すでに風雨が強まっている場合には、悪天候の中を避難することで逆に被害にあってしまうこともあるため、まずは、浸水やがけ崩れの心配があるなら2階に移る、2階がないならがけとは反対側の部屋に移るなど、自宅での安全対策をとることが大切である。

ただし、自宅周辺で浸水やがけ崩れが発生したり、強風で自宅が倒壊する危険がある場合など、生命に危険が及ぶような場合には、速やかに避難する必要がある。

2 避難の判断方法

風水害時の避難は、災害発生の危険度や切迫性に応じて変わり、自らの判断による「自主避難」と、町長が町民の安全を確保するために発令する避難指示に基づく「避難指示などによる避難」に分けられる。

(1) 自主避難をする場合

避難指示などが発令されていない場合には、まず、自宅や職場で安全確保を行う。

自宅等での安全確保ができない場合や不安を感じる場合は、各自の判断により親戚・知人宅や町内（自治）会館などの自主避難所へ自主避難を行う。また、被害予測の少ない地域のホテル・旅館等への避難も安全を確保するための一つの手段である。

(2) 避難指示等が発令された場合

町は、避難指示等が発令した場合には、避難対象世帯等を指定して、それに対応する指定緊急避難場所を開設する。

町（消防）職員、警察官、消防団員などによる避難誘導により、開設された指定緊急避難場所又は親戚・知人宅等の安全が確保できる場所へ避難する。

ただし、浸水深が50cmより深い場合など、屋外へ避難することにより、より危険が高まる場合には、屋内の上階への退避（屋内安全確保）を行うことも検討する。

3 避難指示等の発令

町は、状況に応じて避難指示等を発令する。

なお町は、避難指示の発令の際には、指定緊急避難場所等を開設していることが望ましいが、避難のための時間的余裕が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令する。そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

【警戒レベルの一覧表】

| 警戒レベル | 状況 | 住民が取るべき行動 | 行動を促す情報 (避難情報等) |
|--------------------------------|--------------|------------------|----------------------|
| 5 | 災害発生又は切迫 | 命の危険 直ちに安全確保！ | 緊急安全確保※1 (町) |
| ~~~~<警戒レベル4までに危険な場所から必ず避難>~~~~ | | | |
| 4 | 災害のおそれ高い | 危険な場所から全員避難 | 避難指示(注) (町) |
| 3 | 災害のおそれあり | 危険な場所から高齢者等は避難※2 | 高齢者等避難 (町) |
| 2 | 気象状況悪化 | 自らの避難行動を確認 | 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁) |
| 1 | 今後気象状況悪化のおそれ | 災害への心構えを高める | 早期注意情報 (気象庁) |

※1 町が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ずしも発令されるものではない。

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである。

(注) 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する。

【防災気象情報をもとにとるべき行動と警戒レベル相当情報】

| 情報 | とるべき行動 | 警戒レベル |
|--|---|----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報 ・氾濫発生情報 | 町が警戒レベル5 緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当する。 何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっており、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する。 | 警戒レベル5相当 |

| | | |
|---|---|-----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報 ・危険度分布「非常に危険」(紫) ・氾濫危険情報 ・高潮特別警報 ・高潮警報 | <p>町が警戒レベル4 避難指示を発令する目安となる情報、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</p> <p>災害が想定されている地域等では、町からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をする。</p> | <p>警戒レベル4相当</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報(土砂災害) ・洪水警報 ・危険度分布「警戒」(赤) ・氾濫警戒情報 ・高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの) | <p>町が警戒レベル3 高齢者等避難を発令する目安となる情報、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。</p> <p>災害が想定されている地域等では、町からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をする。</p> | <p>警戒レベル3相当</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・危険度分布「注意」(黄) ・氾濫注意情報 | <p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている地域や避難先、避難経路を確認する。</p> | <p>警戒レベル2相当</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの) | <p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている地域や避難先、避難経路を確認する。</p> | <p>警戒レベル2</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・早期注意情報(警報級の可能性) <p>注：大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合</p> | <p>災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1</p> <p>最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高める。</p> | <p>警戒レベル1</p> |

町は警戒レベル相当情報のほか、地域の状況などを踏まえて総合的に判断し、避難情報を発令することから、町が発令する避難情報は、警戒レベル相当情報と必ずしも一致しない。

4 避難指示等の伝達

町は、避難指示等の伝達に際して、災害の状況及び地域の実情に応じて、防災行政無線や防災情報メール、ホームページ(ツイッター)、湘南ビーチFM割込み放送、テレホンサービス、ライン(LINE)、消防団、自主防災組織を始めとした効果的かつ確実な手段を複合的に活用し、避難対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

5 風水害時の避難体系

風水害時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難場所は、風水害による危険度や被害の切迫性に応じて変わる。

風水害時に落ち着いて身を守れるよう、日頃から、自宅、学校、職場など、自分がよく行く場所の立地条件を考慮して、対応をイメージしておくことが大切である。

6 避難に関する普及啓発

風水害時に身を守るためには、自宅等における安全確保の方法や指定緊急避難場所及び指定避難所の場所を把握することが大切である。

そのため、町は指定緊急避難場所及び指定避難所や避難体系図などを掲載した防災マップを作成し、配布又はホームページ等で公開することにより、普及啓発を実施する。

7 避難計画の策定

(1) 避難対象地域の特定

町は、災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難計画を策定する。その際、河川管理者等と十分協議のうえ、過去の洪水・高潮等による浸水実績、土砂災害記録等により、避難対象地域を特定する。

(2) 避難行動要支援者の支援

町は、「葉山町避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、関係部署、自主防災組織等との連携のもと、避難行動要支援者に対する避難支援対策に取り組む。

この際、関係者と連携して具体的な避難方法等についての個別避難計画の策定に努める。

(3) 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域の避難

町は、土砂災害警戒区域及び洪水予報河川の浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、避難場所やその他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

8 指定避難所の運営

町は、「葉山町避難所運営マニュアル」に基づき、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及町職員で構成する避難所運営委員会を設置し、指定避難所の円滑な運営を行う。

9 住民への周知

(1) 避難場所、避難経路等の周知

町は、災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、災害ごとの指定緊急避難場所、避難経路及び避難指示方法について、あらかじめ住民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について周知するよう努める。

(2) 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域の避難場所等の周知

町は、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域の指定があったとき、予報の伝達方法、指定緊急避難場所等その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な事項を住民に周知するよう努める。

10 避難訓練

町は、避難訓練を実施し、災害時における混乱防止を図る。

11 帰宅困難者対策

町は、発災時における帰宅困難者のため、県警察等と協力して帰宅困難者の誘導に努める。

また、観光客等の帰宅困難者に対する避難については、葉山町観光協会、観光事業者等と連携し、対策を講じる。

12 応急仮設住宅等

(1) 応急仮設住宅供給体制の整備

町は、県が迅速に応急仮設住宅を供給するために必要な建設可能地調査等の事務に協力する。

また、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

(2) 応急仮設住宅運営マニュアルの作成

町は、県が作成する、応急仮設住宅の入居基準、運営等についてのマニュアル策定指針に基づいたマニュアルを作成する。

(3) 罹災証明書の交付体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるように、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

13 ペット対策

町は、事前にペット同行避難のルールを作成し、地域住民に周知する。

また、避難所におけるペットの同行については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー、衛生面に関する問題等が発生することから、飼育スペース、ケージの確保や飼い主の管理責任など、注意事項を具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づける。

第2節 要配慮者に対する対策

主管部：総務部・福祉部・都市経済部

要配慮者に対する対策については、地震津波対策計画編第2部第3章第3節を参照

第3節 指定避難所及び指定緊急避難場所

主管部：総務部

1 指定避難所の指定

災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所は、各小学校区に1箇所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を受け入れる施設を併せ持つ小学校、中学校及び高等学校等を指定する。

2 指定避難所の機能強化

指定避難所は、生活の場であるとともに、周辺住民等への支援拠点であるため、運営に必要な物資・資機材の整備に努める。

3 避難所運営委員会等

町は、県の避難所運営マニュアル策定指針に基づき、自主防災組織等、施設管理者及び町職員で構成する避難所運営委員会を平時より設置し、避難所運営マニュアル作成の支援をするなど、避難所の円滑な運営に向けた事前準備を推進する。

4 指定緊急避難場所の指定

災害対策基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、異常な現象の種類ごとに、同法施行令第20条の3に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。

なお、指定避難所及び指定緊急避難場所の概要は以下のとおりである。

| 区分 | 概要 |
|----------|---|
| 指定避難所 | 災害により自宅が被災した被災者等が、一定期間滞在して避難生活を送るための施設 |
| 指定緊急避難場所 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の危険から命を守るために緊急的に避難するための施設又は場所 浸水、土砂災害等の災害の種類ごとに指定する。 |

5 指定避難所及び指定緊急避難場所に関する届出及び取り消し

指定避難所又は指定緊急避難場所に指定された施設の管理者は、当該施設を廃止又は改築等により変更する場合には、町への届出を提出する。

町は、指定した施設に変更があった場合や、浸水想定区域などの警戒を要する区域指定があった場合は、必要に応じて、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。指定を取り消した場合には、その旨を県に通知するとともに、公示する。

6 自主避難者受入れ体制の整備

町は、住民から自主避難を希望する旨の連絡があった場合に備え、自主避難者の受け入れ態勢を整備するとともに、災害の規模や被害状況等により、町内（自治）会館等を自主避難場所として開設する。

第4節 浸水想定区域における警戒避難体制の整備

主管部：総務部

関係部：福祉部・都市経済部・教育部

浸水想定区域における水位情報の伝達方法、避難所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を以下により定める。

1 浸水想定区域の指定

県は、水防法第14条及び第15条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により、町域の二級河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、浸水想定区域図を公表する。（葉山町内の二級河川下山川及び二級河川森戸川については、平成27年の水防法改正に伴い洪水浸水想定区域図の見直しが行われ、令和元年8月30日に神奈川県が洪水浸水想定区域図等を告示している（下山川：神奈川県告示第160号・森戸川：神奈川県告示第161号））。

2 洪水浸水想定区域における避難の確保

(1) 避難確保計画の作成及び訓練の実施

水防法の規定により、浸水想定区域内の次に掲げる施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練を実施し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

- (ア) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- (イ) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
- (ウ) 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に相当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

(2) 要配慮者利用施設の範囲

前項(イ)に定める要配慮者利用施設の範囲は次のとおりとする。

- (ア) 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等の社会福祉施設
- (イ) 病院、診療所の医療施設（有床に限る）
- (ウ) 幼稚園、保育園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）

(3) 施設の名称及び所在地

施設の名称及び所在地は、葉山町地域防災計画「資料編」に定める。

3 地下街等における避難、浸水対策等

本計画で定められた地下街等の所有者等は、避難確保・浸水防止計画の作成、訓練を実施するとともに、自衛水防組織を設置する。

4 要配慮者利用施設、大規模工場等における避難、浸水対策等

本計画で定められた要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者等は、避難確保計画の作成、避難訓練を実施するとともに、自衛水防組織の設置に努める。

5 浸水想定区域の周知

町は、町内の二級河川について県が作成した浸水想定区域図において、住家に浸水が予想されている森戸川及び下山川について、当該浸水想定区域における水位情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を定めた洪水ハザードマップを作成・公表する。

なお、ハザードマップを作成するにあたっては、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

6 情報の伝達

浸水想定区域における情報の伝達体制としては次のとおり。

| 項目 | 概要 |
|---------------------------------|--|
| 防災行政無線 | 防災行政無線放送により、大雨警報などを伝達する。 |
| 防災情報メール | 防災行政無線の放送内容をメールにより配信する。 |
| テレホンサービス | 防災行政無線の放送内容をフリーアクセスにより案内する。 |
| 湘南ビーチFM | 湘南ビーチFM放送の割込み放送により大雨警報などを伝達する。 |
| 広報車 | 水位情報、避難指示を対象区域に伝達する。 |
| 町内(自治)会長等への伝達 | 町内(自治)会長及び自主防災組織会長等に電話、メール、FAX等を活用し伝達を行う。 |
| 各戸への巡回 | 避難指示の対象世帯を巡回し、避難を呼びかける。 |
| 要配慮者等への伝達 | 要配慮者等の事前登録者や緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者へ連絡を行う。 |
| ホームページ・ツイッター(Twitter)・ライン(LINE) | 必要な情報をホームページに掲載するとともに、ツイッター(Twitter)、ライン(LINE)を通じた広報も実施する。 |
| テレビ、ラジオ等放送機関への依頼 | 放送を活用した避難指示等の情報伝達の申し合せに基づき、テレビ、ラジオ等の放送機関への依頼し伝達を行う。 |

第5節 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備

主管部：総務部

関係部：福祉部・都市経済部・教育部

町では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等における避難情報等の伝達方法、避難所、その他災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を以下により定める。

1 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害防止法に基づき、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域として「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」を、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域として「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」を指定する。

2 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域における避難の確保

(1) 警戒避難体制の整備

町は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項、避難所等及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

(2) 避難確保計画の作成及び訓練の実施

土砂災害防止法の規定により、土砂災害警戒区域内の次に掲げる要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練を実施するとともに、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

なお、要配慮者利用施設の範囲は次のとおりとし、施設の名称及び所在地は、葉山町地域防災計画「資料編」に定める。

- (ア) 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等の社会福祉施設
- (イ) 病院、診療所の医療施設（有床に限る）
- (ウ) 幼稚園、保育園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）

3 危険箇所の点検及び土地管理者への指導

町は、土砂災害警戒区域等の危険箇所の点検を奨励するとともに、必要に応じて危険箇所の補修を行うよう土地管理者への指導を徹底する。

4 土砂災害ハザードマップの作成

町は、土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備の一環として、土砂災害警戒区域等や指定緊急避難場所及び指定避難所等を地図上に示した「土砂災害ハザードマップ」を作成し、公表することで、風水害時における避難の普及啓発を行い、町民の防災意識の向上を図る。

5 情報の伝達

土砂災害警戒区域等における情報の伝達体制としては本章第4節のとおり。

第4章 災害医療・防疫体制等の強化

災害医療・防疫体制等の強化に関する事項は、地震津波対策計画編第2部第4章を参照

第5章 防災体制の強化

第1節 初動体制の強化

主管部：総務部

関係部：関係各部

風水害時における被害を軽減するためには、警戒、初動段階における気象警報等の伝達や事前の対策が非常に重要である。町では、以下により風水害時における配備体制等の強化を推進する。

1 職務代理者の事前指定

警戒・初動活動期において、幹部職員が参集するまでの間の意思決定を遅滞なく行うため、町長の職務代理者は次のとおりとする。

| 被代理者 | 職務代理者とその順位 |
|-----------------|-----------------------------------|
| 町長 (災害対策本部長) | 第1順位 副町長 第2順位 教育長 第3順位 総務部長 |

2 災害対策本部室の代行機能の整備

町は、災害対策本部が被災した場合を想定して、通信機器の整備、職員の搬送手段の確保など、災害対策本部代行機能の充実を図る。

3 町、防災関係機関の組織体制の充実

町及び防災関係機関は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策に即応できるよう、災害対策本部等防災組織体制の充実を図る。

第2節 防災に関する組織体制

主管部：総務部

関係部：関係各部

町では、次の組織体制により災害応急対策を行うものとする。

1 災害対応組織の種類

(1) 事前配備（準備体制・準警備体制・警備体制）

被害状況等の収集及び事態の推移に伴い速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制。

- ① 事前配備第1（準備体制）
- ② 事前配備第2（準警備体制）
- ③ 事前配備第3（警備体制）

(2) 1号配備（警戒体制）

被害状況の把握及び局地的な災害対処、全ての指定緊急避難場所の開設に対応できる体制

(3) 2号配備（非常警戒体制）

拡大する災害に対応できる体制

(4) 3号配備（非常体制）

全職員をもって当たる完全な体制

2 災害配備職員の事前指定

風水害時の出動体制としては、設置体制ごとに区分されている発令者による配備指令が発令された場合において、円滑に職員が参集を行うため、事前に出動職員を指名するものとする。

3 災害対策本部等の組織と事務分掌

災害対策本部の組織及び事務分掌は、葉山町災害対策本部運用要綱に定めるところによる。

4 訓練等の実施

風水害等による災害の発生を想定した参集訓練、災害対策本部の運営訓練など、災害発生時に災害対応組織が円滑に機能することを目的として、各種訓練を実施する。

第3節 防災関係機関相互の連携強化

主管部：総務部

関係部：関係各部

1 防災・危機管理に関する協議会等への参画

町及び防災関係機関は、町域における災害予防及び災害応急対策の推進を図るため、防災及び危機管理に関する協議会等への参画を行うことにより、相互の連携強化を図るものとする。

第6章 災害に強い人づくりの推進

第1節 防災意識の普及啓発

主管部：総務部・教育部・消防部

関係部：関係各部

行政機関の関係者及び自主防災組織、地域住民が、風水害に対する正しい知識を持つことを目的として、次のとおり防災知識の普及啓発に努める。

1 町職員への防災教育

町民の生命、身体及び財産を災害から守るという、町の最も重要な責務を遂行するため、職員に対して計画的に防災教育を行うことで、職員の防災に関する知識を高め、災害時における適切な判断力や行動力を身につける。

職員用防災ハンドブックを作成し、災害時における参集、配備及び応急活動における役割等を周知するとともに、防災研修、防災講演会等により防災教育を行う。

職員に対して、災害時に感染症患者が発生した場合の対応について様々な被災場面を想定した研修を実施する。

水防、土砂災害防止、道路災害防止に関する総合的な知識の普及のため、防災の日（9月1日）及び防災週間（8月30日～9月5日）、水防月間（5月1日～5月31日）、土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）、道路防災週間（8月25日～8月31日）等を通じ、町、県、及び防災関係機関が協力して各種講演会等を開催する。

災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のため、防災とボランティアの日（1月17日）及び防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）において、防災関係機関が協力して講演会、講習会、訓練等の行事を実施する。

2 町民への防災知識の普及

町及び防災関係機関は、町民等を対象として次のとおり防災知識の普及啓発を行い防災意識の向上を図る。なお、普及啓発に際しては、要配慮者について十分に配慮する。

| 普及方法（例） | 普及事項 |
|------------------|--|
| 自主防災組織等に対する防災講話 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象や風水害に関する知識 ・ 地域の水害リスク ・ 災害に対する日頃の備え ・ 自宅における安全確保の方法 ・ 「高齢者等避難」「避難指示」など避難に関する情報の意味 ・ 早期の立ち退きが必要な区域 |
| 防災マップ等の作成・配布 | |
| 防災パンフレットなどの作成・配布 | |

| 普及方法（例） | 普及事項 |
|----------------|--|
| 広報紙の活用 | <ul style="list-style-type: none"> 風水害時における避難の判断方法 安否情報の確認方法 自主防災活動の重要性（自助・共助・公助について） 葉山町等、防災機関の災害対策 ライフライン途絶時の対策 その他必要な事項 |
| テレビ、ラジオ、新聞等の活用 | |
| 防災講演会の開催 | |

3 町民がとるべき措置

風水害による被害を最小限にとどめるため、町民一人ひとりが日頃から努めるべき事項を以下に示す。

| 項目 | 概要 |
|-----------|---|
| 町民が取るべき措置 | <ul style="list-style-type: none"> 防災知識を高める。 地域で行う防災訓練へ積極的に参加する。 自宅の立地条件（土砂災害警戒区域等）を把握する。 窓ガラス等の飛散防止措置 発災時に持ち出す非常食や飲料水、ラジオ、懐中電灯、医薬品などの非常用持ち出し品の準備 自宅等で避難生活をおくるための最低3日間、推奨1週間の食料や飲料水、その他生活用品などの非常用備蓄品の準備 風水害時における家族の役割分担、連絡方法、避難所等の確認などを話し合う。 |

4 学校での防災教育の推進

自然災害等の危険に際して自らの命を守りぬくため主体的に行動する態度を育成し、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるために、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校教育活動全体を通じて、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育を、家庭・地域社会と連携しながら推進する。

また、教職員の危機対応能力の向上を図るための研修を充実させる。

5 防災上重要な施設の教育

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員、入所者に対して、風水害等災害に関する基礎的知識及び災害時対応について、理解や感心を深めるため防災教育を進める。

6 災害経験の伝承

過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の促進に努める。

第2節 防災訓練の実施

主管部：総務部・消防部

関係部：関係各部

災害時において、的確な行動をとるためには、日頃から災害を想定した訓練を積み重ねておくことが重要である。町における防災訓練は、次のとおり実施するものとする。

1 防災訓練の種類

(1) 町職員及び防災関係機関の訓練

町民の生命、身体及び財産を災害から守るという、町の最も重要な責務を遂行するため、計画的に防災訓練を行うことで、職員及び組織の災害対応能力を高め、災害時における混乱の中で、適切に判断し行動できる力を身につける。

訓練の実施に当たっては、防災関係機関や応援職員と連携するとともに、より実災害に即した訓練の実施に留意する。

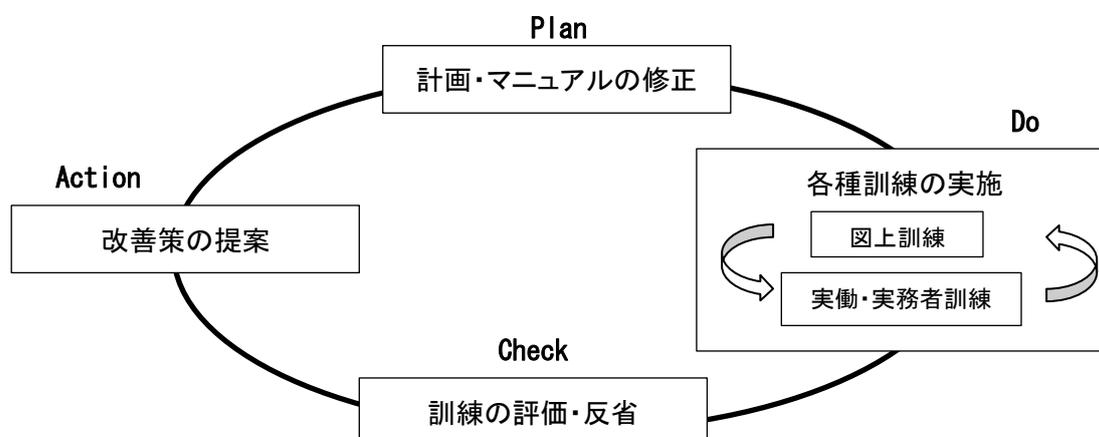
また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染対策を考慮した避難所開設・運営訓練を実施する。

(2) 町民が行う防災訓練

実災害を強くイメージし、自助による適切に身を守る行動、初期消火、救出救助、安否確認、避難所等の判断など、共助により住民自らがまちを被害から守ることを中心とした防災訓練を実施する。なお、訓練の実施に際しては、要配慮者等に十分に配慮する。

2 災害対応能力向上のPDCAサイクル

町では、各種防災訓練を活用し、下図のサイクルにより災害対策の向上を図る。



3 学校における防災訓練の充実

学校における防災訓練は、地震に関する対応や知識の習得はもとより、気象や風水害に関する知識、日頃の備え、風水害時における避難の判断方法など、風水害に関する防災知識の普及啓発をあわせて実施することで、自助力・共助力を育成する。

第3節 災害ボランティア活動の環境整備

災害ボランティア活動の環境整備に関する事項は、地震津波対策計画編第2部第7章第3節を参照

第7章 災害に強い地域づくりの推進

第1節 自主防災活動の促進

主管部：総務部・消防部

町内には消防団が1本団と6分団組織され、町内（自治）会を中心とした自主防災組織が28組織、また、全町内（自治）会から推薦された女性で組織する女性防火防災クラブが1組織あり、消防機関に協力して各種防災活動を展開している。

自主防災活動の促進に関する事項は、地震津波対策計画編第2部第8章第1節を参照

また、風水害はその発生までにある程度の時間があることから、被害が及ぶ危険を避けるために、早期に情報伝達や避難などの行動をとることによって、大規模な被害を抑えることが可能となる。

風水害時における活動には、地震津波対策計画編第2部第8章第1節のほか、次のような事前行動が求められる。

1 風水害時の活動

(1) 情報の収集及び伝達

風水害では、被害の及ぶ切迫性が現れてから、いかにすばやく避難を開始できるかがカギとなるため、正確な情報収集・伝達が重要となる。

なお、風水害時に伝達される災害情報については、次のようなものがある。

○ 気象庁・気象台等が発表する情報

- ・ 気象注意報（大雨や洪水、強風、雷、高潮等）
- ・ 気象警報（大雨や洪水、暴風、高潮等）
- ・ 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）
- ・ 土砂災害警戒情報および土砂災害警戒判定メッシュ情報
- ・ その他河川管理者などからの情報にも注意する必要がある。

○ 避難に関する情報

- ・ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

特に、風水害時の高齢者等避難や避難指示の情報は、防災行政無線放送が雨音でかき消される等、確実に住民に伝わらない場合もあるため、自主防災組織が早期にこうした情報を住民に伝える必要がある。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末を呼び掛け、火災が発生した場合は相互に協力して初期消火に努める。

(3) 救出・救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊で負傷者が発生したときは、速やかに県警察及び消防本部へ連絡し、到着までの間には救出活動を実施する負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに医師の手当を必要とする場合には、救護所へ搬送する。

(4) 避難及び避難所運営

風水害時の避難及び避難所運営については、特に被害の発生した地域によって、次のような状況が想定されるため、被害情報を正確に把握し、安全な避難経路での避難、避難所開設への行動が求められる。

なお、開設される避難所は、地域によって地震災害時とは異なる場合もあることに注意するとともに、次の点について留意する必要がある。

- 浸水等により、避難所及び周辺の衛生状態が著しく悪化するおそれがある。
- 浸水等により、地階や低層階に保管されている備蓄物資等が使用できなくなるおそれがある。

(5) 給食、物資の配布

避難所において又は援助を必要とする者がいるときは、必要品目、必要数の把握、自主調達、住民への配布を行い、町の実施する援助に協力する。

2 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の確かな行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

大規模災害を想定した防災訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帯意識の高揚を図り、災害発生時町民の役割が明確になるように努め、併せて防災資機材の利用方法の習熟に努める。

①情報の収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等をこれらの機関へ通報するための訓練を実施する。

②消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消防用機器を使用して消火に必要な技術等を習得する。

③避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

④救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法を習得する。

第2節 事業者の防災活動の促進

事業者の防災活動の促進に関する事項は、地震津波対策編第2部第8章第2節を参照

第3節 水防活動の担い手の確保

町は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとする。

また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

第4節 避難行動要支援者対策の推進

避難行動要支援者対策の推進に関する事項は、地震津波対策編第2部第8章第3節を参照

第5節 学校における防災体制の整備

主管部：教育部

学校等における防災体制の整備に関する事項は、地震津波対策計画編第2部第8章第4節を参照

第6節 保育所等の防災対策

主管部：福祉部

保育所等の防災対策に関する事項は、地震津波対策計画編第2部第8章第5節を参照

第7節 男女共同参画の推進

主管部：福祉部

関係部：関係各部

男女共同参画の推進に関する事項は、地震津波対策計画編第2部第8章第6節を参照

第3部 災害応急対策計画

第1章 災害応急対策の基本方針

第1節 災害応急対策の概要

主管部：総務部

関係部：関係各部

1 災害応急対策

災害応急対策とは、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行う」ことであり、消防・水防、警報の発表、避難指示等の発令、被災者の救援救助、都市機能の応急復旧等をその具体的な内容とする。

2 風水害時における応急期の定義

災害前後の時間経過から、風水害時における応急対策の実施時期を次のとおり定義する（ただし、被害の程度により数日前後することがある。）。

| 区 分 | 時間の目安 | 重点事項 |
|-----------|------------------|---|
| 警 戒 期 | 気象警報等の発表から本部設置まで | 職員の動員、情報収集、自主避難の受入れ体制、配備指令の検討、水防活動（発生防止） |
| 初 動 活 動 期 | 本部設置から2日間程度 | 職員の動員、拠点・避難所の開設、被害情報の収集、避難指示等、人命救助、水防活動（拡大防止） |
| 応 急 活 動 期 | 3日～7日程度 | 避難所運営の安定化、インフラ等の復旧 |
| 復 旧 活 動 期 | 8日目以降 | 被災者の生活再建、復興施策の計画及び実行 |

3 都市災害時における応急期の定義

災害前後の時間経過から、都市災害時における応急対策の実施時期を次のとおり定義する（ただし、被害の程度により数日前後することがある。）。

| 区 分 | 時間の目安 | 重点事項 |
|-----------|--|---|
| 警 戒 期 | 事故等の発生から、本編に基づく応急対策が必要となったときまで | 事故原因者、防災関係機関及び町民通報からの情報収集などによる被害状況の把握及び必要な応急活動体制の検討 |
| 初 動 活 動 期 | 事故等の発生により本編に基づく応急対策が必要となったときから、消防活動又は人命救助活動の終了まで | 職員の動員、被害情報の収集、避難指示等、警戒区域等の設定、避難誘導、人命救助、医療救護、消防活動、交通規制など |

第3部 災害応急対策計画 第1章 災害応急対策の基本方針

| 区 分 | 時間の目安 | 重点事項 |
|-------|------------------------------|---|
| 応急活動期 | 第3部及び第5部に規定する災害応急対策計画が終了するまで | 医療救護、避難所の運営、漏えいした危険物等の除去、避難指示等の解除の判断、被害を受けた施設等の応急復旧 |
| 復旧活動期 | 第3部及び第5部に規定する災害応急対策計画が終了した以降 | 被災者の生活再建、復旧・復興施策の計画及び実行 |

第2節 災害応急対策活動の方針

主管部：総務部

関係部：関係各部

1 活動の基本方針

風水害における災害応急対策活動全般における基本方針は次のとおりとする。

| 項 目 | 概 要 |
|----------|--|
| 直前対策の重要性 | 気象警報等の情報の伝達による自宅内での安全確保、被害を未然に防止するための水防活動など、被害発生前の対策が重要である。 |
| 人命の優先 | 発災後は、避難指示等の発令及び避難誘導、事故等発生場所周辺に対する警戒区域等の設定、救出救助など、町民の生命、身体を災害から保護することを最優先とする。 |
| 臨機応変な対応 | 災害の態様は様々であり、事前に策定された防災計画やマニュアルどおりに物事が進むとは限らないため、常に状況把握を行い、状況に応じた的確な判断と迅速な行動が求められる。 |

第2章 災害対応組織の設置

第1節 災害対策本部の設置

主管部：総務部

関係部：関係各部

町長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要に応じて葉山町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、災害応急対策を総合的に推進する。

1 災害対策本部の設置基準

町長（町長が登庁できないときは、第2部第5章第1節の1に規定する代理者）は、災害による被害が多発又は重大な被害が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置する。

| 災害対策本部設置基準 | |
|------------|---|
| 1 | 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が接近、又は夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 |
| 2 | CLラインが2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に達すると予想される場合 |
| 3 | 気象庁が示す土砂災害又は洪水の危険度分布が非常に危険（紫）、極めて危険（黒）を表示した場合 |
| 4 | 土砂災害警戒情報が発表された場合又は、夜間から明け方に土砂災害警戒情報の発表が予想される場合 |
| 5 | その他町長が必要と認めた場合 |

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、次の場所に設置する。

| 項目 | 概要 |
|----------|----------------------------------|
| 設置場所 | 葉山町堀内2135番地 葉山町役場2階2-1・2-2会議室 |
| 代替施設の指 定 | 葉山町堀内2050番地の10 消防庁舎第3会議室 |

3 災害対策本部の設置通知

災害対策本部を設置した場合は、以下により通知する。

| 項目 | 概要 |
|-----------|--|
| 各課・防災関係機関 | 町は、災害対策本部を設置したときは、その旨を関係各課、県及び警察署その他防災関係機関に連絡する。 |
| 報道機関 | 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、報道機関に災害対策本部の設置を発表する。 |
| 看板等による標示 | 町は、本部室入口及び庁舎の主要な入口に、看板等により災害対策本部が設置された旨を標示する。 |

4 災害対策本部の廃止

本部長は、災害応急対策が概ね完了したと認める場合は、災害対策本部を縮小し、又は廃止することができる。

なお、災害対策本部を廃止した場合は、上記3に準じて関係者等に通知する。

第2節 災害対策本部の組織及び運営

主管部：総務部

関係部：関係各部

災害対策本部の組織及びその運営は、葉山町災害対策本部条例の規定に基づき、葉山町災害対策本部の設置及び運営に関する要綱により定める。

その概要は、次のとおり。

1 災害対策本部の組織及び事務分掌

(1) 災害対策本部の組織

地震津波対策計画編第3部第2章第2節を参照

(2) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の各対策班における事務分掌を次に定める。

| 部 | 班 | 班員 | 事務分掌 |
|-----------|------------|------------|---|
| 各部共通 | | | 1 部内の職員動員、配備等に関する事 2 各部及び部内の連絡調整に関する事 3 他部班の応援に関する事 4 所管施設及び設備の被害状況調査及び報告に関する事 |
| 政策 財政部 | 情報・ 広報班 | 政策課 | 1 本部長・副本部長の秘書に関する事 2 復旧・復興計画の立案及び調整に関する事 3 災害広報活動の統括調整及び実施並びに広聴活動に関する事 4 報道機関等との対応に関する事 5 ジェイコム湘南及び湘南ビーチFMとの連絡調整に関する事 6 視察・見舞等主要来町者の接遇に関する事 7 災害関係の陳情に関する事 8 災害情報等の問い合わせ対応に関する事 9 災害活動に関する自治会等との連絡調整に関する事 10 ライフライン等の被害調査及び生活情報の収集伝達に関する事 11 その他特命事項に関する事 |
| | 財務・ 会計班 | 財政課 会計課 | 1 災害応急対策関係予算の措置に関する事 2 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関する事 3 義援金の受理、配分及び保管に関する事 4 災害関係予算の執行手続き及び出納に関する事 5 その他特命事項に関する事 |
| | 公共施設 班 | 公共施設課 | 1 公共施設の被害状況の収集及び応急対策に関する事 2 庁舎の安全確認及び管理に関する事 3 その他特命事項に関する事 |
| 総務部 | 統括班 | 防災安全課 | 1 災害対策本部の運営及び統轄に関する事 2 災害情報の総括に関する事 3 防災行政無線に関する事 4 その他特命事項に関する事 |

第3部 災害応急対策計画 第2章 災害対応組織の設置

| 部 | 班 | 班員 | 事務分掌 |
|-----|---------|-----------------------|--|
| 総務部 | 総務班 | 総務課 選管事務局 監査事務局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 無線・有線電話の確保及び臨時電話の架設に関する事 2 知事への自衛隊派遣要請に関する事 3 災害救助法関係の総括及び同法の適応要請及び救助事務に関する事 4 被害状況の把握及び報告に関する事 5 職員の動員調整及び派遣に関する事 6 罹災職員の公務災害等に関する事 7 職員の被服及び食料等の物資確保、配布に関する事 8 職員の健康管理に関する事 9 情報処理システム等の被害調査及び応急対策に関する事 10 災害対策本部の運営支援及び災害記録の取りまとめに関する事 11 トラック協会等運輸関係機関との連絡調整に関する事 12 災害対策用車両及び自家発電等の燃料の確保に関する事 13 災害対策用車両の確保及び配車に関する事 14 交通規制に係る警察等関係機関との連絡調整に関する事 15 防災資機材の管理及び貸出に関する事 16 関係官庁及び諸団体との連絡調整に関する事 17 自衛隊との連絡調整に関する事 18 広域応援活動拠点の開設、運営及び管理に関する事 19 その他特命事項に関する事 |
| 総務部 | 被害調査班 | 税務課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 町民の生命及び財産の被害調査及び報告に関する事 2 被害届の受付及び罹災（被害）証明に関する事 3 被害に伴う税の減免措置に関する事 4 その他特命事項に関する事 |
| 福祉部 | 要配慮者支援班 | 福祉課 子ども育成課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 被災生活保護世帯の把握に関する事 2 要配慮者及び避難行動要支援者に対する総合支援並びに福祉避難所に関する事 3 被災者の保険料（保育料）の免除及び各種給付金の支払いに関する事 4 災害救護の企画及び連絡調整に関する事 5 社会福祉施設等の被災状況の把握に関する事 6 その他特命事項に関する事 |
| | ボランティア班 | 福祉課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 日本赤十字社、その他福祉団体との連絡調整に関する事 2 ボランティアの受付及び配置計画に関する事 3 民間ボランティア団体との連絡調整及び情報提供に関する事 4 災害救援ボランティアセンターに関する事 5 応援者の宿泊施設の確保及び割り当て計画、並びに食糧等の確保、配送に関する事 6 その他特命事項に関する事 |
| | 保健師班 | 各課保健師等 | <ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護所に係る連絡調整に関する事 2 傷病者の把握に関する事 3 感染症の予防及び保健衛生に関する事 4 その他特命事項に関する事 |

第3部 災害応急対策計画 第2章 災害対応組織の設置

| 部 | 班 | 班員 | 事務分掌 |
|-------|----------|----------|--|
| 福祉部 | 医療対策班 | 町民健康課 | 1 災害医療対策に関すること 2 被災地の防疫等保健衛生に関すること 3 県、関係医療機関との連絡調整及び救急医療情報に関すること 4 医療薬品及び器材の整備及び調達に関すること 5 その他特命事項に関すること |
| | 被災者支援班 | 町民健康課 | 1 公園及び空き地等の避難者の把握に関すること 2 被災者名簿の作成及び報告に関すること 3 被災者の保険料（国保）の免除及び各種給付金の支払いに関すること 4 臨時相談窓口の開設、運営に関すること 5 安否情報の収集、整理及び照会対応に関すること 6 外国人被災者の救援及び相談に関すること 7 その他特命事項に関すること |
| | 遺体収容班 | 町民健康課 | 1 遺体収容施設の開設に関すること 2 行方不明者の捜索、遺体の収容、処理及び埋火葬に関すること 3 その他特命事項に関すること |
| 環境部 | 下水道対策班 | 下水道課 | 1 公共下水道施設の被害状況調査、応急処理及び復旧に関すること 2 公共下水道に係る町民への情報伝達に関すること 3 公共下水処理施設の機能確保に関すること |
| | 衛生対策班 | 環境課 | 1 仮設トイレの設置及び管理に関すること 2 環境衛生に関すること 3 汚水処理場の応急処理及び復旧に関すること 4 感染症予防に係る防疫及び動物対策に関すること 5 環境衛生関係業者との調整に関すること 6 避難施設等のバキューム活動に関すること 7 災害廃棄物等に関すること 8 その他特命事項に関すること |
| | 救援物資対策班 | ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ | 1 支援物資の受入れ、保管及び配分に関すること 2 主要食料の調達及び被服、寝具等の生活必需品の供給等応急対策に関すること 3 配送センターの調整活動に関すること 4 収集車両の管理及び運営に関すること 5 被災地のゴミ収集及び処理に関すること 6 被災地の災害廃棄物等の処理に関すること 7 その他特命事項に関すること |
| | 応急給水班 | ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ | 1 避難施設等への飲料水等の配送に関すること 2 その他特命事項に関すること |
| 都市経済部 | 応急危険度判定班 | 応急危険度判定士 | 1 建築物応急危険度判定に関すること 2 その他特命事項に関すること |

第3部 災害応急対策計画 第2章 災害対応組織の設置

| 部 | 班 | 班員 | 事務分掌 |
|-----------|--------------|-------------------------|---|
| 都市 経済部 | 住宅支援 班 | 都市計画課 産業振興課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 倒壊建物等の解体に関する事 2 重機の手配等に関する事 3 被災住宅の応急修理に関する事 4 被災者の住宅管理及び入居に関する事 5 被災後の都市計画及び復旧計画に関する事 6 応急仮設住宅の建設に関する事 7 応急仮設住宅の管理及び入居に関する事 8 開発事業に伴う災害復旧の指導に関する事 9 その他特命事項に関する事 |
| | 応急復旧 対策班 | 道路河川課 産業振興課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 漁港及び海上輸送に関する事 2 道路、橋りょう等の危険箇所の確認及び応急処理及び復旧に関する事 3 道路、橋りょう等の応急資機材の確保に関する事 4 災害時応急措置の協力に関する協定の運用に関する事 5 がけ地等危険箇所の対策に関する事 6 河川、水路及び低地における浸水の応急対策に関する事 7 交通支障箇所に対する交通止め及び通行制限等に関する事 8 その他特命事項に関する事 |
| 教育部 | 避難所運 営対策班 | 教育総務課 学校教育課 生涯学習課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所の開設及び運営、管理全般に関する事 2 学校給食施設使用に伴う炊き出しに関する事 3 ろ水機等防災資機材の運用に関する事 4 避難所の要望（ニーズ）等の情報収集に関する事 5 その他特命事項に関する事 |
| | 教育支援 班 | 教育総務課 学校教育課 生涯学習課 | <ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設及び設備の応急修理に関する事 2 児童・生徒の安否確認に関する事 3 応急教育及び罹災児童・生徒に対する教科書、学用品等の給付に関する事 4 罹災児童及び生徒に対する保健対策に関する事 5 社会教育施設及び設備の応急修理に関する事 6 文化財の保護及び応急対策に関する事 7 その他特命事項に関する事 |
| 議会部 | 議会班 | 議会事務局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 町議会議員への連絡調整に関する事 2 議会関係者の視察及び調査に関する事 3 その他特命事項に関する事 |
| 消防部 | 消防班 | 消防本部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部との総合調整に関する事 2 災害情報の受理に関する事 3 災害対策本部への情報提供に関する事 4 関係防災機関からの情報収集に関する事 5 消防相互応援に関する事 6 消防団部隊編成及び活動に関する事 7 災害状況及び消防活動記録に関する事 8 応援部隊の連絡、誘導及び対応に関する事 9 その他特命事項に関する事 |

| 部 | 班 | 班員 | 事務分掌 |
|-----|-----|------------|---|
| 消防部 | 消防班 | 消防署 消防団 | 1 災害の情報収集に関すること 2 災害の広報に関すること 3 災害の警戒及び鎮圧に関すること 4 被災者の救護及び搬送に関すること 5 避難誘導に関すること 6 被害の原因及び調査に関すること 7 その他特命事項に関すること |

第3節 災害警戒本部の設置

主管部：総務部

関係部：関係各部

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が本部を設置するに至らないときは、必要に応じて葉山町災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害に関する情報を収集し、関係機関との連絡調整を図る。

1 警戒本部の設置基準

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が本部を設置するに至らないときは、必要に応じて警戒本部を設置する。

2 警戒本部の設置通知

警戒本部が設置された場合は、その旨を各部に連絡する。

3 警戒本部の廃止

被害状況の把握が終了し、災害応急対策が概ね完了したと認める場合は、警戒本部を縮小し、又は廃止することができる。

なお、警戒本部を廃止した場合は、上記2に準じて関係者に通知する。

第4節 災害警戒本部の組織及び運営

主管部：総務部

関係部：関係各部

警戒本部の組織及びその運営は、葉山町災害対策本部運営要綱により定める。
その概要は、地震津波対策計画編第3部第2章第4節を参照

第5節 本部運営に係る留意事項

主管部：総務部

関係部：関係各部

1 時系列による本部運営の留意事項

災害対策本部及び災害警戒本部の運営に係る災害発生からの時系列に応じた留意事項を次のとおり定める。

(1) 警戒期

| 留意事項 | 概要 |
|---------|--|
| 被害状況の把握 | 気象情報、事故原因者からの情報、防災関係機関からの情報、各部局からの対応状況や町民からの通報などにより、被害状況を把握し、必要な応急活動体制を検討する。 |
| 事前対策の充実 | 被害防止を目的とした気象警報等の伝達、自主避難の受入れ体制、水防活動など、対策を充実させる。 |

(2) 初動活動期

| 留意事項 | 概要 |
|----------|---|
| 被害状況の把握 | 被害状況や気象情報、防災関係機関からの情報を収集し、関係各課で共有することにより、関係各課の応急対策業務の円滑化を図る。 |
| 応援の要請 | 被害状況や配備状況の把握により、必要な応急対策業務量を見極め、必要に応じて、国・県等の職員、緊急消防援助隊や自衛隊などの派遣要請を行う。 |
| 災害救助法の適用 | 多数の住家被害が発生するなどの被害状況を踏まえ、早期に災害救助法の適用を検討し、災害救助法が適用された場合には、これによる救助を迅速に実施して被災者の生活安定を図る。 |
| 住民の安全確保 | 被害状況や原因事業者等の対応状況等に応じて、避難指示、警戒区域等の設定、避難誘導を行い、住民の安全確保を図る。 |
| 医療体制の確保 | 人的被害が多数発生した場合は、迅速な救助活動を行い、現地救護所におけるトリアージにより、適切な医療機関へ搬送を行う。 |
| 交通の確保 | 事故等発生現場の周辺の混乱を防止し、町内の交通を確保するため、県警察、道路管理者との連携により交通規制を行う。 |

(3) 応急活動期

| 留意事項 | 概要 |
|-----------|---|
| 長期活動体制の確立 | 被害が甚大で災害対応が長期にわたると判断される場合、本部長は職員のローテーションの作成を関係各課長に指示する。 なお、ローテーションの作成に当たっては、避難所運営や応援部隊との連携に支障が出ないよう配慮する。 |
| 応援体制の確立 | 被害状況に応じて、各課や多くの人手が要る課を的確に把握し、応援が必要な部署への応援体制の確立を図る。 |
| 広報活動の推進 | 被害状況や被災者支援制度の情報提供を適切に行うことで被災者の不安を軽減し、また、被災地ニーズを的確に発信し、被災地外救援の適正化を図るため、報道機関やホームページを活用した広報活動を推進する。 |
| 安否情報の管理 | 避難者、医療機関への収容者、死亡者の把握を行い、安否情報を適切に管理・公開する。 |

(4) 復旧活動期

| 留意事項 | 概要 |
|------------|--|
| 復旧事業の推進 | 公共施設等の被害が発生した場合には、その原因を的確に把握し、原因事業者等からの補償や国等の財政援助を得つつ、施設の災害復旧事業を推進する。 |
| 被災者支援制度の推進 | 住家被害・建物火災や火災による死傷者が発生した場合には、災害見舞金（町単独）、弔慰金、被災者生活再建支援金などの支給や災害援護資金等の貸付、応急住宅の提供などを円滑に行い、早期の被災者生活再建を図る。 |
| 平常業務の再開 | 避難所の縮小状況など、応急対策活動の進捗状況に応じた配備人員の見直しを適宜行い、項次平常業務を再開する。 |

第3章 職員の出動体制

第1節 職員の出動体制

主管部：総務部

関係部：関係各部

1 災害発生時の参集等

風水害時の出動体制としては、事前配備第1、事前配備第2、事前配備第3、1号配備、2号配備、3号配備の6種類があり、それぞれ事前に出動職員を指名するものとする。

(1) 配備体制の種別と配備基準

| 区分 | 主な配備体制 | | 配備基準 | 配備要員 |
|----------------------|--------|--------|--|---|
| 設置されていない時 災害警戒本部が | 準備体制 | 事前配備第1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁が気象警報（波浪警報を除く。）を発表した場合 | 情報収集及び体制強化の検討に必要な体制 |
| | 準警備体制 | 事前配備第2 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁が気象警報（大雨、洪水、暴風（雪）、大雪及び高潮）のいずれかを発表した場合 ・ 強い降雨、強風を伴う前線や台風等の接近が予想される場合 ・ 洪水又は土砂災害が予想される場合 ・ その他総務部長が必要と認めた場合 | 情報収集、調査、連絡調整及び体制強化の判断に必要な体制 |
| 設置された時 災害警戒本部が | 警備体制 | 事前配備第3 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が接近、又は夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・ 気象庁が示す土砂災害又は洪水の危険度分布が警戒（橙）、非常に危険（紫）を表示した場合 ・ 土砂災害警戒情報の発表が予想される場合 ・ その他副町長が必要と認めた場合 | 被害状況の調査及び応急的な対処、指定緊急避難場所の開設準備又は極限的な避難所の開設に対応できる体制 |

| 区分 | 主な配備体制 | | 配備基準 | 配備要員 |
|---------------|--------|------|---|--|
| 災害対策本部が設置された時 | 警戒体制 | 1号配備 | <ul style="list-style-type: none"> 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が接近、又は夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 CLラインが2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に達すると予想される場合 気象庁が示す土砂災害又は洪水の危険度分布が非常に危険（紫）、極めて危険（黒）を表示した場合 土砂災害警戒情報が発表された場合又は夜間から明け方に土砂災害警戒情報の発表が予想される場合 その他町長が必要と認めた場合 | 被害状況の掌握及び局地的な災害対処、全ての指定緊急避難場所の開設に対応できる体制 |
| | 非常警戒体制 | 2号配備 | <ul style="list-style-type: none"> 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表された場合 1号配備体制を増強する必要がある場合 その他町長が必要と認めた場合 | 拡大する災害に対応する体制 |
| | 非常体制 | 3号配備 | <ul style="list-style-type: none"> 町内に大規模な被害が生じた場合又は生じる恐れのある場合 2号配備体制を増強する必要がある場合 その他町長が必要と認めた場合 | 全職員をもって当たる完全な体制 |

(2) 風水害時等における出動体制の指定

風水害等において、配備指令が発令された場合、次の関係各課等が指定職員の配備を行うこととする。

| 配備指令 | 配備部署 |
|-------------------|---|
| 事前配備第1 (準備体制) | <ul style="list-style-type: none"> 総務部長 防災安全課長、消防署長 防災安全課職員 |
| 事前配備第2 (準警備体制) | <ul style="list-style-type: none"> 総務部長、都市経済部長、消防長 総務課長、防災安全課長、道路河川課長、消防総務課長、予防課長、消防署長 防災安全課職員 総務課長、道路河川課長、消防総務課長、予防課長が指名する職員 |
| 事前配備第3 (警備体制) | <ul style="list-style-type: none"> 副町長、教育長 各部等の長 |

| | |
|------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> • 政策課長、総務課長、防災安全課長、下水道課長、道路河川課長、教育総務課長、消防総務課長、予防課長、消防署長 • 防災安全課職員 • 政策課長、財政課長、公共施設課長、総務課長、税務課長、会計課長、監査委員事務局長、福祉課長、子ども育成課長、町民健康課長、環境課長、下水道課長、クリーンセンター所長、都市計画課長、産業振興課長、道路河川課長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、消防総務課長、予防課長が指名した職員 • 消防署長が指名する非直職員 |
| 1号配備 (警戒体制) | <ul style="list-style-type: none"> • 町長、副町長、教育長、各部等の長、各課等の長 • 各課職員（半数の職員） |
| 2号配備 (非常警戒体制) | <ul style="list-style-type: none"> • 町長、副町長、教育長、各部等の長、各課等の長 • 各課等職員（全職員の7割の職員） |
| 3号配備 (非常体制) | <ul style="list-style-type: none"> • 全職員 |

(3) 参集対象者と参集の除外

各体制に指定された職員は、参集時において傷病等で応急活動に従事することが困難である者、その他本部長が認める者を除いて、各勤務場所、その他職員災害時初動対応マニュアルに基づく指定場所に参集する。

召集を受けて参集した職員は、所属長に速やかにその旨を報告する。病気その他やむを得ない理由により召集に応じられないときは、その旨を所属長に報告する。所属長は参集状況を部長に報告する。

(4) 勤務時間外に災害が発生した場合の対応

職員は、勤務時間外に災害が発生した場合や気象警報等が発表された場合においては、自発的又はメール参集システム等により、平常時勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集すること。ただし、災害の状況により参集自体に危険が生じる可能性がある場合は、所属長へ確認しその指示に従う。所属長は参集状況を部長に報告する。

(5) 勤務時間内に災害が発生した場合の対応

職員は、勤務時間内に災害が発生した場合や気象警報等が発表された場合において、防災安全課による庁内放送等による配備指令の伝達後、各部長等からの指示により配備に移行する。

第2節 応援要請

主管部：総務部

関係部：関係各部

風水害時における各種応急対策及び町の業務を継続する上で応援が必要な場合の要請は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第3部第20章の定めるところにより実施する。

第3節 応援の受入れ

部隊等を単位として派遣を行う消防、県警察、自衛隊、ライフライン関係機関等の応援部隊については、地震津波対策計画編第2部第2章第4節に定める広域応援活動拠点において受入れを行う。

第4章 情報の収集と伝達

第1節 情報受伝達等に係る基本的な考え方

情報受伝達等に関する基本的な考え方に関する事項は、地震津波対策計画編第3部第4章第1節を参照

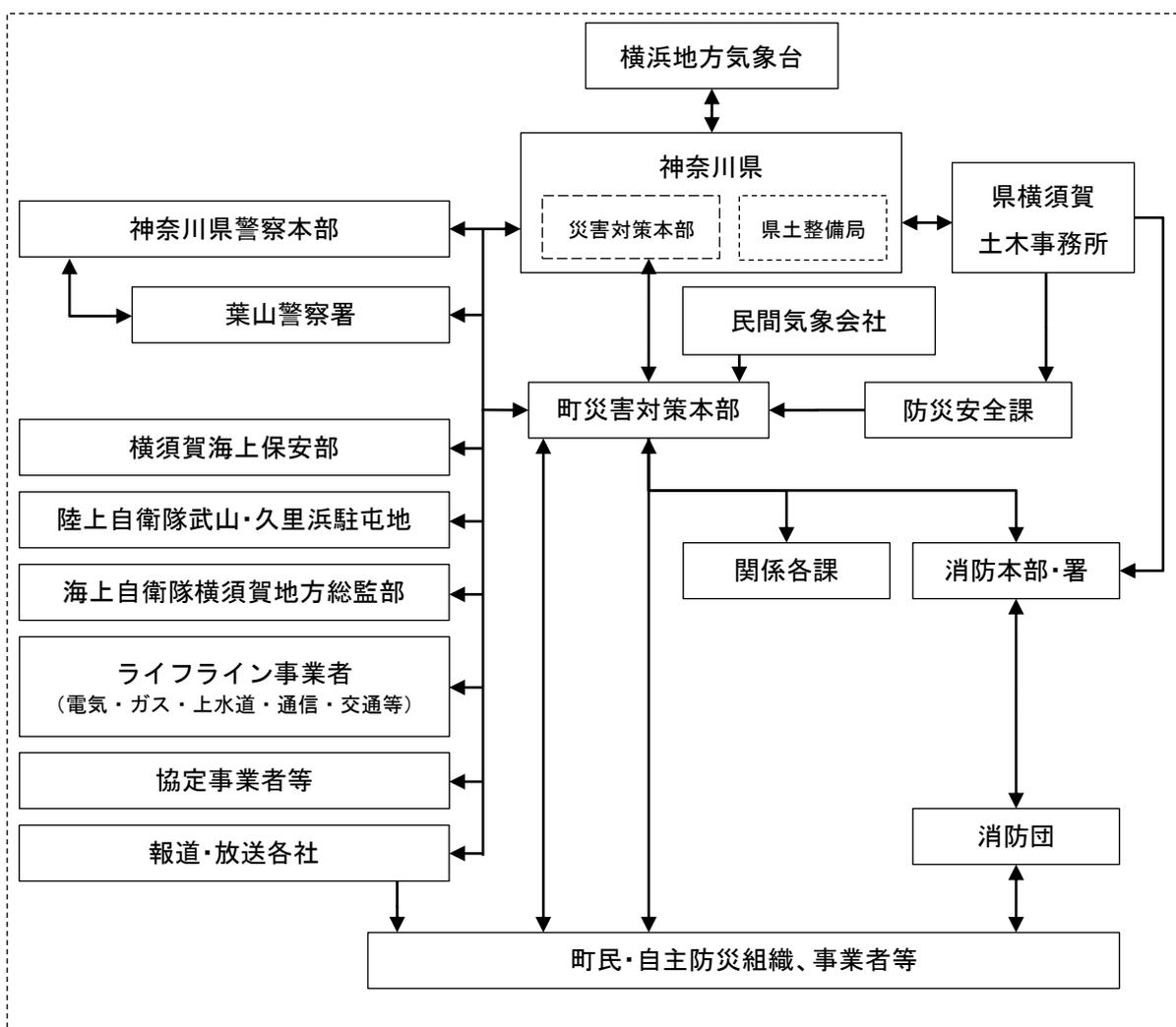
第2節 情報受伝達体制

主管部：総務部・消防部

関係部：関係各部

1 情報受伝達系統

風水害時における情報の受伝達系統の概要を以下に示す。なお、災害種別における情報受伝達系統は、第5部災害種別対策計画の各章に定める。



2 通信手段

情報通信手段とその活用方針については、地震津波対策計画編第3部第4章第2節の2を参照

3 情報収集員等の派遣

都市災害時においては、震災時や風水害時と比較して、災害現場が限局的となる傾向があり、また、原因事業者や防災関係機関が中心となった応急対策が行われることが多いため、町は、必要に応じて職員を災害現場又は防災関係機関に派遣し、情報の伝達及び収集、災害画像等の伝送を行うものとする。

第3節 気象警報等の受伝達

主管部：総務部・消防部

関係部：政策財政部

町及び消防は、警戒期において、横浜地方気象台が発表する警報や気象情報及び次節に示す県横須賀土木事務所が発表する水防警報などを総合的に分析することで出動体制を決定し、各課に伝達することで出動体制を確立する。

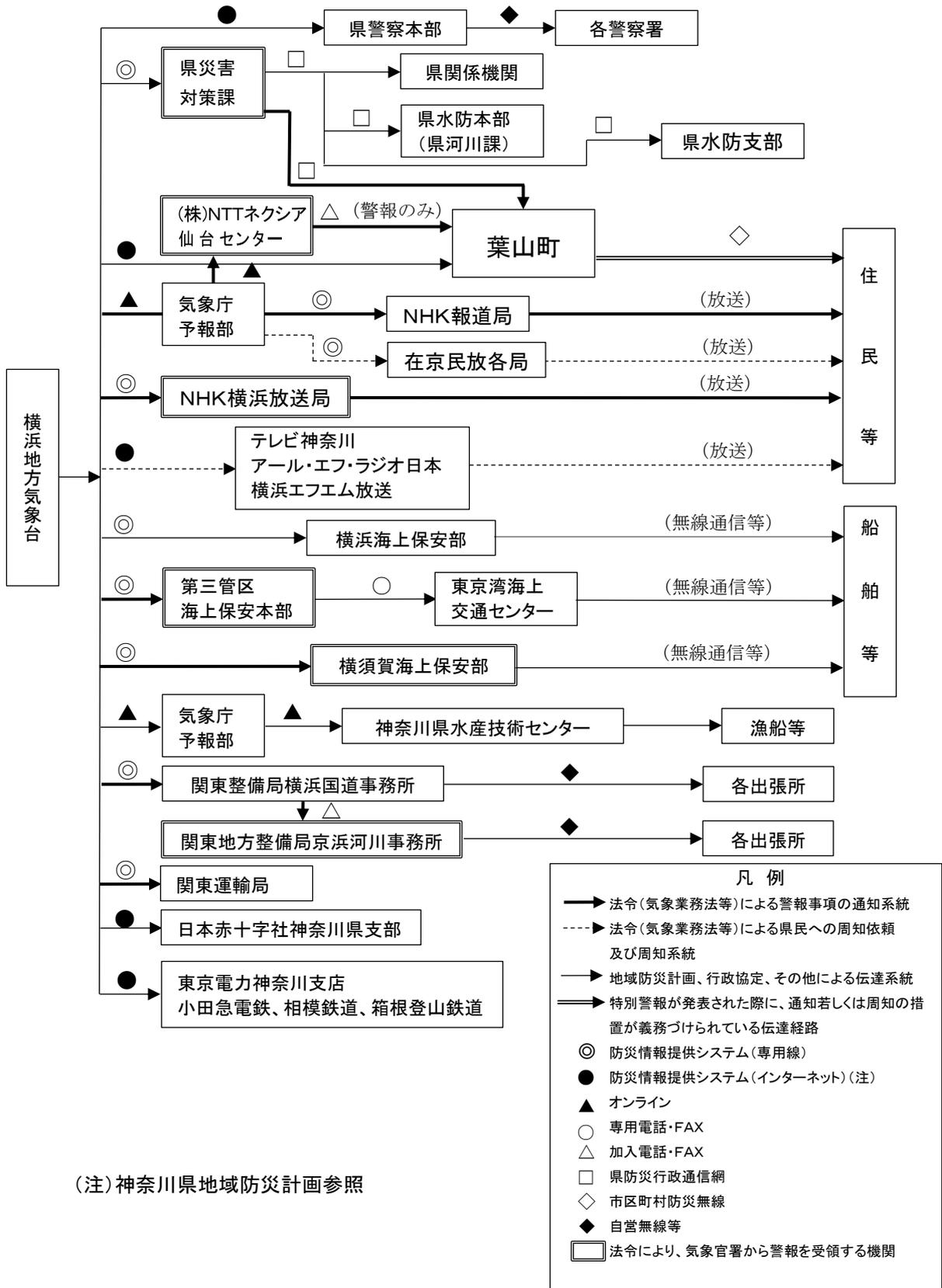
また、気象警報などを防災行政無線等により町民に伝達することにより、町民の自主的な安全確保行動を促すことが被害を防ぐ上で重要である。なお、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

1 警報・注意報等の伝達系統

(1) 伝達系統

横浜地方気象台が発表する気象警報・注意報の伝達系統は次の図のとおり。

【警報、注意報の伝達系統図】



(2) 町民への情報伝達

町は、町民の自主的な安全確保行動を促すため、気象警報（波浪警報を除く）を防災行政無線、防災情報メール、町ホームページ、ツイッター（Twitter）等により町民に伝達する。

2 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準

(1) 特別警報

気象等に関する特別警報の発表基準を下表に示す。

| 現象の種類 | 基準 | |
|-------|--|---------------|
| 大雨 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 | |
| 防風 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により | 暴風が吹くと予想される場合 |
| 高潮 | | 高潮になると予想される場合 |
| 波浪 | | 高波になると予想される場合 |
| 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 | |
| 大雪 | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 | |

(2) 警報・注意報

横浜地方気象台が発表する気象警報及び注意報の種類、葉山町の発表基準の概要（令和4年11月24日現在）を下表に示す。

発表官署 横浜地方気象台

| | | | | | |
|------------|------------------------------------|------------------|-------------------|----------------------|--|
| 葉山町 | 府県予報区 | 神奈川県 | | | |
| | 一次細分区域 | 東部 | | | |
| | 市町村等をまとめた地域 | 三浦半島 | | | |
| 警報 | 大雨 | (浸水害) | 表面雨量指数基準 | 16 | |
| | | (土砂災害) | 土壌雨量指数基準 | 103 | |
| | 洪水 | | 流域雨量指数基準 | 下山川流域=10.6、森戸川流域=6.3 | |
| | | | 複合基準※1 | — | |
| | | | 指定河川洪水予報による基準 | — | |
| | 暴風 | 平均風速 | 陸上 | 25m/s | |
| | | | 相模湾 | 25m/s | |
| | 暴風雪 | 平均風速 | 陸上 | 25m/s 雪を伴う | |
| | | | 相模湾 | 25m/s 雪を伴う | |
| | 大雪 | 降雪の深さ | 12時間降雪の深さ 10 cm | | |
| 波浪 | 有義波高 | 5.0m | | | |
| 高潮 | 潮位 | 1.3m | | | |
| 注意報 | 大雨 | 表面雨量指数基準 | 12 | | |
| | | 土壌雨量指数基準 | 60 | | |
| | 洪水 | 流域雨量指数基準 | 下山川流域=8.4、森戸川流域=5 | | |
| | | 複合基準※1 | — | | |
| | | 指定河川洪水予報による基準 | — | | |
| | 強風 | 平均風速 | 陸上 | 12m/s | |
| | | | 相模湾 | 12m/s | |
| | 風雪 | 平均風速 | 陸上 | 12m/s 雪を伴う | |
| | | | 相模湾 | 12m/s 雪を伴う | |
| | 大雪 | 降雪の深さ | 12時間降雪の深さ 5 cm | | |
| | 波浪 | 有義波高 | 2.5m | | |
| | 高潮 | 潮位 | 1.1m | | |
| | 雷 | 落雷等により被害が予想される場合 | | | |
| | 融雪 | | | | |
| | 濃霧 | 視程 | 陸上 | 100m | |
| | | | 相模湾 | 500m | |
| | 乾燥 | 最小湿度 35%実効湿度 55% | | | |
| なだれ | | | | | |
| 低温 | 夏季：最低気温 16℃以下が数日継続 冬季：最低気温-5℃以下 | | | | |
| 霜 | 最低気温 4℃以下 発表期間は原則として 4月1日~5月20日 | | | | |
| 着氷・着雪 | 著しい着氷（雪）が予想される場合 | | | | |
| 記録的短時間大雨情報 | | 1時間雨量 | 100 mm | | |

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

3 警報及び注意報の発表地域の細分

気象警報、注意報の発表に用いる区域は、市町村を原則とする。

| | 一次 細分区域 | 市町村等を まとめた地域 | 二次細分区域 |
|------|------------|-----------------|---|
| 神奈川県 | 東 部 | 横浜・川崎 | 横浜市、川崎市 |
| | | 湘南 | 平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町 |
| | | 三浦半島 | 横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町 |
| | 西 部 | 相模原 | 相模原市 |
| | | 県央 | 秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村 |
| | | 足柄上 | 南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町 |
| | | 西湘 | 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町 |

沿岸の海域 神奈川県の沿岸約37km以内の海域

(1) 一次細分区域

府県天気予報を定期的に細分して行う区域

(2) 市町村等をまとめた地域

二次細分区域（原則市町村）ごとに発表する気象警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域

4 土砂災害に関する情報

(1) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表し、危険な場所からの避難が必要な警戒レベル4に相当する。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

(2) 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報である。常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。

(3) 土砂災害緊急情報

土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、河道閉塞や火山噴火に起因する土石流等については国土交通省が、地すべりについては県が緊急調査を行い、市町村に被害の想定される区域・時期の情報を提供するものである。

5 気象に関するその他の情報

(1) 気象情報及び記録的短時間大雨情報

横浜地方気象台は、大雨や台風、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときは、必要に応じて当該現象の状況や今後の見通し及び防災上の注意事項等をまとめ気象情報として発表する。

また、県内で数年に1回程度出現する記録的な短時間の大雨が観測・解析された場合（運用基準は、1時間あたりの雨量が100mmを越えた場合）には、「記録的短時間大雨情報」を発表して町民や防災関係機関に警戒を呼びかける。

発表した情報は、気象台から気象警報や注意報に準じて関係機関に伝達する。

(2) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(3) 火災気象通報及び火災警報

横浜地方気象台は、県内の気象状況が次のいずれかの基準に該当し、火災の予防上危険であると認めたときは、その旨を県に火災気象通報を行い、県は市町村に伝達する。町長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項に基づき火災警報を発表し、町域における火の使用を制限することができる。

ア 実効湿度55%以下で、最小湿度35%以下になる見込みのとき（数値は予測値）

イ 毎秒12m以上の平均風速が予想されるとき

（降雨（雪）時には通報を行わない場合がある。）

(4) 漁業無線気象通報

横浜地方気象台は、漁船の航行及び操業の安全に資するため、神奈川県水産技術センターに対して関係する気象・海象に関する予報、注意報、警報及び気象情報を通報する。

第4節 被害情報の収集及び報告等

主管部：総務部・消防部

関係部：関係各部

関係機関：県・ライフライン関係機関

1 被害情報の収集等

町及び防災関係機関等は、発災後の災害情報の収集及び伝達に際しては、次により実施する。

| 事 項 | 概 要 |
|-----------------|--|
| 職員及び関係機関による情報収集 | 参集途上において収集した情報や職員からの被害状況のメールなどを活用し情報収集するとともに、消防、ライフライン関係機関、その他防災関係機関との連絡を緊密かつ積極的に行い、テレビ・ラジオも活用しつつ、被害状況の早期把握に努める。 |
| 町民からの通報による情報収集 | 町は、町民からの被害通報の受信体制を整え、通報内容を審査する過程で被害の種別や分布などを分析し、被害状況の早期把握に努める。 |
| ヘリコプターによる情報収集 | 県に対して速やかにヘリコプター等による被害状況の偵察活動を要請し、被害状況の早期把握に努める。 |

2 報告する被害の種別とその概要

町は、風水害による被害が発生した場合は、それぞれが所管する事項に関する被害状況を調査し、災害情報管理システム等により、県及び災害対策本部等に報告する。

町は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接、内閣総理大臣（消防庁）に報告する。

| 被害種別 | 概 要 |
|---------------|--|
| 人 的 被 害 | 死者、行方不明者、負傷（重傷・軽傷）者の人数 |
| 住 家 被 害 | 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水の棟数、世帯数、世帯員数 |
| 非 住 家 被 害 | 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水の棟数 |
| 上 記 以 外 の 被 害 | 学校被害、病院被害、清掃施設被害（下水施設を含む）、道路被害、橋りょう被害、がけ崩れ被害、ブロック塀等被害、河川被害、船舶被害、田畑被害、砂防被害、鉄道被害、水道被害、その他の被害 |

3 被災家屋調査の実施

風水害時における被災家屋の調査は、以下により実施する。

| 項目 | 概要 |
|-----------|---|
| 被災家屋調査の実施 | 災害救助法や被災者支援制度の適用及び応急仮設住宅の入居審査などに資するため、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」第2編及び第3編により、被災した家屋の被害認定を正確かつ迅速に実施する。 |

その他風水害時における被災家屋調査は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第3部第10章第3節に準じて実施する。

4 県・国への報告

町は、災害の状況とその措置の概要について、次により速やかに県又は国へ報告する。

| 項目 | 概要 |
|---------|---|
| 県への被害報告 | 被害の報告は、県災害情報管理システムにより行うが、同システムを使用することができない場合は県防災行政通信網FAX等を利用して行う。なお、県に報告できない状況が発生した場合は、直接国（消防庁）に報告する。 |

関係各部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、防災行政無線（移動系）搭載車両等を活用し、直ちに情報収集のための活動を開始し、状況により県警察及びその他の関係機関と連絡をとり、被害状況及び災害応急対策に係わる必要な情報の収集に当たるものとする。

(1) 把握すべき事項

- ・ 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- ・ 災害の発生状況、危険性
- ・ その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

(2) 被害調査の調査実施区分

被害調査は、すべての災害対策活動の根幹となるものであり、災害救助法の適用もこの被害状況が基本となるので、迅速かつ正確な被害調査を実施できるような体制が必要である。調査の対象とそれぞれの調査実施部の分担は次のとおりである。

| 調査実施部 | 調査対象項目 |
|-----------|---|
| 政 策 財 政 部 | 1 災害情報の受理伝達及び整理 2 被災者の確認 3 町内（自治）会館 |
| 総 務 部 | 1 住家、土地等 2 ライフライン（電気・電話・上水道・ガス） |
| 福 祉 部 | 1 保育園、福祉施設 2 医療施設 3 町営住宅 |
| 環 境 部 | 1 清掃施設 2 下水道 |
| 都 市 経 済 部 | 1 公園、街路樹等 2 商工業、農林水産、観光及び港湾 3 道路、橋りょう等 4 がけ地、急傾斜地等 5 河川 |
| 教 育 部 | 1 学校施設、社会教育施設 2 文化財 |
| 消 防 部 | 1 負傷者、死者等の人的被害 2 火災等による被害 3 危険物施設 |

5 異常現象発見者の通報

町民が異常な現象を発見した場合の措置を、災害対策基本法第54条に基づき、次のとおり規定する。

| 項 目 | 概 要 |
|-----------------|---|
| 町 民 の 通 報 義 務 | 町民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見したときは、直ちに最寄りの町行政機関、警察官又は海上保安官に通報しなければならない。 |
| 気 象 台 等 へ の 通 報 | 通報を受けた機関は、横浜地方気象台又はその他関係機関にその旨を通報するものとする。 |

第5節 災害時広報及び報道

主管部：政策財政部

関係部：総務部

風水害時における広報及び報道対応は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第3部第4章第4節に準じて実施する。

第6節 災害時広聴

主管部：政策財政部

関係部：総務部・消防部

風水害時における広聴は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第3部第4章第5節に準じて実施する。

第5章 避難対策計画

第1節 避難対策に係る基本方針

1 風水害時の避難対策に係る基本方針

風水害時の災害特性を考慮し、避難に係る基本方針を以下に定める。

| 項目 | 概要 |
|------------|---|
| 自己の安全確保 | 悪天候時の避難は、避難行動に危険が伴うため、高齢者等避難の発表後には、自宅等における2階以上への退避や自主避難など、各自の安全確保行動が重要となる。 |
| 避難指示等の発令 | 町長は、災害の状況により避難が必要と認める場合に高齢者等避難、避難指示を発令する。 |
| 警戒区域の設定 | 町は、災害の状況により特に必要と認める場合に警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立入りを制限又は禁止、及び退去を命じる。 |
| 避難誘導の実施 | 町は、避難指示等の発令及び警戒区域の設定を行ったときは、消防、県警察等の関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、避難誘導の実施に努める。 |
| 避難所の開設 | (風水害時) 避難指示等を発令した場合には、対象地域の避難者数に応じて適切な指定緊急避難場所等を開設する。 (都市災害時) 避難指示等を発令した場合には、対象地域の避難者数や災害種別に応じて、指定緊急避難場所等や他の公共施設等から、適切な避難所を選択して開設する。 |
| 風水害時避難所の運営 | 指定緊急避難場所の開設・運営は、町職員が対応を図ることを原則とするが、必要に応じて地域住民、町、施設管理者の3者で構成する避難所運営委員会の協力を得て指定避難所の運営管理を行う。 |
| 避難者の帰宅 | 天候が回復した後又は災害による被害のおそれなくなった後は、自宅が被害を免れたか軽微であった避難者は、自宅に帰宅する。 |
| 地域への支援 | 大規模な被害により避難者が多数発生し、避難生活が長期にわたる場合で、自宅で生活が可能な在宅避難者及び避難所外の避難生活者への支援が必要な場合は、避難所運営委員会が避難所を拠点として行う。 |
| 避難所の閉鎖 | 指定避難所等は応急的な生活場所であるので、自ら住居を確保することができない被災者の応急仮設住宅や借上げ賃貸住宅などへの移行により、避難所の早期閉鎖に努める。 |
| 町外への避難 | 町内の指定避難所等の避難施設により収容しきれない事態が発生した場合は、県知事を通じて受入れ市町村の斡旋を依頼する。 |

第2節 避難情報の発令

主管部：総務部

関係部：消防部

関係機関：県・県警察・海上保安部・自衛隊

1 避難情報の類型

避難指示等の発令時の状況及び町民に求める行動は次表のとおり。

| 種別 | 状況 | 住民の行動 |
|----------------------|-----------------------|--|
| 警戒レベル3 高齢者等 避難 | 災害が発生する おそれがある状況 | ・避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。 |
| 警戒レベル4 避難指示 | 災害が発生する おそれが高い状況 | ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。 |
| 警戒レベル5 緊急安全 確保 | 災害が発生または ひっ迫している状況 | ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。 |

警戒レベルと警戒レベル相当情報の関係

| 避難情報等 (警戒レベル) | | | | 河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報) | | |
|-------------------------------|------------------|--------------------|----------|--------------------------|----------------|------------------|
| 警戒 レベル | 状況 | 住民がとるべき行動 | 避難情報等 | 防災気象情報(警戒レベル相当情報) | | |
| | | | | 浸水の情報(河川) | | 土砂災害の情報(雨) |
| 5 | 災害発生 又は切迫 | 命の危険 直ちに安全確保! | 緊急安全確保 | 5 相当 | 氾濫発生情報 | 大雨特別警報 (土砂災害) |
| ~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~ | | | | | | |
| 4 | 災害の おそれ高い | 危険な場所から 全員避難 | 避難指示 | 4 | 氾濫危険情報 | 土砂災害警戒情報 |
| 3 | 災害の おそれあり | 危険な場所から 高齢者等は避難 | 高齢者等避難 | 3 | 氾濫警戒情報 洪水警報 | 大雨警報 |
| 2 | 気象状況悪化 | 自らの避難行動を確認 | 大雨・洪水注意報 | 2 | 氾濫注意情報 | --- |
| 1 | 今後気象状況悪化 のおそれ | 災害への心構えを高める | 早期注意情報 | 1 | --- | --- |

※ 町は、雨や土砂災害の情報（警戒レベル相当情報）のほか、地域の状況などを踏まえて総合的に判断し、避難情報を発令する。町が発令する避難情報は、警戒レベル相当情報と必ずしも一致しない。

2 高齢者等避難の発表

高齢者等避難は、住民に災害への備えを促すものであることを踏まえ、原則として町内全域に発表するものとする。

また、高齢者等避難は、住民が自主的にかつ早期に身の安全を確保する行動をとることを呼びかけるものであることから、時間帯や気象状況等を考慮し、次の基準を総合的に判断して発表するものとする。

| 判断基準 |
|--|
| 1 下山川星山橋の水位が氾濫注意水位（2.3m）に達し、今後、計測箇所周辺又は上流域で1時間に50mm以上の非常に激しい雨が予想されるとき（急激に増水する恐れがある場合） |
| 2 森戸川下小路橋の水位が氾濫注意水位（2.3m）に達し、今後、計測箇所周辺又は上流域で1時間に50mm以上の非常に激しい雨が予想されるとき（急激に増水する恐れがある場合） |
| 3 高齢者等避難の発表が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 |
| 4 降雨等によって人的被害の発生する可能性が高まったとき |
| 5 近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき |
| 6 近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見された場合 |
| 7 神奈川県が提供する「土砂災害警戒情報を補足する情報」において、2時間後に「土砂災害警戒情報の発表基準を超過」と予想された場合 |
| 8 横浜地方气象台が「高潮注意報（警報に切り替える可能性が高いもの）」を発表した場合 |
| 9 その他町長が認めるとき |

3 避難指示の発令

町長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要と認めるときは居住者、滞在者に対して避難のための立ち退きを指示し、又は屋内安全確保を指示する。

この場合において、必要と認めるときは、立ち退き先を指示することができる。

また、避難指示を行う場合は、夜間や豪雨時の避難を避け、明るい時間帯や危険が切迫する前に避難できるよう早期発令に努めるとともに、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、避難所の開設前であっても躊躇なく避難指示を発令する。

避難指示の発令にあたっては、必要に応じて、避難指示の対象地域、判断時期等について、県や横浜地方气象台の助言を求めるものとする。

(1) 災害種別に応じた発令基準

避難指示は、災害の危険度や切迫性の高まった状況で発令されるものであるため、水位や雨量などの指標や土砂災害の前兆現象など、風水害における災害種別に応じた具体的な発令基準を次のとおり定める。

ア 土砂災害

避難すべき区域としては、土砂災害警戒区域等ごとに、必要に応じて、避難すべき区域を判断するものとする。

避難指示は、次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

| 判断基準 |
|---|
| 1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 |
| 2 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 |
| 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） |
| 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） |
| 5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 |

イ 河川洪水

対象河川は、町内を流れる河川のうち、住家への浸水が想定されている下山川・森戸川・その他の河川とする。

避難すべき区域としては、河川浸水想定区域図により、浸水が予想されている範囲内とする。ただし、浸水想定区域を超えて洪水による浸水が発生した場合やその他の河川で洪水による浸水が発生した場合には、状況に応じて避難すべき範囲を決定する。

避難指示は、次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

| 判断基準 |
|---|
| (下山川・森戸川) |
| 1 下山川星山橋の推移が避難判断水位（2.6m）に達し、今後、上流域で1時間に50mm以上の非常に劇しい雨が予想されるとき（急激に増水する恐れがある場合） |
| 2 森戸川下小路橋の水位が避難判断水位（2.8m）に達し、今後、上流域で1時間に50mm以上の非常に激しい雨が予想されるとき（急激に増水する恐れがある場合） |
| 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） |
| 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） |

| 判断基準 |
|----------------------------------|
| 5 決壊につながるような漏水が発見されたとき |
| 6 降雨等によって人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき |
| 7 その他町長が認めるとき (その他の河川) |
| 1 近隣で浸水が拡大したとき |
| 2 配水先の河川の水位が高くなったとき |

ウ 内水氾濫

避難すべき区域としては、内水氾濫に係る浸水想定区域のうち、浸水深が50cmを超えると予想されている範囲内とする。ただし、浸水想定区域を超えて浸水が発生した場合やその他の地域で浸水が発生した場合には、状況に応じて避難すべき範囲を決定する。

避難指示は、次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

| 判断基準 |
|--|
| 1 1時間雨量が60mmを超え、かつ、2時間降雨予測が120mmを超える場合 |
| 2 30cm以上の浸水が発生し、気象状況等により浸水深が継続又は増加することが見込まれる場合 |
| 3 その後の潮位、河川水位や気象状況により50cm以上の浸水が発生することが見込まれる場合 |

エ 高潮災害

避難すべき区域としては、葉山沿岸一帯とする。

避難指示は、次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

| 判断基準 |
|---------------------------------|
| 横浜地方気象台が「高潮警報」又は「高潮特別警報」を発表した場合 |

オ その他都市災害等

避難指示は、災害の種別及び切迫性に応じて、次の基準を総合的に判断して発令するものとする。

| 判断基準 |
|--------------------------------|
| 1 災害により人的被害が発生する危険性が高いと判断される場合 |
| 2 その他災害の状況により町長が必要と認める場合 |

(2) 実施者

町長は、住民の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、危険地域の住民に対して避難を指示する。(災害対策基本法第60条)

なお、町長不在時等の代行者については、次の表によるものとする。

| 代行者 | 概要及び法的根拠 |
|------------|--|
| 職務代理人 | 危険の切迫により町長の判断を仰ぐいとまがない場合や町長が不在の場合には、副町長等の職務代理人が町長の権限を代行し実施する。なお、実施後直ちにその旨を町長に報告する。 |
| 県知事 | 災害により町長が避難指示の措置を実施できない場合には、県知事が町長の措置を代行する。県知事は代行した旨を公示し、町長に通知する(災害対策基本法第60条第6項)。 |
| 警察官又は海上保安官 | 警察官又は海上保安官は、災害現場において町長等が避難のための立退き若しくは屋内での退避等の安全確保措置を指示することができないとき(連絡等のいとまがなく、これを行わなければ時期を失するような場合)、又は町長から要求があったときには、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での退避等の安全確保を指示することができる。この場合、その旨を町長に速やかに通知する(災害対策基本法第61条)。 なお、警察官は、人命又は身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して避難の措置を講じることができる。この場合、その旨を県公安委員会に報告する(警察官職務執行法第4条)。 |
| 自衛官 | 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、危険な事態が生じた場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいないときは、避難のための警告を発することができる。特に急を要する場合は、危険防止のため必要と認められる措置をとることを命じ又は自らその措置を講じることができる。 |

(3) 避難指示の内容

| 概要 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • 避難を要する理由 • 避難指示等の対象区域 • 避難先とその場所 • 避難経路 • 注意事項 |

(4) 伝達方法

| 項目 | 概要 |
|----------|---|
| 住民への伝達 | <ul style="list-style-type: none"> 対象世帯数等に応じて、防災行政無線、防災情報メール配信、広報車、各戸への呼びかけ、湘南ビーチFM、ツイッター（Twitter）、ライン（LINE）などを用いて実施する。 発令内容を町ホームページへ掲載する。 広範囲に伝達する必要がある場合には、放送機関への協力要請を行う。 Lアラート（災害情報共有システム）に情報を発信し、テレビ、ラジオ等を通じた伝達を行う。 |
| 関係機関への連絡 | <ul style="list-style-type: none"> 避難指示を発令したときは、県警察、海上保安部、自衛隊などの防災関係機関に対してその内容を連絡する。 |

(5) 報告

町長は、避難指示を発令したとき、又は警察官、海上保安官や自衛官が避難指示を実施したと通知を受けたときは、速やかに次の事項を県知事へ報告する。

報告は、県災害情報管理システム又は県防災行政通信網FAX等により行う。

| 項目 | 概要 |
|-----------|---|
| 県知事への報告事項 | <ul style="list-style-type: none"> 発令者 発令日時 発令の理由 避難対象区域 避難対象世帯数及び人員数 避難先 |

(6) 解除

町長は、避難の必要がなくなると認めるときは、避難指示を解除し、直ちに公示その他の方法で対象区域の住民に伝達し、解除した旨を県知事へ報告する。

第3節 警戒区域の設定

主管部：総務部

関係部：消防部

関係機関：県・県警察・海上保安部・自衛隊

1 警戒区域の設定

町長等は、災害が発生した場合において、町民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次により警戒区域を設定する。

(1) 実施者

町長は、災害の状況により特に必要と認める場合に警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対し当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる（災害対策基本法第63条第1項）。

なお、町長不在時等の代行者については、下表により事前に定める。

| 代行者 | 概要及び法的根拠 |
|------------|---|
| 職務代理者 | 危険の切迫により町長の判断を仰ぐいとまがない場合や町長が不在の場合には、副町長等の職務代理者が町長の権限を代行し実施する。なお、実施後直ちにその旨を町長に報告する。 |
| 県知事 | 災害により町長が警戒区域の設定の措置を実施できない場合には、県知事が町長の措置を代行する。知事は代行した旨を公示し、町長に通知する（災害対策基本法第73条）。 |
| 警察官及び海上保安官 | 警察官又は海上保安官は、警戒区域の設定を行う町職員等が現場にいないとき、又は町長等が要請したときは、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると認めるときは、警戒区域の設定を行うことができる。なお、実施後直ちにその旨を町長等に通知する（災害対策基本法第63条第2項）。 |
| 自衛官 | 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、警戒区域の設定を行うことができる。なお、実施後直ちにその旨を町長等に通知する（災害対策基本法第63条第3項、自衛隊法第94条）。 |

(2) 方法等

警戒区域の設定は、情報伝達のみによるものではなく、ロープ等による立入禁止区域等の明示及び町職員や警察官等による警戒区域内への進入規制を行うものとする。

(3) 解除

町長は、応急対策が終了するなど、警戒区域の設定を継続する必要がなくなったと認めるときは、警戒区域を解除し、直ちに対象区域の住民に伝達する。

第4節 避難所の開設・運営

主管部：教育部

関係部：総務部・福祉部

1 避難所の開設

町長は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて避難所を開設する。ただし、緊急の場合は、自主防災組織等の判断により、あらかじめ指定された避難施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ管理者の同意を得て避難所を開設できるものとする。

さらに、災害が長期にわたることが見込まれる場合には、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

また、都市災害時における避難者の受入れ施設は、対象地域の避難者数や災害種別に応じて、指定避難所や他の公共施設等から、適切な避難所を選択して開設するものとする。

| 施設の種別 | 概要 |
|--------|--|
| 町施設 | 町は、町施設である指定避難所を開設する必要があると認められる場合には、施設を所管する各課に施設の開錠、施設の安全性の確認、立入禁止区域の明示など、指定避難所の開設を依頼するとともに、避難所支援班に指名した職員を派遣し、速やかに避難者の受入れに必要な措置を実施する。 |
| その他の施設 | 町は、町施設以外の指定避難所を開設する必要があると認められる場合には、施設の管理者に施設の開錠、施設の安全性の確認、立入禁止区域の明示など、指定避難所の開設を依頼するとともに、避難所支援班に指名した職員を派遣し、速やかに避難者の受入れに必要な措置を実施する。 |

2 避難者の受入れ

指定避難所への避難者の受入れは、以下を基本として実施する。

| 項目 | 概要 |
|-------------|---|
| 避難所の周知 | 町は、避難所を開設した場合においては、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊、海上保安部等防災関係機関に連絡する。 |
| 避難者情報の収集・報告 | 町は、地域住民及び施設の職員と協力して、避難者カードにより避難者の住所、氏名、健康状態・負傷の有無などの情報を把握し、災害対策本部へ報告する。 |
| 避難者への情報提供 | 町は、地域住民及び施設管理者と協力して、掲示板等により災害対策本部からの被害情報などを避難者に提供する。 |

| 項目 | 概要 |
|-----------|--|
| 生活関連物資の提供 | 町は、指定避難所に派遣する職員に毛布を持参させる他、避難所生活の長期化など、必要性に応じて生活関連物資の提供を行う。 |
| 食料の提供 | 指定避難所開設時において、電気、水道などのライフラインが途絶している場合や、コンビニエンスストアなどの食料品店が営業を休止している場合など、避難者自らが食料を入手できない場合には、町は必要に応じて備蓄食料を提供する。 |
| 避難所の状況報告 | 町は、避難者の状況、避難所周辺の被害状況、食料、飲料水、生活必需品の需給状況などについて、定期的にファックス等により地区拠点に報告する。 |

3 指定避難所の運営管理

避難生活の長期化した場合における指定避難所の運営管理は、地震津波対策計画編第3部第5章第3節に準じて実施する。

4 避難所の早期解消

指定避難所の設置は応急的なものであるため、応急住宅の提供や避難者の生活再建支援を積極的に行うことで避難所の早期解消を図り、施設の本来機能の早期回復に努める。

第5節 避難路の通行確保と避難の誘導

主管部：総務部・都市経済部

関係機関：県警察・自衛隊

町は、あらかじめ想定した避難路の安全確認を行うとともに、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう、消防職員、警察官、その他の避難措置の実施者と相互に連携し、避難先への誘導に努める。

また、災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第6節 帰宅困難者等対策

主管部：総務部

関係部：政策財政部・福祉部

関係機関：県警察

帰宅困難者が発生した場合における対応は、地震津波対策計画編第3部第5章第5節に準じて実施する。

第7節 広域一時滞在

主管部：総務部

広域一時滞在については、地震津波対策計画編第3部第5章第6節に準じて実施する。

第8節 施設利用者等の安全確保

主管部：総務部

関係部：関係各部

施設利用者等の安全確保については、地震津波対策計画編第3部第5章第7節に準じて実施する。

第9節 避難行動要支援者の避難対策

主管部：福祉部

関係機関：県

1 風水害時における避難行動要支援者避難対策の基本方針

風水害の災害特性を考慮し、避難行動要支援者の避難等に関する町と町民の役割を次のとおり定める。

| 区 分 | 基本方針 |
|-------|---|
| 町の役割 | 1 避難行動要支援者情報の収集を行い、常に避難行動要支援者リストの更新を行う。 2 避難行動要支援者施設や地域の支援者に対して、高齢者等避難などの情報伝達を確実に実施する。 3 自宅又は指定避難所での避難生活が困難と判断される要配慮者を、福祉避難所で受け入れる。 4 医療機関との連携を密にし、指定避難所等において、医療ケアが必要と認められる者については、入院等必要な措置を講じる。 5 高齢者等が避難生活により健康を害し、要介護等の状態にならないための健康管理の取組みを行う。 6 外国人や情報の受伝達が困難な者へ生活情報等を伝達するための取組みを推進する。 |
| 町民の役割 | 1 避難行動要支援者リストを適正に管理し、発災時には、当該リストを活用した要配慮者の安否確認、避難支援などを行う。 2 避難生活が長期にわたる場合においては、在宅及び指定避難所の要配慮者の見守り活動を地域の民生委員等と協力して実施する。 3 その他相互扶助の観点から、主体的に要配慮者の支援に取り組む。 |

2 福祉避難所の開設、運営及び受入れの決定

風水害時における福祉避難所の開設、運営及び受入れの決定については、地震津波対策計画編第3部第5章第8節に準じて実施する。

第6章 消防対策計画

第1節 消防活動体制

主管部：消防部

1 風水害特別警戒体制

台風時や集中豪雨等の風水害が発生するおそれのあるとき、又は発生した場合において、災害活動組織の増強を図るため、次の基準により風水害特別警戒体制を発令し、消防部隊を増強する。

(1) 風水害特別警戒体制基準

| 町内の災害状況 | 体制種別 | 出場内容 | 動員職員 |
|---|------------------|-------------------------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 高齢者避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が接近、又は夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 気象庁が示す土砂災害又は洪水の危険度分布が警戒（橙）、非常に危険（紫）を表示した場合 土砂災害警戒情報の発表が予想される場合 | 警備体制 (事前配備第3) | 災害警戒活動、気象情報及び被害状況の把握 | 消防長、消防総務課長、予防課長、消防総務課長及び予防課長が指名する職員、消防署長、消防職員（当直） |
| <ul style="list-style-type: none"> 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が接近、又は夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 CLラインが2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に達すると予想される場合 気象庁が示す土砂災害又は洪水の危険度分布が非常に危険（紫）、極めて危険（黒）を表示した場合 土砂災害警戒情報が発表された場合又は夜間から明け方に土砂災害警戒情報の発表が予想される場合 | 警戒体制 (1号配備) | 災害活動、被害状況の把握 | 消防長、消防総務課長、予防課長、消防総務課長及び予防課長が指名する職員、消防署長、消防職員（当直） |
| <ul style="list-style-type: none"> 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表された場合 1号配備体制を増強する必要がある場合 | 非常警戒体制 (2号配備) | 災害活動、被害状況の把握及び消防指揮本部の設置 | 消防長、消防総務課長、予防課長、消防署長、消防職員（当直・日勤） |
| <ul style="list-style-type: none"> 町内に大規模な被害が生じた場合又は生じる恐れがある場合 2号配備体制を増強する必要がある場合 | 非常体制 (3号配備) | | 消防部全職員 |

2 職員等への招集連絡と動員

風水害特別警戒体制発令時における消防部員の補強については、通信指令係より緊急連絡網、職員召集メールにて招集連絡する。

(1) 動員方法

- ア 消防部隊の増強については、風水害特別警戒体制基準に基づき職員を動員する。
- イ 消防長の特命による動員の場合は、その指示による。

3 関係機関との連携

(1) 他市町村等への応援要請

町は、消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に救助・救急、消火活動の応援要請を行うとともに、必要に応じ県に対して、神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく応援要請及び緊急消防援助隊派遣要請などを行う。さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努める。

(2) 県への支援要請

町は、必要に応じて、県に対して次の措置の実施を要請する。

- ア 神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく神奈川県消防広域運用調整本部（略称：かながわ消防）の設置及び神奈川県消防広域応援隊の編成
- イ 消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣等の広域的応援要請
- ウ 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
- エ 自衛隊に対する救助・救急、消火活動の応援要請
- オ 在日米軍に対する救助・救急、消火活動の応援要請
- カ 日本赤十字社及び災害拠点病院等に対する救護班、DMAT、DPAT等による医療救護活動の応援要請
- キ 国の非常（緊急）災害対策本部等と連携した、自衛隊の行う救助・救急、消火活動の円滑化のための総合調整
- ク 国及び他都道府県への救助の応援要請

第2節 消防活動

主管部：消防部

1 消防活動の実施事項

(1) 初動措置

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じ防災関係機関と密接な連絡をとり、被害の状況その他災害対策活動に必要なあらゆる情報の収集に努める。

(2) 情報収集

- ア 河川水位、降雨量の状況
- イ 洪水、高潮、滞水危険地域の状況
- ウ がけ崩れ危険地域の状況
- エ 避難所の状況
- オ 通行不可能となるおそれのある主要道路の状況

(3) 資機材の整備及び維持管理

- ア 風水害時の応急活動を迅速的確に実施するため、風水害対策用資機材の整備をするものとする。
- イ 保有する資機材が風水害時にその機能を十分発揮できるよう、定期的な点検整備及び使用後の点検手入れを行い、維持管理に万全を図るものとする。

(4) 災害活動

風水害時における災害活動は、人命の安全確保を基本として次の事項に留意し活動するものとする。

- ア 二次災害の防止
- イ 警戒区域の設定
- ウ 情報収集・伝達活動

第3節 救助・救急活動

主管部：消防部

風水害時における救助・救急活動は、震災時と比較して想定される倒壊家屋が少なく、浸水家屋からの救出、がけ崩れによる生き埋めからの救出が中心となるが、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第3部第6章第3節に準じて実施する。

第7章 水防対策計画

第1節 情報の伝達

主管部：総務部

関係部：都市経済部・消防部

関係機関：県

1 気象警報の伝達

町は、気象警報が発表・解除された場合は、関係各課に伝達する。なお、町においては、水防活動の利用に適合する警報・注意報の発表基準は、すべて一般の利用に適合する警報・注意報の発表基準をもって代えることとされている。

2 水防警報の伝達

(1) 水防警報を行う河川及び海岸

県は、水防法第16条第1項に基づき、あらかじめ指定した次の河川（町内の二級河川）及び海岸（各表は資料編から抜粋）について水防警報を発表する。

ア 河川

| 河川名 | 区域概要 | |
|-----|--------------------------------|--------------|
| | 自 | 至 |
| 下山川 | 左岸：下山口372番地先 右岸：下山口373番地先 | 星山橋から 海まで |
| 森戸川 | 左岸：長柄234番地の2先 右岸：長柄236番地の4先 | 長柄橋から 海まで |

イ 海岸

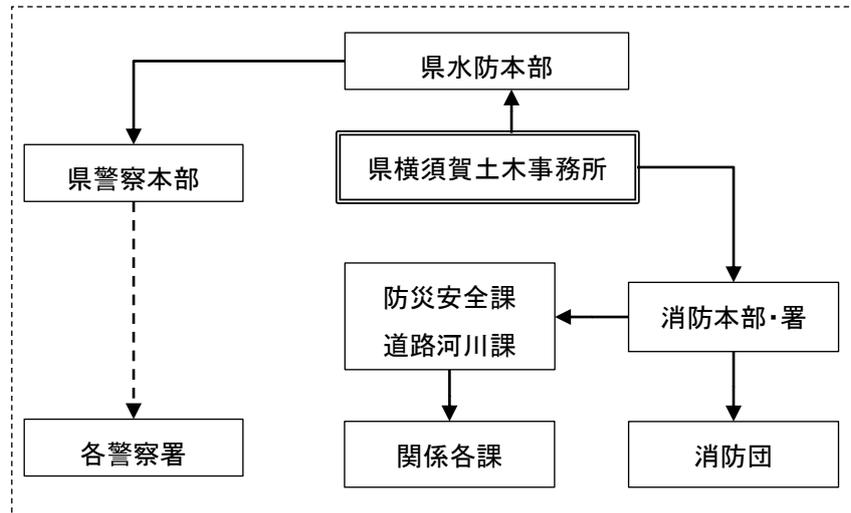
| 海岸名 | 支部名 | 担当水防管理団体 | 区域概要 | |
|--------------------|--------------|----------|---------------------------------|------------------------------------|
| | | | 自 | 至 |
| 葉山 （一色・ 下山口） | 横須賀土 木事務所 | 葉山町 | 葉山町一色 2400番地の1先に設 置した標柱から | 葉山町下山口 2053番地先に設置し た標柱まで |
| 葉山 （堀内） | | | 葉山町堀内 60番地の2先に設置し た標柱から | 葉山町堀内字森戸 1025番地の1先に設 置した標柱まで |

(2) 水防警報の伝達経路

水防警報は、県横須賀土木事務所から、県防災行政通信網等により町に伝達される。

水防警報を受信した消防本部は、町長に伝達し、町長は、庁内放送等により関係各課に伝達するとともに、水防活動の調整を行う。

その他の伝達経路は下図のとおり。



(3) 水防警報の種類、内容及び発表基準等

県は、あらかじめ指定した河川及び海岸について、水防法第16条第1項に基づき水防警報を発表する。

その種類、内容及び発表基準は下表（資料編から抜粋）のとおり。

| 種類 | 発表基準 | 内容 |
|----|----------------------------------|--|
| 待機 | 気象予報・警報及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき | <ul style="list-style-type: none"> 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの |
| 準備 | 雨量、水位、流量その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき | 水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水閘門機能などの点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの |

| 種類 | 発表基準 | 内容 |
|----|--|---|
| 出動 | 洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。又は水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき | 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの |
| 指示 | 洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき | 水位、滞水時間、その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの |
| 解除 | 氾濫注意水位（警戒水位）以下に降下したとき。又は氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき | 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの |

3 水位情報の伝達

氾濫注意水位超過等の水位情報を受信した場合、庁内放送等により関係各課に伝達するとともに、避難対策や水防活動の総合調整を行う。

また、量水標により把握した水位情報について、必要に応じて県横須賀土木事務所に報告する。

4 町管理河川及び海岸における水防警報の取扱い

県が水防警報を発表した場合、町は、水防警報の対象となっている河川の付近にある町管理河川及び同一海岸線にある町管理海岸について、水防警報の内容に準じた活動を行うものとする。

第2節 警戒監視

主管部：総務部

関係部：都市経済部・消防部

関係機関：県

1 河川水位の監視

町は、水防活動の判断を行うため、インターネット「神奈川県雨量水位情報」等を利用し、河川水位の監視を行う。

なお、河川の水位観測地点と監視水位は下表（資料編より抜粋）のとおり。

（単位：m）

| 観測地点名 | 位置 | 水防団待機 水位 | 氾濫注意 水位 | 避難判断 水位 | 氾濫危険 水位 |
|-----------|--------|-------------|------------|------------|------------|
| 下山川（星山橋） | 葉山町下山口 | 1.75 | 2.30 | 2.60 | 2.90 |
| 森戸川（下小路橋） | 葉山町堀内 | 1.75 | 2.30 | 2.80 | 3.10 |

2 雨量の監視

町及び消防は、水防活動の判断を行うため、インターネットの気象情報サイトや「神奈川県雨量水位情報」等を利用し、雨量の監視を行う。

3 潮位・波高の監視

町及び消防は、水防活動の判断を行うため、インターネットの気象情報サイトや「気象庁潮位観測情報」等を利用し、潮位の監視を行う。

また、インターネット「国土交通省リアルタイムナウファス」等を利用し、波高の監視を行う。

4 常時監視

町は、随時、区域内の河川、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸などの管理者に連絡して、必要な措置を講じるよう求める。

5 非常警戒

町及び消防は、気象の悪化が予想されるときには、次の重点警戒箇所を中心として河川、海岸などの監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じる。

| 項目 | 概要 |
|--------|--|
| 重点警戒箇所 | ア 重要水防区域及び箇所 イ 浸水想定区域 ウ 護岸工事施工中の箇所 エ 過去に浸水履歴のある箇所 |

第3節 水防活動

主管部：都市経済部・消防部

関係部：総務部

関係機関：県

1 活動用資機材の調達

町は、防災資機材倉庫及び関係部が設置する倉庫等に備蓄した水害、土砂災害及び高潮災害を防除する資機材を使用し災害防除活動を行う。

町の資機材が不足する場合に備えて、協定事業者等からの緊急調達の方法についてあらかじめ定めておくものとする。

緊急調達してもなお不足を来たし、水防活動に支障がある場合は、県横須賀土木事務所に資機材の提供を要請することとする。

2 決壊、越水等の通報

町は、堤防が決壊・越水し、又はこれに準じるべき事態が発生した場合は、県横須賀土木事務所に通報する。

3 決壊、越水後の措置

町は、堤防が決壊・越水し、又はこれに準じるべき事態が発生した場合は、住民の避難及び救出活動を第一に行い、災害緊急協力事業者等と協力し、決壊箇所の状況に応じた水防工法を行い、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

第8章 土砂災害対策計画

第1節 警戒期における対策

主管部：総務部

関係部：政策財政部・都市経済部・教育部・消防部

関係機関：県

大雨警報や土砂災害警戒情報の発表直後において、土砂災害による被害が発生していない段階での主要な対策は次のとおり。

1 前兆現象の早期把握

町は、積極的な危険箇所へのパトロールや町民からの通報への対応により、土砂災害の前兆現象及び災害状況の早期把握に努める。

なお、土砂災害の発生が予想される場合は次の箇所を重点に警戒・巡視体制を強化する。

| 項目 | 概要 |
|----------------|---|
| 重点的に警戒・巡視すべき箇所 | 1 最近土砂災害が発生した箇所 2 急傾斜地崩壊危険区域の内、施工前及び施工中の箇所 3 宅地造成中の箇所 4 土砂災害特別警戒区域 |

2 住民への情報伝達

(1) 大雨警報、土砂災害警戒情報

大雨警報が発表された場合は、防災行政無線、防災情報メール等により住民に伝達を行う。また、土砂災害警戒情報が発表されるなど、第5章第2節に規定する高齢者等避難の判断基準に該当する場合は、高齢者等避難としてこれを防災行政無線、防災情報メール等により住民に伝達を行う。

(2) 避難指示

第5章第2節に規定する避難指示の判断基準に該当する場合は、対象世帯数に応じて、広報車、各戸への呼びかけにより住民に確実に伝達を行うとともに、開設した指定緊急避難場所・指定避難所への避難誘導を行う。

なお、対象区域の広さに応じて、防災行政無線、防災情報メール、ツイッター(Twitter)、ライン(LINE)を使用するとともに、湘南ビーチFM等の報道機関への要請などを検討する。

3 住民が行う安全確保行動

住民は、町から大雨警報、土砂災害警戒情報などの伝達があった場合は、それぞれの自宅等の立地条件や世帯の状況等に応じて、2階以上の階やがけから離れた部屋への退避、より安全な親戚・知人宅等への自主避難を行う。

町は、これらの自らが行う安全確保を支援するため、町内（自治）会館等、町の集会施設における自主避難者受入れ体制を確保する。

4 要配慮者の避難支援

要配慮者の支援者等は、高齢者等避難が発表された場合は、支援を行うこととなっている要配慮者に対する注意喚起や、状況に応じて、2階以上の階やがけから離れた部屋への退避、より安全な親戚・知人宅、町内（自治）会館等への自主避難などの支援を行う。

5 要配慮者施設の避難対策

要配慮者施設の管理者は、町から土砂災害警戒情報などの伝達があった場合は、それぞれの施設の立地条件や施設利用者の状況等に応じて、2階以上の階やがけから離れた部屋への退避、より安全な施設等への事前避難を検討する。

6 指定緊急避難場所等の開設等

町は、避難指示を発令した場合には、土砂災害に対して安全が確保された指定緊急避難場所を開設し、避難者の受入れを行う。

なお、指定緊急避難場所等に避難せず、自ら避難先を確保して避難する者があった場合は、避難指示等の解除を確実に伝達するため、避難先、連絡先等の把握に努めるものとする。

第2節 土砂災害発生後の活動

主管部：総務部

関係部：福祉部・都市経済部・消防部

関係機関：県・県警察・逗葉医師会

土砂災害による被害が発生した場合の主要な対策は次のとおり。

1 現地活動班の設置

人的被害が多数発生した土砂災害においては、必要に応じて、現地活動班を設置し、被災した住民等の安否確認を行うとともに、防災関係機関と連携・協力して、二次災害の防止に留意しつつ、行方不明者の捜索・救助を行う。

また責任者は、随時被害の状況や応急対策の状況を本部長に報告する。

2 応援の要請

行方不明者の捜索・救助に際して、重機等が必要な場合は、災害緊急協力事業者等に協力を求める。

3 現地救護所の設置

土砂災害により多数の人的被害が発生した場合は、必要に応じて逗葉医師会に協力を要請しつつ現地救護所を設置し、救護班医師等の指示のもとトリアージを実施し、迅速な救護活動を実施する。

4 避難誘導の実施

土砂災害による被害が発生した場合は、再崩落や堆積土砂の流出等による二次災害も考慮して避難が必要な区域を設定し、避難指示を発令するとともに、安全・確実に避難が行われるよう、関係機関との協力を得つつ住民の避難誘導を実施する。

第3節 二次災害防止対策

主管部：総務部

関係部：都市経済部・消防部

関係機関：県・県警察

土砂災害による被害が発生した場合における二次災害防止対策は次のとおり実施する。

1 監視活動

行方不明者の捜索活動や応急工事に際しては、降雨等の気象状況に十分注意しつつ、崩壊面、その周辺斜面及び堆積土砂等について監視を行う。

2 被災宅地危険度判定の実施

土砂災害や豪雨等により広範囲な宅地が被害を受けた場合は、必要に応じて、被災宅地危険度判定士に協力を求め、調査を実施する。

3 警戒区域の設定

崩落現場及びその周辺においては、安全が確認されるまで、居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定による立ち入り規制等の必要な措置を実施する。

4 再崩落の防止措置

崩落面への防災シート被覆や応急排水路等の措置により再崩落の防止に努める。

第9章 被災者救援対策計画

第1節 災害救助法の運用に係る基本方針

主管部：総務部

関係部：関係各部

災害救助法の運用に係る基本方針に関する事項は、地震津波対策計画編第3部第2章第1節を参照

第2節 災害救助法の適用

災害救助法の適用に関する事項は、地震津波対策計画編第3部第2章第2節を参照

第3節 物資の受入拠点の開設

主管部：環境部

町は、大規模災害時に、物資受入拠点（地域内輸送拠点）を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保する。

第4節 食料・生活物資等供給対策

主管部：環境部

1 食料・生活関連物資等の供給に係る基本方針

風水害時には、以下により被災者に食料の供給を実施する。

| 項目 | 概要 |
|------------|--|
| 食料の供給を行う場合 | 1 災害救助法が適用された場合 2 町長が被災者及び応急復旧作業に従事する者に対し、食料の供給を行う必要があると認めた場合 |
| 供給する食料 | 発災当初は、食料の調達が困難であるため、備蓄食料によるものとし、調達体制が整い次第、調達食料の配給や炊き出し等に移行する。 |

その他、風水害時における食料・生活物資等の供給に係る基本方針は、地震津波対策計画編第3部第8章第1節に準ずる。

2 食料供給対策

その他風水害時における食料の供給は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第3部第8章第2節に準じて実施する。

3 生活関連物資供給対策

風水害時には、次の場合に被災者に生活関連物資の供給を実施する。

| 項目 | 概要 |
|------------|---|
| 物資の供給を行う場合 | 1 災害救助法が適用された場合 2 災害による販売業者の営業休止などにより、避難者が生活関連物資を調達することができないなど、町長が被災者に対し、生活関連物資の供給を行う必要があると認めた場合 |

その他、風水害時における生活関連物資等の供給は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第3部第8章第3節に準じて実施する。

第5節 被災地外救援物資対策

主管部：環境部

関係機関：県

風水害時には、被災地外から提供される救援物資等の募集を次のとおり実施する。

| 項目 | 概要 |
|---------|--|
| 救援物資の募集 | 避難所からの情報により被災地内での物資の需要を把握し、町ホームページへの掲載、報道機関への情報提供等により周知を図る。なお、原則として行政、事業者以外からの救援物資の受付はしないこととし、個人等からは、義援金による支援を呼びかける。 |

その他、風水害時における被災地外救援物資対策は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第3部第8章第4節に準じて実施する。

第6節 飲料水の供給

主管部：環境部

関係機関：県・県企業庁

上水道施設は県企業庁管轄のため、町では被害状況の結果を県及び県企業庁へ報告し、県企業庁は被害を受けた上水道施設の応急復旧を行う。

風水害時には、飲料水の供給を以下により実施する。

| 項目 | 概要 |
|--------|---|
| 給水方針 | 町は、災害発生時に飲料水を得られない者に対して、1人1日3リットルの応急給水を行う。 |
| 飲料水の確保 | 1 県は、水道事業者に対して、飲料水の確保を指示する。 2 町は、県企業庁・水道事業者に要請して、飲料水の確保を行うとともに、自ら、井戸水・海水等を浄化処理して飲料水を確保する。 3 県企業庁は、災害用指定配水池における応急給水用飲料水の確保及び水道施設の被害状況の確認を行う。 |

1 応急給水

- (1) 町は、応急給水班を組織し、県企業庁が確保した飲料水のほか、備蓄された飲料水、非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施する。特に医療機関への速やかな給水を優先的に配慮する。

また、町は、給水が困難な場合は、県に対して支援を要請する。

- (2) 県は飲料水の確保が困難な場合には、必要に応じて、災害時、震災時の相互応援に関する協定を締結している九都県市、関東地方知事会若しくは厚生労働省又は国の非常（緊急）災害対策本部等へ支援等を要請するとともに、自衛隊に給水等を要請する。

これらの活動を実施するため、被害想定に基づき、あらかじめ不足する物資等について事前に確認した上で、関係機関相互間で情報交換し、体制の整備に努める。

- (3) 県企業庁は、飲料水の確保に努め、災害用指定配水池における応急給水を支援するとともに、県営水道給水区域の市町と災害時の応急給水に関する訓練などを定期的実施し、連携の強化を図る。

また、給水区域内の市町からの要請に基づき、日本水道協会などを通じて他の水道事業者等に支援要請を行う。

2 応急復旧

県企業庁は、被災者の生活に欠かすことのできない水道施設を復旧し、一日も早く給水装置を通じて給水できるようにする。

また、必要に応じ他の水道事業者等に日本水道協会などを通じて応援要請を行う。

第7節 住宅に係る応急対策

主管部：都市経済部

関係機関：県

風水害時における住宅に係る応急対策は、以下により実施する。

| 項目 | 概要 |
|---------------|---|
| 住宅に係る 応急対策 | 被災程度に応じて、住宅の応急修理、公営住宅・民間アパート等の活用などにより、被災者の居住の安定を図る。なお、災害救助法が適用されるなど、大規模な被害が発生した場合は、応急仮設住宅により応急住宅の確保を図る。 |

その他風水害時における住宅に係る応急対策は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第3部第10章に準じて実施する。

第8節 医療救護及び助産等

主管部：福祉部

関係部：消防部

関係機関：逗葉医師会・逗葉歯科医師会・逗葉薬剤師会・県

風水害時・都市災害時においては、救護が必要な被災者等への医療及び助産の提供を以下により実施する。

| 項目 | 概要 |
|--------------|--|
| 搬送先の 選定 | 災害により多数の負傷者が発生した場合、消防本部は、逗葉医師会との協力のもと、現地救護所を災害現場付近に設置し、負傷者のトリアージを実施し、重症度に応じて搬送先を選定する。 |
| 医療機関の 運営 | 風水害時において、各医療機関は、可能な限り通常の診療を継続する。なお、災害拠点病院及び応急二次病院に指定されている医療機関は、それぞれが定める災害対策計画に基づき災害医療体制の準備を整える。 |
| 応急救護所 の設置 | 被害状況により医療機関で対応できないと認められる場合、事前に指定した公共施設等を応急救護所として開設し、トリアージ及び医療機関への搬送手配、外科的負傷者のうち、軽・中等症者に対する応急手当を実施する。 |

その他風水害時における医療救護及び助産等は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第3部第11章に準じて実施する。

第9節 保健・衛生の管理

主管部：福祉部

1 保健・衛生活動の実施

町は、浸水被害等による衛生状態の悪化や避難生活の長期化による健康被害を防止するため、避難者等との協力のもと、次のとおり実施する。

| 項目 | 概要 |
|---------|--|
| 保健活動の概要 | 1 避難所等における健康相談の実施 2 エコノミークラス症候群防止等を目的とした体操等の普及啓発 3 長期的な視点による被災者の心のケアへの対応 |
| 衛生活動の概要 | 1 避難所の食品集積場所、救援物資集積場所等の衛生確保 2 関係施設の貯水槽等の簡易検査 3 食品関係営業施設、仮設店舗等の衛生指導 4 その他、水・食品に起因する危害発生の未然防止 |

第10節 防疫対策

主管部：福祉部・環境部

1 防疫活動の基本方針

風水害時において、浸水被害に伴う衛生状態の悪化による感染症等を防止し、被災者等の健康を守るための基本方針を以下に定める。

なお、感染症の発生に対する処置は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法に規定するところによる。

| 項目 | 概要 |
|---------|--|
| 防疫の原則 | 災害に伴う浸水家屋やその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、町は被災地の状況に応じた的確な指導及び措置を行う。 |
| 防疫活動の概要 | 1 感染症予防上必要と認められた場合の清潔方法及び消毒方法 2 災害地のねずみ、昆虫駆除 3 予防接種の実施 4 厚生労働省の承認を得た上での予防内服薬の投与 |
| 疫学調査の実施 | 被災地において積極的疫学調査を行い、その結果必要があると認める場合は健康診断を行う。 |

2 防疫業務実施基準

災害時における防疫業務の実施基準を、災害の程度により次のとおり定める。

| 等級 | 実施基準概要 |
|-----|-------------------------------|
| A 級 | 感染症流行のおそれのある地域が、広範囲にわたっている場合 |
| B 級 | 感染症流行のおそれのある相当広い地域が数箇所以上に及ぶ場合 |
| C 級 | 感染症流行のおそれのある地域が小さくかつ点在している場合 |

3 感染症患者への対応

地区防災拠点からの要請により町外医療機関と連絡調整し、受入れの手配を行うとともに、搬送に必要な緊急車両の手配等を関係各課と連絡調整し確保する。

第11節 ペット対策

主管部：環境部

関係部：総務部・福祉部・教育部

関係機関：鎌倉保健福祉事務所・獣医師会

風水害におけるペット対策は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第3部第12章第4節に準じて実施する。

第12節 行方不明者及び遺体の捜索

主管部：消防部

関係機関：県警察・海上保安部・自衛隊

風水害時においては、行方不明者及び遺体の捜索を以下により実施する。

| 項目 | 概要 |
|-----------|---|
| 行方不明者等の捜索 | 行方不明者及び遺体の捜索に当たっては、県警察、消防団、自主防災組織等の協力のもと、可能な限り早期の発見・収容に努める。 |

その他、風水害時における行方不明者及び遺体の捜索は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第3部第13章第2節に準じて実施する。

第13節 遺体の収容及び処置

主管部：福祉部

関係機関：県警察・逗葉医師会・逗葉歯科医師会・逗葉薬剤師会・県

風水害における遺体の収容及び処置は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第3部第13章第3節に準じて実施する。

第14節 遺体の火葬・埋葬

主管部：福祉部

関係機関：県

風水害時における遺体の火葬・埋葬は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第3部第13章第4節に準じて実施する。

第10章 社会機能確保対策計画

第1節 廃棄物の処理

主管部：環境部

関係機関：県

風水害時には、廃棄物の処理等を以下により実施する。

| 項目 | 概要 |
|--------|---|
| 廃棄物の収集 | 浸水害が発生するなど、集中的に多量の廃棄物が発生した場合は、当該地域への戸別収集等を検討する。 |

その他風水害時における廃棄物の処理は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第3部第14章第2節の定めるところにより実施する。

第2節 し尿の処理

主管部：環境部

風水害時には、し尿の処理等を以下により実施する。

| 項目 | 概要 |
|-------|---|
| し尿の処理 | 大規模災害の発生により下水道施設が被害を受けた場合は、小中学校の指定避難所を中心に仮設トイレを早期に設置し、し尿の収集はバキュームカーにより実施する。 |

その他風水害時におけるし尿の処理は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第3部第14章第3節の定めるところにより実施する。

第3節 風水害時における障害物除去

主管部：都市経済部

関係部：環境部

関係機関：県・関東地方整備局

風水害時における障害物除去は、以下により実施する。

| 項目 | 概要 |
|--------|--|
| 除去の実施者 | 町は、各種応急対策を実施する上で障害となる工作物、がけ崩れ等により住家及びその周辺に運ばれた土砂や樹木の除去を行う。 また、道路、河川、海岸等に堆積した障害物の除去は、その管理者が行う。 |

その他風水害時における障害物除去は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第3部第15章の定めるところにより実施する。

第4節 緊急輸送の実施

主管部：総務部

関係機関：県・県警察・海上保安部・自衛隊

風水害時における緊急輸送は、以下により実施する。

| 項目 | 概要 |
|---------|--|
| 緊急輸送の実施 | 町は、災害の発生時において、食料、物資、人員等の輸送を行うため、関係機関との協力のもと、車両、船舶等輸送手段の確保、緊急交通路の確保を行う。 |

その他風水害時における緊急輸送は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第3部第16章の定めるところにより実施する。

第5節 学校教育等の実施

主管部：教育部

各学校は、事前に定めた各学校における防災計画に基づき、災害時における児童・生徒及び教職員の安全を確保するとともに、学校教育等の円滑な実施等を図るものとする。

風水害時における学校教育等は、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第3部第17章の定めるところにより実施する。

第6節 公共施設における応急対策

主管部：政策財政部

風水害時における不特定多数の来場者がある公共施設や公園などの公共空地の施設管理者等が行う緊急措置を以下に定める。

次の措置を実施した後は、当該施設を所管する各課の指示により応急対策業務につくものとする。

| 項目 | 概要 |
|---------|--|
| 安全確保 | 所管課の指示により、閉館、休業等の措置を実施し、その旨を来場者に案内する。 なお、急激に天候が変化するなど、施設外に出ることが危険と判断される場合は、施設の中で比較的安全な場所に一時的に避難させる。 |
| 情報提供 | 一時的に来場者を避難させた場合は、災害対策本部等やテレビ・ラジオからの情報を来場者等へ提供し、不安の解消に努める。 |
| 応急手当 | 来場者、職員等が負傷した場合は、応急手当を実施するとともに、必要に応じて、近隣住民等と協力しつつ医療機関等へ搬送する。 |
| 避難誘導 | 施設及び周辺における災害状況に応じて、近隣の指定避難所等、より安全な施設に来場者を誘導する。 |
| 被害状況の把握 | 発災後、直ちに施設の被害状況を調査し、所管課を通じて総務班へ報告する。 |

第11章 警備・交通対策計画

第1節 警備及び交通規制等に係る基本的な考え方

関係機関：県警察本部・警察署

1 警備及び交通規制等に係る基本的な考え方

風水害時・都市災害時において、県警察が行う応急対策の基本的な考え方を以下に定める。

| 項目 | 概要 |
|---------|---|
| 基本的な考え方 | 葉山警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、警備体制を早期に確立し、人命の安全を第一とした迅速・的確な災害応急対策を実施することにより、町民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、民心の安定活動の推進に努め、被災地における治安維持の万全を期するものとする。 |

第2節 県警察の応急対策

関係機関：県警察本部・警察署

葉山警察署は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、警備体制を早期に確立し、人命の安全を第一とした迅速・的確な災害応急対策を実施することにより、住民の生命・身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期すものとする。

1 警備体制の確立

| 項目 | 概要 |
|-----------|--|
| 警備本部の設置 | 台風・低気圧の接近に伴う大規模な災害や都市災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、葉山警察署に警察署長を長とする警察署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立する。 |
| 協力連絡体制の強化 | 警察署災害警備本部及び町災害対策本部は、必要に応じて要員を派遣し、相互に協力連絡体制を強化する。 |
| 部隊運用 | 別に定めるところにより、警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行う。 |

2 災害応急対策の実施

| 項目 | 概要 |
|------------|---|
| 情報の収集・連絡 | 災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡する。 |
| 警報等の伝達 | 災害に関する警報等を認知した場合、その内容、情勢等を分析・検討し、必要がある場合は、地域住民に対する広報を行う。 また、当該警報等の緊急性、町の体制等を勘案し、要請のあった場合又は災害警備上必要がある場合は、町の行う地域住民に対する警報等の伝達に協力する。 |
| 救出救助活動 | 把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊等の部隊を被災現場に出動させ、県、町及び防災関係機関と協力して、被災者の救出救助活動を実施する。また、県警察は、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行う。 |
| 避難指示等 | 警察官は、災害対策基本法第61条により避難の指示を、また、同法第63条第2項により警戒区域を設定する。また、警察官職務執行法第4条により、避難の措置を講じる。 |
| 交通対策 | 被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し、緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施するなど、地震津波対策計画編第3部第18章第2節の3に準じて実施する。 |
| 防犯対策 | 被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や援助物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回を行う。 また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。 |
| ボランティア等の連携 | 県警察は、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安除去等を目的として行われる地域のパトロール活動等が円滑に行われるように自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体と連携を図る。 |
| 広域応援 | 県公安委員会は、発生した災害の規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行う。 |

第12章 海上災害対策計画

第1節 海上災害の拡大防止に係る基本方針

関係機関：海上保安部

1 海上災害の拡大防止に係る基本方針

台風等の災害時において、海上警備及び船舶の衝突や油流出などの海上災害に対応するための基本方針を以下に定める。

| 項目 | 概要 |
|------|--|
| 基本方針 | 海上保安部は、町、県警察及び県と連携協力して応急対策を実施し、海上における人命・財産の保護及び治安の維持に当たる。 なお、状況に応じ三浦半島・相模湾排出油等防除協議会等関係諸団体の協力を求める。 |

第2節 風水害時における横須賀海上保安部の応急対策

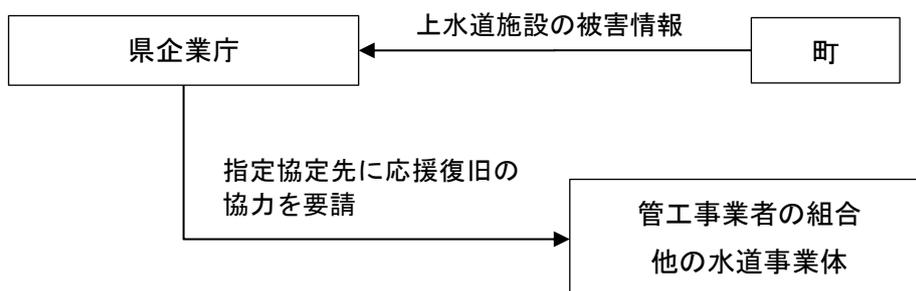
風水害時における海上災害対策は、地震津波対策計画編第3部第19章第2節の定めるところにより実施する。

第13章 ライフライン施設対策計画

第1節 上水道施設の応急対策

関係機関：県企業庁

上水道施設は県企業庁管轄のため、町は発見した上水道施設の被害情報を県企業庁に報告し、県企業庁は被害施設の重要度に応じて、順次、上水道施設の応急復旧を行う。



1 応急復旧

県企業庁は、被災者の生活に欠かすことのできない水道施設を復旧し、一日も早く給水装置を通じて給水できるようにするため、災害時における応急復旧工事の協力に関する協定等を締結している管工事業者の組合等の協力を得て水道施設の応急復旧を行う。

2 飲料水以外の生活用水の供給

町は、飲料水以外の生活用水等についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努める。

3 応援の要請

県企業庁は、災害の程度により、水道施設の復旧のための資機材、若しくは人員に不足が生じる場合は、日本水道協会などを通じて、他の水道業者に要請する。

第2節 下水道施設の応急対策

主管部：環境部

下水道施設の応急対策は、地震津波対策計画編第3部第24章第2節の定めるところにより実施する。

第3節 電力施設の応急対策

関係機関：東京電力パワーグリッド（株）

災害により電力施設に被害があった場合は、早期に被害状況を把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持する。

1 東京電力パワーグリッド（株）藤沢支社支部の応急対策

(1) 基本方針

| 項目 | 概要 |
|------------------|---|
| 非常災害対策本部（支部）の設置 | 非常災害対策神奈川支店本部の発令に伴い、非常災害対策藤沢支社支部を設置する。 |
| 電力供給継続の原則と危険予防措置 | 電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動を実施するため、県警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。 |
| 電力の融通 | 災害時においても、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する電力会社と締結している「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通を実施する。 |
| 関係機関との連携 | 町災害対策本部へ要請に基づき職員を派遣し、防災関係機関等との緊密な連絡調整を行う。 |

(2) 応急対策

| 項目 | 概要 |
|----------|---|
| 応急工事の実施 | 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。 |
| 設備の復旧 | 設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから実施する。 |
| 優先送電 | 特に防災上の重要施設（原則として人命にかかわる施設、災害対策の中核となる官公署、報道機関、避難所、その他）に対しては優先的に送電する。 |
| 復旧応援隊の編成 | 被害の状況等を勘案し、被害が甚大な場合は当社他支店社員あるいは工事会社の協力を得て、復旧応援隊を編成し復旧工事を実施する。 |
| 広報対策 | 被害状況及び復旧見通し等について広報を行うほか、電気による二次災害を防止するため次の事項について注意喚起を行う。 1 避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切る。 2 感電事故の防止（垂れ下がった電線には絶対触れない等） 3 漏電等による出火防止（冠水した屋内配線、電気器具等は使わない。） 4 電気器具のコンセントを抜く。 |

2 町の措置

| 項目 | 概要 |
|--------|--|
| 協力応援 | 電力供給施設の重大災害について、電力供給機関から災害応急対策について要請があった場合は、必要に応じて協力応援する。 |
| 住民への周知 | <p>町は、町民に対して、電力設備について次のような異常を発見した場合は、最寄りの電力供給機関事業所へ通報するよう周知徹底を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電線が切れ、地上へ垂れ下がっているとき 2 樹木、テレビのアンテナ、煙突等が倒れて、電線に触れているとき 3 電力施設から、火花、音響、煙等がでているとき 4 電柱が傾斜又は倒壊しているとき |

第4節 都市ガス施設の応急対策

関係機関：東京ガスネットワーク（株）

災害により都市ガス施設に被害があった場合、早期に被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、被災地に対するガス供給を確保する。

1 東京ガス（株）の応急対策

| 項目 | 概要 |
|------|---|
| 防災対策 | 非常事態対策本部・支部の設置 非常事態が発生した場合、非常体制に対応する災害対策組織により、災害対策活動を行う。 |
| 応急対策 | 1 情報の収集 災害が発生した場合、気象庁の発表する情報、ガス施設等被害状況および復旧状況を迅速、的確に把握する。 2 災害時における応急工事 非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設および設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況等を把握し二次災害の発生を防止する。 3 危険予防措置 ガス漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。 |
| 広報活動 | 1 広報活動 災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。 2 広報の方法 広報については、テレビ、ラジオ、インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体の関係機関とも必要に応じ連携を図る。 |

2 町の措置

| 項目 | 概要 |
|--------|---|
| 協力応援 | ガス供給施設の重大災害について、ガス供給機関から災害応急対策のため拠点や資機材保管場所の確保等の要請があった場合は、必要に応じて協力応援する。 |
| 住民への周知 | 町は、町民に対しガス設備について異常を発見した場合は、最寄りのガス供給機関へ通報するよう周知徹底を図る。 |

第5節 LPガス事業所の応急対策

関係機関：神奈川県LPガス協会鎌倉逗葉支部

災害によりLPガス事業所に被害があった場合、早期に被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、被災地に対するLPガス供給を確保する。

1 神奈川県LPガス協会鎌倉逗葉支部の応急対策

| 項目 | 概要 |
|---------|--|
| 非常体制の設置 | 災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に非常体制を設置する。 |
| 対策要員の確保 | 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出勤する。 また、鎌倉逗葉支部のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、他の支部及び他ガス事業者からの応援を要請する。 |
| 資機材の確保 | 予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材を速やかに確保する。 |
| 応急処置 | 応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に機器等の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。 |
| 危険予防措置 | ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講ずる。 |
| 復旧計画の策定 | 被災による被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、復旧計画を策定する。また避難所、医療機関、要配慮者施設等の社会的な重要度の高い施設については、優先的に復旧するよう計画立案する。 |
| 広報活動 | 災害発生時には、その直後安全点検を実施し、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。 広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行なうほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。 |

2 町の措置

| 項目 | 概要 |
|--------|--|
| 協力応援 | LPガス事業所の重大災害について、関係機関から災害応急対策について要請があった場合は、必要に応じて協力応援する。 |
| 住民への周知 | 町は、町民に対しLPガス機器等について異常を発見した場合は、鎌倉逗葉支部へ通報するよう周知徹底を図る。 |

第6節 通信施設の応急対策

関係機関：電話等の各通信事業者

災害により通信施設に被害があった場合、早期に被災状況を把握し、災害応急対策に欠かすことのできない情報伝達経路を確保するため、速やかに応急復旧を行い、迅速な機能の回復を図る。

1 各通信事業者が行う応急対策

| 項目 | 概要 |
|------------------|--|
| 情報伝達の実施 | 災害の発生に伴い、情報連絡体制を確立し、情報収集及び伝達に当たる。また、気象業務法に基づき、気象庁から伝達される警報等については、速やかに関係する市町村等へ連絡する。 |
| 防災関係機関等との連携 | <p>応急対策が円滑・適切に行われるよう、防災関係機関等と連携し、次の事項に関して協調する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する情報の提供及び収集 2 災害応急復旧及び災害復旧 3 資材及び物資対策 4 交通及び輸送対策 |
| 施設の応急復旧 | 通信設備などに被害を受けた場合、原則として治安、救援等の最重要機関及び防災機関等の通信の確保を優先して行う。また伝送路に障害が発生した場合には、他の伝送路に切り替えを行い、通信を確保する。 |
| ライフライン事業者との協調 | 電力、燃料、水道、輸送などのライフライン事業者と協調し、商用電源の優先供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水、資材の緊急輸送などを確保する。 |
| グループ会社等との復旧体制の確立 | グループ会社、工事会社等と協調し、応急対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を確立する。 |
| 災害用伝言ダイヤルの運用 | 大規模災害が発生した場合は、家族との安否確認が円滑に伝達できるよう、災害用伝言ダイヤル「171」等及び携帯電話での災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧、災害対策用携帯電話の貸出しなどの応急措置を実施する。 |

第4部 復旧・復興計画

被災地の復興に当たっては、単に被災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、住民の意見を踏まえた復興計画を策定する。

第1章 復興体制の整備

第1節 復興計画策定に係る庁内組織の設置

主管部：総務部・政策財政部

関係部：関係各部

復興計画策定に係る庁内組織の設置に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第1章第1節を参照

第2節 人的資源の確保

主管部：総務部

関係部：関係各部

復興計画策定に係る庁内組織の設置に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第1章第2節を参照

第2章 復興対策の実施

第1節 復興に関する調査

主管部：総務部・福祉部・都市経済部

関係部：関係各部

復興に関する調査に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第2章第1節を参照

第2節 復興計画の策定

主管部：政策財政部・総務部

関係部：関係各部

関係機関：各関係機関

復興計画の策定に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第2章第2節を参照

第3章 復興財源の確保

第1節 財政方針の策定

主管部：政策財政部

財源方針の策定に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第3章第1節を参照

第2節 財源確保対策

主管部：政策財政部

財源確保対策に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第3章第2節を参照

第4章 市街地復興

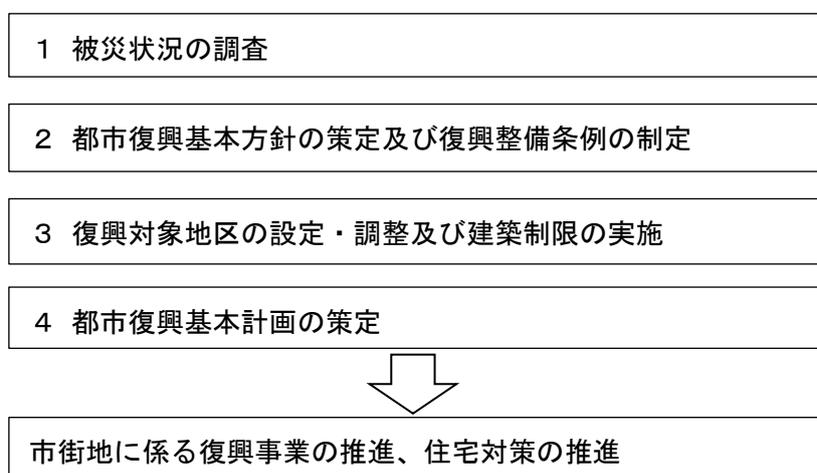
被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって自ら立ち上がっていくことが必要となる。

市街地復興の決定に当たっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画、広域計画における位置付け、関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ、どのようにして災害に強いまちづくりといった中・長期的な計画的市街地復興を図るかを検討する。

さらに、市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図る。

特に市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる現状復旧ではなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていく。

〈市街地復興のフロー〉



第1節 都市復興方針の策定

主管部：政策財政部・総務部・都市経済部

関係部：関係各部

都市復興方針の策定に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第4章第1節を参照

第2節 復興整備条例の制定

主管部：総務部・都市経済部

関係部：関係各部

復興整備条例の制定に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第4章第2節を参照

第3節 復興対象地区の設定

主管部：総務部・都市経済部

関係部：関係各部

復興対象地区の設定に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第4章第3節を参照

第4節 建築制限の実施

主管部：都市経済部

関係部：関係各部

建築制限の実施に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第4章第4節を参照

第5節 都市復興基本計画の策定、事業実施

主管部：都市経済部

関係部：関係各部

都市復興基本計画の策定、事業実施に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第4章第5節参照

第6節 コミュニティ確保対策

主管部：都市経済部

コミュニティ確保対策に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第4章第6節を参照

第7節 住宅対策

主管部：都市経済部

関係部：関係各部

住宅対策に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第4章第7節を参照

第5章 都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる都市機能の回復を目的とした応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは、防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分けられ、それぞれの基本方向に沿って施策を実施する。

第1節 都市基盤施設の災害復旧

主管部：政策財政部・総務部・都市経済部

関係部：関係各部

都市基盤施設の災害復旧に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第5章第1節を参照

第2節 応急復旧後の本格復旧・復興

主管部：環境部・都市経済部

関係部：関係各部

関係機関：各関係機関

応急復旧後の本格復旧・復興に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第5章第2節を参照

第6章 生活再建支援

被災者の生活再建は、災害前の状態に復元することが第一目標となるが、心身や財産、就業場所の被害が甚大なため、元の生活に戻ることが困難な場合がある。そこで、新たな生活を再建するためには、町、町民、民間機関が連携し、協働することが大切である。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第1節 被災者の経済的再建支援

主管部：政策財政部・総務部・福祉部

被災者の経済的再建支援に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第6章第1節を参照

第2節 雇用対策

主管部：都市経済部

関係部：関係各部

雇用対策に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第6章第2節を参照

第3節 精神的支援

主管部：福祉部

関係部：関係各部

精神的支援に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第6章第3節を参照

第4節 要配慮者対策

主管部：福祉部

関係部：関係各部

要配慮者対策に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第6章第4節を参照

第5節 医療機関

主管部：福祉部

関係機関：各関係機関

医療機関に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第6章第5節を参照

第6節 社会福祉施設

主管部：福祉部

関係機関：各関係機関

社会福祉施設に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第6章第6節を参照

第7節 生活環境の確保

主管部：環境部

関係部：関係各部

関係機関：県

生活環境の確保に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第6章第7節を参照

第8節 教育の再建

主管部：教育部

関係機関：各関係機関

教育の再建に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第6章第8節を参照

第9節 社会教育施設、文化財等

主管部：教育部

関係部：関係各部

社会教育施設、文化財等に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第6章第9節を参照

第10節 災害救援ボランティアの活動支援

主管部：福祉部

関係部：関係各部

関係機関：社会福祉協議会

災害救援ボランティアの活動支援に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第6章第10節を参照

第11節 情報提供、相談窓口

主管部：政策財政部

関係部：関係各部

情報提供、相談窓口に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第6章第11節を参照

第12節 男女共同参画の推進

主管部：福祉部

関係部：関係各部

男女共同参画の推進に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第6章第12節を参照

第7章 地域経済復興支援

地域経済の状況は、そこに住む町民にとって、雇用、収入、生活環境の確保の面において密接に係わってくるもので、被災した町民の生活再建にも大きな影響を与える。また、財政面から見ると、地域経済が復興し、税収を維持できれば、自治体の復興財源の確保にもつながる。地域経済を復興するには、以前の地域に人々がとどまり、人々が戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、町民の生活、住宅、市街地の復興等との関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められる。

特に行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等があげられる。

第1節 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

主管部：政策財政部・都市経済部

関係部：関係各部

関係機関：各関係機関

地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第7章第1節を参照

第2節 金融・税制面での支援

主管部：政策財政部・総務部・都市経済部

関係部：関係各部

関係機関：各関係機関

金融・税制面での支援に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第7章第2節を参照

第3節 事業の場の確保

主管部：都市経済部

関係機関：各関係機関

事業の場の確保に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第7章第3節参照

第4節 農林水産業者に対する支援

主管部：都市経済部

関係機関：各関係機関

農林水産業者に対する支援に関する事項は、地震津波対策計画編第4部第7章第4節を参照

第5部 災害種別対策計画

第1章 海上災害対策

第1節 災害予防

主管部：消防部

関係部：関係各部

関係機関：海上保安部・海上災害防止センター・返業医師会・県・県警察

海上等において船舶の座礁、衝突、火災、積載油の流出等により被害をおよぼすおそれのある災害が発生した場合の応急対策を迅速・的確に行う。

また、流出油等の処理に当たっては、海洋環境の保全に配慮して行う。

なお、海上事故により大量の油が流出した場合は、事故の原因者が防除措置を行う。

1 想定する海上災害

本章では、次の災害を想定し、必要な対策を規定する。

| 項目 | 概要 |
|----------|--|
| 想定する海上災害 | 1 船舶等の事故による油等の危険物の流出 2 船舶等の事故による火災・爆発等の発生 |

2 町周辺海域の状況

伊豆半島、三浦半島、伊豆大島に囲まれた相模灘の中に、真鶴半島から三浦半島にかけての湾状部分を相模湾という。この相模湾の東部に位置するのが葉山海岸となっている。

この相模湾には、水深1,000mを超える相模トラフが存在する。トラフの斜面には、相模海丘、三浦海丘等の海丘群がある。沿岸からは大磯海脚等が細長く張り出し、トラフからは多数の海底谷が延びる。

海岸付近で最も急峻なのは小田原から西の部分で、沖合0.5 - 1kmで水深100mに達する。大磯の海脚部より東では、隆起海岸段丘地形となり、段丘は陸上まで続く。水深100m地点は沖合約2 - 3kmにある。この東、相模川の南側延長上には平塚海底谷が存在し、谷の肩部は沖合約2kmで水深100mに達する。これより長者ヶ崎沖合にある葉山海底谷までの間、水深100mの地点は沖合約7 - 8kmにあり、遠浅の地形を見る。三浦半島部分では、沖合約4 - 5kmで水深100mに達する。

相模トラフでは北アメリカプレートとフィリピン海プレートがぶつかっているとされる。湾内を震源とする2回の関東地震（元禄関東地震、大正関東地震（関東大震災））の震源もここである。最深部の水深は約1,600mと近隣の駿河トラフ（最深部：約2,500m）と並んで日本沿岸で最も深いトラフの1つである（相模トラフ最深部は、相模湾からは外れた部分にある）。

3 情報連絡体制の確立

海上保安部、県、県警察及び防災関係機関等と事故発生時に迅速かつ的確な対応が図れるよう相互に連携するとともに、通信手段の確保及び取扱いの習熟を図り、情報連絡体制の確立に努める。

4 災害用資機材の整備

海上保安部、防災関係事業者等は、次により災害用資機材の整備を図るとともに、関係事業所や防災関係機関等の危険物等の種類に応じた防除用資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求める体制を整備する。

| 項目 | 概要 |
|----------|---|
| 消防用資機材 | 消防及び海上保安部は、消防車及び消防救助艇を適正に配置するとともに、化学消火剤や消防用資機材の整備を図る。 |
| 防除用資機材 | 海上保安部及び防災関係事業者等は、油等排出事故に備えて、オイルフェンス、油処理剤、回収ポンプ等、防除用資機材の整備を図る。 |
| 救急救助用資機材 | 消防及び防災関係事業者等は、船舶、救急車・照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備を図る。 |
| 医療用資機材 | 町は、逗葉医師会と連携し、災害時における救護活動に必要な薬品や医療救護資機材の備蓄に努める。 |

5 町の事前対策

(1) 職員の配備体制

町は、災害時の初動対応が迅速かつ確に実施できるよう、日頃から職員の配備体制の整備を図っておく。

(2) 広報体制の整備

町は、災害発生後の経過に応じて、周辺住民等に提供すべき情報の項目について整理するとともに、要配慮者に対しても、災害情報の提供が迅速かつ円滑に行えるよう配慮しつつ、広報手段の整備に努める。

(3) 医療救護対策

町は、逗葉医師会と連携し、災害時における救護活動に必要な薬品や医療救護資機材の備蓄に努める。

(4) 避難対策

町は、大規模な油等排出事故等に備えて、沿岸住民の避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

6 関係機関との協力体制

町の領域に係る海上において災害が発生した場合は、町、海上保安部、県及び県警察は、その役割分担のもと、情報の受伝達、人命の救助、消火活動、住民の避難等を関係機関の緊密な連携協力のもとに実施する。なお、排出油等事故が発生した場合、関係市町及び県とともに三浦半島・相模湾排出油等防除協議会に参画し、防除に協力する。

第2節 災害応急対策

主管部：総務部・消防部

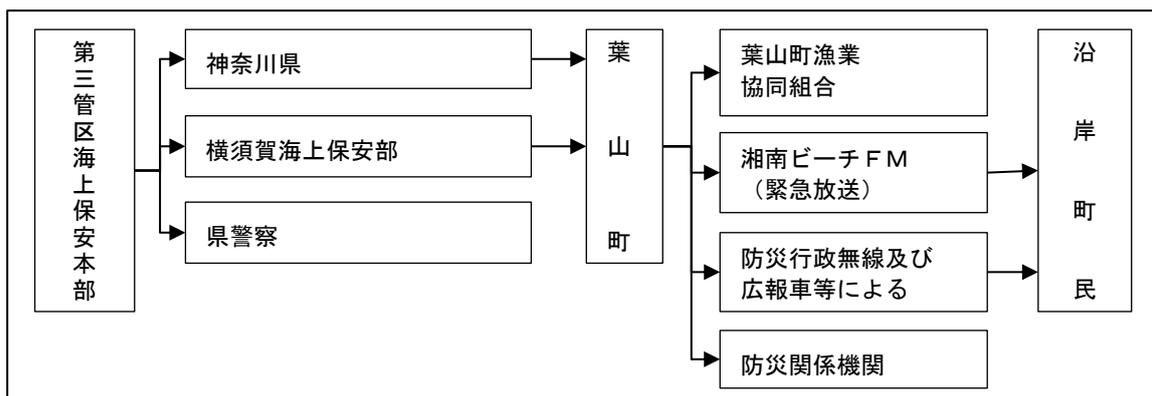
関係部：関係各部

関係機関：海上保安部・海上災害防止センター・逗葉医師会・県・県警察

1 情報の収集・連絡

(1) 連絡系統図

災害情報の連絡系統は概ね次のとおりとする。



(2) 情報収集項目

町は、海上災害の発生通報を受けたときは、次の事項を中心に情報の収集を行い、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

| 区分 | 項目 |
|-------|---|
| 災害の概要 | 1 災害の種類 2 発生日時・場所 |
| 船舶の項目 | 1 船名 2 総トン数 3 船種 4 船籍 5 船舶電話 6 仕出港 7 仕向港 8 船長 9 所有者 10 運航者 11 代理店 12 積載貨物品名 |
| 被害の状況 | 1 人的被害 2 火災の発生状況 |
| 気象の状況 | 1 気象情報 2 海象情報 |

| 区 分 | 項 目 |
|---------|--|
| 排出物質の状況 | 1 排出物質（品名、性状、数量等） 2 排出の状況 3 拡散の状況 4 沿岸の状況（気象状況等） |
| 今後の対応等 | 1 排出油等の想定量 2 排出油等の漂流予測 3 排出油等による被害、影響の程度 4 油等防除のために現在行われている措置又は講じようとする措置 5 最も有効と考えられる防除活動（手段） 6 各機関の状況、活動方針 |

2 活動体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

町は、収集した情報を集約し、発災後速やかに、職員の配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。

(2) 対策本部等への職員派遣

町は、横須賀海上保安部内に対策本部等が設置された場合は、状況に応じ職員を対策本部等へ派遣する。

(3) 警察の活動体制

葉山警察署は、大規模な船舶災害が発生した場合には、警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立する。

(4) 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

関係事業者は、発災後、速やかに対策要員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部等必要な体制をとる。

(5) 広域的な応援体制

町は、被害状況の把握に努め、被害の規模に応じて、応援協定締結都市、県、防災関係機関等に応援を要請する。

(6) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

3 搜索、救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 搜索、救助・救急活動

| 項目 | 概要 |
|----------|---|
| 関係機関との連携 | 消防は、海上保安部、県警察、神奈川県水難救済会等の関係機関と相互に連携協力し、搜索、救助・救急活動を実施する。 |
| 資機材の確保 | 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。 なお、町は、必要に応じ、関係事業者等からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。 |

(2) 医療救護対策

町は、逗葉医師会との協力のもと、応急救護所を設置し、トリアージ及び医療機関への搬送手配や、熱傷、骨折、創傷、打撲等の外科的負傷者のうち、軽・中等症者に対する応急手当を行う。

また、重症者（妊婦を含む）については、町内に総合的病院がないため、原則として、横須賀市内の病院へ搬送する。なお、被害が甚大な場合や、災害現場において多数の重症者が発生し、又は発生が予想され、緊急の医療活動が必要と判断した場合は、DMAT（災害派遣医療チーム）等、救護班の派遣要請を県に対して行う他、逗葉医師会の協力のもと、救護班等の配置調整を行う。

| 応急救護所設置予定場所 | 所在地 |
|-------------|--------------|
| 上山口小学校 | 葉山町上山口 158 |
| 葉山町保健センター | 葉山町一色 1503-2 |
| 葉山小学校 | 葉山町堀内 2050-1 |
| 長柄小学校 | 葉山町長柄 130 |

| 救護班の基本構成 | 人員 |
|----------|----|
| 医師 | 1 |
| 看護師 | 2 |
| その他の職員 | 2 |
| 合計 | 5 |

(3) 消火活動

消防、海上保安部及び関係事業者等は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。

4 大規模な油等排出事故に対する応急措置

(1) 原因者による措置

大規模な油等排出事故が発生したときは、当該船舶所有者又は施設管理者等の原因者は、直ちに排除措置を講じる。

横須賀海上保安部は、大量の油流出があった場合、原因者側の対応が不十分なときは、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講じる。

特に必要と認めるときは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」第41条の2に基づき関係行政機関の長又は、関係地方公共団体の長へ海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請する。

流出油等の処理にあたっては、海洋環境の保全に配慮して行う。

(2) 町が行う防除活動

町は、大規模な油等排出事故が発生したときは、東京湾排出油等防除協議会、海上災害等対策協議会、三浦半島・相模湾排出油等防除協議会等と密接な連携協力の下、直ちに防除活動を行う。

(3) 被害状況の調査

町は、海水浴場等、海岸部の町民利用施設における被害状況を把握するとともに、油等排出事故発生時の漂着油等による海岸部の水産物被害の状況を漁業協同組合及び民間施設から情報収集を行う。

(4) 沿岸漂着油等の防除活動

排出油等が町沿岸に漂着した場合、町は、排出油等の防除に関する協議会、民間団体、ボランティア等の人員の協力を得つつ、回収活動を実施する。

(5) 衛生監視等の実施

町は、水産物保護、海水浴場の保全、環境保全のための水質検査等を行うとともに、汚染水産物の監視及び営業者への周知を行う。

(6) 環境モニタリング等の実施

町は、関係機関と協力の下、大気、水質等の環境モニタリング等必要な措置を講じる。

5 交通の確保・緊急輸送活動

(1) 船舶交通の制限等

海上保安部は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて、船舶交通を制限し、又は禁止する。

(2) 県警察による交通確保

県警察は、危険防止及び応急対策のため必要に応じて交通規制を実施する。

(3) 関係機関の連携

交通規制に当たって、海上保安部、県警察、町及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

6 避難対策

(1) 沿岸住民への避難指示等

町及び防災関係機関は、大規模な油等排出事故により、二次災害の危険が生じた場合、沿岸住民の安全を確保するため、避難指示及び警戒区域の設定等、必要な措置を行う。

(2) 船舶の避難

海上保安部、関係機関との緊密な連絡のもとに、港内の整頓、船舶に対する避難指示・避難誘導等を実施する。

(3) 船舶乗客等の避難

海上保安部は、多数の人員を収容する客船などにおいて火災等の事故が発生した場合においては、必要に応じて町に協力を求め、船舶の乗客・乗員の避難場所を確保し、町、県警察等の関係機関と協力して避難場所への誘導を行い、乗員の責任者又は海運代理店等と協力して乗客・乗員名簿による安否確認を行う。

7 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

(1) 海上保安部の措置

海上保安部は、町から緊急輸送について要請があったときは、関係機関と協議して計画的に対応する。

(2) 警察の措置

葉山警察署は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

8 災害広報

(1) 町民への情報提供

町は、海上災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報等を町民に適切に提供し、社会的混乱を防止する。

(2) 関係者等への情報提供

町は、沿岸立地企業、漁業協同組合、海水浴場組合等に対して必要な情報提供を行う。

(3) 報道機関への協力要請

町民への情報伝達に当たっては、その内容や必要性に応じて、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求めつつ実施する。

9 二次災害の防止

海上保安部は、船舶災害により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講じるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

10 その他の海上保安部の措置

(1) 情報の収集

関係機関等との密接な連絡をとり情報交換に努めるとともに巡視船艇等により港湾施設等の被災状況、水路の異常、港内在泊船等の状況について情報を収集し、必要に応じ関係機関に対して通報する。

(2) 海上交通安全の確保

海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

① 船舶交通の整理指導

所属巡視船艇を運用し、船舶交通が輻輳する海域の船舶交通の整理及び指導を行う。

② 船舶交通の制限等

次に掲げる場合等で船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

- ・ 船舶海難の発生
- ・ 岸壁等の係留施設及びその他の海上構築物の損壊
- ・ 大量の危険物の海上への流出
- ・ いかだ、材木、漁具及びその他の航路障害物の海上への流出

③ 航路障害物の除去

海難船舶、漂流物、沈没物等により、船舶交通に危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ又は勧告する。

なお、特に緊急を要する場合は、所属巡視船艇により応急の措置を講ずる。また、特に必要な航路について、航路障害物を除去する必要があると認められる場合で原因者が不明な場合等は、関係機関と協議して計画的にその除去を行う。

④ 危険物積載船の保安措置

危険物積載船の保安について関係機関と密接な連絡をとり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

危険物積載船舶については、必要に応じて移動命令、航行制限、航行禁止及び荷役の中止等の措置を講ずる。

危険物荷役を再開する船舶及び荷役中の船舶については、状況に応じて事故防止のために必要な指導を行う。

⑤ 工事作業等の再開

工事作業等の再開するものについては、状況に応じて事故防止のために必要な指導を行う。

(3) 巡視船艇・航空機・特殊救難隊による人命の救助

(4) 遭難者・傷病者・医師・救援物資の緊急輸送

(5) 物件等の応急的使用、収用、除去

(6) その他必要な事項

11 神奈川県水難救済会の措置

神奈川県水難救済会は、町、横須賀海上保安部をはじめ、関係機関からの協力を求められた場合、必要な応急措置の実施に協力するよう努める。

第3節 復旧・復興対策

主管部：総務部・都市経済部

関係部：関係各部

関係機関：海上保安部

1 回収油等の処分

排出油等の防除に関する協議会及び町が回収した油等の処分は、油等排出事故の原因者の責任において実施することを原則とするが、原因者が特定されない場合等やむを得ない場合は、海上保安部、排出油等の防除に関する協議会と協議のうえ、以下により処分を行う。

| 項目 | 概要 |
|---------|--|
| 回収油等の処分 | 1 情報収集による回収必要量の把握 2 回収油等の一時保管 3 回収油等の廃油処理施設、焼却施設の手配・確保 4 回収油等の輸送 5 回収油等の処分に関する公益社団法人 神奈川県産業資源循環協会等への協力要請 |

2 町民利用施設の復旧

町は、海水浴場等、海岸部の町民利用施設での漂着油等、水質汚染等が確認された場合は、必要に応じて次の対策を実施することにより、早急な復旧に努める。

| 項目 | 概要 |
|-----------|---|
| 町民利用施設の復旧 | 1 施設の閉鎖 2 利用者、関係者等に対する広報 3 漂着油等の回収 4 水質浄化対策の実施 |

3 水産物対策

町は、油等排出災害時の漂着油等による海岸部の水産物被害、漁港等の被害による水産物被害が確認された場合は次の活動を実施し、早急な復旧に努める。

| 項目 | 概要 |
|-------|---|
| 水産物対策 | 1 汚染水産物の排除 2 漁業協同組合及び民間事業者からの相談対応 3 県への状況報告 |

第2章 道路災害対策

第1節 災害予防

主管部：総務部・都市経済部・消防部

関係部：関係各部

関係機関：逗葉医師会・県・県警察

1 想定する道路災害

自動車専用道路は、一般の道路に比較して法定最高速度又は指定最高速度が高いため、自然災害に限らず人為的災害、即ち日常的交通事故によっても多数車両に関わり車両火災を生じる、又は搭載物の流出により沿線住民等に被害を及ぼすなどの災害と呼ぶべき大規模事故の発生する可能性が高く、加えて周囲とトンネルにより遮断されているため、避難、救助及び消火活動に際し、平面の一般道路とは異なった困難さがある。また、直接的被害のみならず、経済活動の基礎となる流通路として大きなウェイトを占める自動車専用道路の復旧の遅延は、間接的にも経済的被害をもたらすため、速やかな対応を要すものである。

そのため、本章では、自動車専用道路における自動車の衝突、車両火災及び危険物の流出等により多数の死傷者が発生又はそのおそれがある場合を想定し、必要な対策を講じる。

2 町における道路の状況

海岸沿いと谷筋に沿って幹線道路が延びている。他の自治体とは基本的にトンネルで連絡するが、山上に住宅団地が造成されているため住宅地の区画道路が町境となっている箇所も見られる。幹線道路を含め、大半の道路が2車線以下である。自動車専用道路としては、横浜横須賀道路があり、有料道路では逗葉新道がある。

3 情報連絡体制の確立

高速道路会社等、県警察、町及び防災関係機関等は、事故発生時に迅速かつ的確な対応が図れるよう相互に連携するとともに、通信手段の確保及び取扱いの習熟を図り、情報連絡体制の確立に努める。

4 高速道路会社等の事前対策

(1) 活動体制の整備

高速道路会社等は、それぞれの計画に基づき、事故発生時の活動体制及び情報連絡体制を整備する。

(2) 関係機関との事前協議

災害発生時における、救急・救助、消火、医療救護、広報活動及び通行の禁止制限等の警備活動等の内容に関し、あらかじめ町、県警察、接続する道路の管理者及びその他関係機関と事前に協議を行う。

(3) 走行用施設の保守・整備

平常時から、トンネル、橋りょう、高架橋等の道路施設の点検・補修を通じ、道路施設等の現況把握に努める。

(4) 防災設備の保守・整備

消火設備、警報表示設備等、防災設備の保守及び整備については、道路法等関係法規の定めるもののほか、内部規定による日常点検を行う。

(5) 道路利用者への広報

自動車専用道路の利用者（以下「利用者」という。）に対し、安全走行の意識啓発及び事故発生時の対応の周知を、日常的に放送や配布物により行う。

5 町の事前対策

(1) 職員の配備体制

町は、災害時の初動対応が迅速かつ的確に実施できるよう、第2部第5章第2節に定めるところにより、日頃から職員の配備体制の整備を図っておく。

(2) 応援体制の確立

消防は、自動車専用道路の一般的な特性である、インターチェンジ以外進入不可、一方通行等から、消防隊の現場到着の遅延により消防活動に支障を来すことが予測されることから、隣接市町と消防相互応援協定を結び、必要に応じて消防力を集結することで被害の軽減を図る。

(3) 広報体制の整備

町は、災害発生後の経過に応じて、周辺住民等に提供すべき情報の項目について整理するとともに、要配慮者に対しても、災害情報の提供が迅速かつ円滑に行えるよう配慮しつつ、広報手段の整備に努める。

(4) 医療救護対策

町は、逗葉医師会等と連携し、災害時における救護活動に必要な薬品や医療救護資機材の備蓄に努める。

第2節 災害応急対策

主管部：総務部

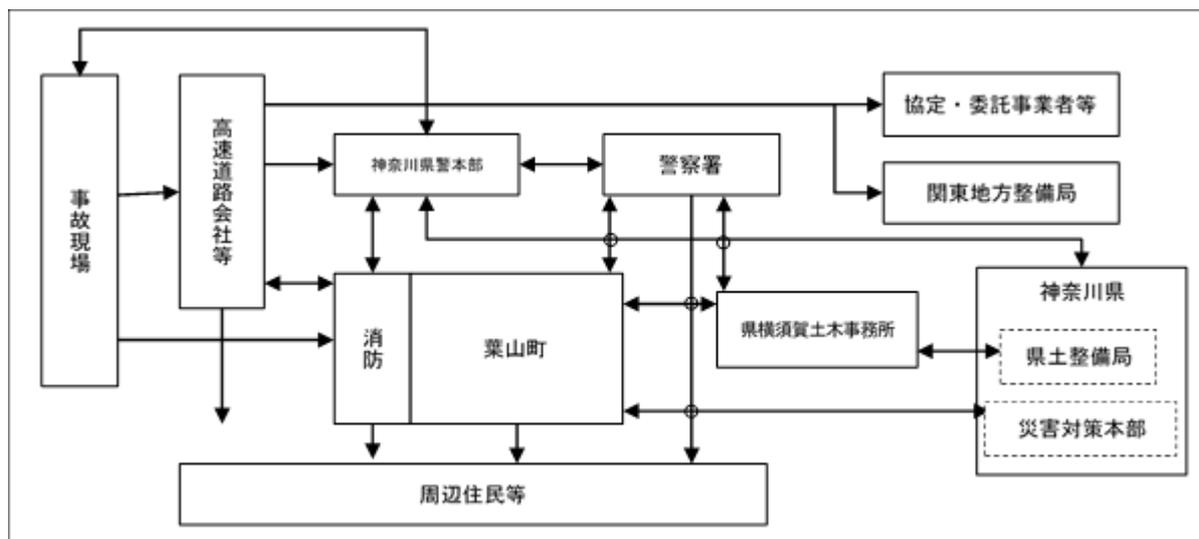
関係部：関係各部

関係機関：逗葉医師会・県・県警察

1 情報の収集・連絡

(1) 連絡系統図

災害情報の連絡系統は概ね次のとおりとする。



(2) 情報の収集

町は、自動車専用道路における大規模な事故の発生の通報を受けたときは、次の事項を中心に情報の収集を行い、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

| 区分 | 項目 |
|---------|---|
| 災害の概要 | 1 発生日時・場所 2 事故の概要 3 火災発生の有無 4 延焼及び汚染区域の範囲及び拡大の有無 |
| 事故車両の概要 | 1 車両種類（自家用、旅客、貨物等）と台数 2 積載物の種類、形態 3 危険物の有無 |
| 人的被害の状況 | 1 乗客・乗員数 2 要救助者及び傷病者の有無と状況 |

| 区 分 | 項 目 |
|------------------|--|
| 道 路 施 設 の 状 況 | 1 道路施設の破損状況 2 発災周辺地域の状況 |
| 気 象 の 状 況 | 気象情報（風速、風向、降雨など） |
| 今後の対応等 | 1 地域住民の避難の必要性、避難状況 2 道路管理者の措置状況 3 国、県、その他の機関の措置状況 4 各機関の状況、活動方針 |

2 活動体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

町は、収集した情報を集約し、発災後速やかに、職員の配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 広域的な応援体制

町は、被害状況の把握に努め、被害の規模に応じて、応援協定締結都市、県、関係事業者等に応援を要請する。

3 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 消防対策

消防は、自動車専用道路から発生した災害について通報を受けたときは、必要に応じて、隣接市町との消防相互応援協定に基づき対処するとともに、県警察、道路管理者から情報収集を行いつつ、人命救助を最優先とした、災害事象に応じた迅速的確な救助・救急、消火活動を行う。

(2) 医療救護対策

災害により多数の負傷者が発生した場合、町は、逗葉医師会との協力のもと、現地救護所を災害現場付近に設置し、負傷者のトリアージを実施し、重症度に応じて搬送先を選定する。

逗葉医師会は、町からの出動要請に基づき、医療活動を行うとともに、患者の急増等に迅速に対応するため、町災害対策本部及び医療機関相互の密接な情報交換を図る。

なお、被害が甚大な場合や、災害現場において多数の重症者が発生し又は発生が予想され、緊急の医療活動が必要と判断した場合は、DMAT（災害派遣医療チーム）等、救護班の派遣要請を県に対して行う他、救護班等の配置調整を逗葉医師会と協力のもとに行う。

4 避難対策

町及び防災関係機関は、事故が発生した区間付近の地域住民に被害の及ぶおそれのあると認められる場合は、避難指示及び警戒区域の設定等、必要な措置を行う。

5 交通の確保・緊急輸送活動

(1) 県警察による交通確保

県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施する。

(2) 関係機関の連携

交通規制に当たって、県警察、町及び高速道路会社等は、相互に密接な連絡をとるものとする。

6 災害広報の実施

町は、道路災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報等を町民に適切に提供し、社会的混乱を防止する。

7 高速道路会社等の対応

高速道路会社等は、自動車専用道路における自動車の衝突、車両火災及び危険物の流出等により多数の死傷者が発生した場合又はそのおそれがある場合には、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、災害の拡大の防止のために必要な措置を講じる。

(1) 初動体制の確立

連絡を受けた事故について、被害の拡大を防ぎ、道路交通を確保するため、早急に初動体制（防災体制等）を確立する。

また、あわせて協定会社等の体制についても確認し、応急活動の終了後、速やかに復旧作業に移行できるよう調整する。

(2) 応急措置

| 項 目 | 概 要 |
|---------------------|---|
| 情報 の 収 集 通 報 活 動 | 事故発生後、直ちに事故状況等について情報収集を行い、消防、県警察等関係機関に通報する。 |
| 初期消火活動 | 各高速道路会社等は、防災用資機材を活用し、初期消火を実施する。ただし、消防機関の到着後は、消防機関と協力し、その指示に従い消火活動に協力する。 |
| 負 傷 者 の 応 急 救 護 | 負傷者のあるときは、応急救護に努めるとともに、到着した救急隊員に対し、負傷者の引継を行う。 |

| 項目 | 概要 |
|-------------|--|
| 道路利用者への情報提供 | 得られた情報から危険情報、交通規制の内容を道路情報版等で道路利用者へ周知する。 |
| 交通規制の実施 | 被害の状況により、県警察と協議し、必要な道路区間及び区域について、通行を禁止し、又は制限する等の交通規制を実施し、緊急車両の通行路及び通行車両の迂回路を迅速に確保する。また、県警察と協力のもと、事故現場付近に滞留している利用者車両の誘導を実施する。 |
| 緊急措置の実施 | 道路施設の損壊については、協定会社等と協力し、応急復旧等の緊急措置を実施する。 |
| 報道機関への通知 | 事故が発生し、社会的に影響を及ぼすおそれのあるときは、報道機関に通知する。 |

第3節 復旧・復興対策

主管部：都市経済部

関係部：県・県警察

1 道路機能の復旧

道路管理者は、迅速・的確な障害物の撤去、道路災害によって被害を受けた道路施設の改修等の緊急措置を実施し、早期の道路交通確保に努める。

なお、道路施設の修復に当たっては、協定会社等の関係業者への出動を要請し、速やかに復旧を図るものとする。

2 道路の緊急点検

道路管理者は、被災箇所における道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。また、結果として改修等の措置が必要な箇所については、早急に改修計画を作成し、必要な措置を講じるものとする。

第3章 危険物等災害対策

第1節 災害予防

主管部：消防部

関係部：関係各部

関係機関：逗葉医師会・県・県警察

1 想定する危険物等災害

本章では、次の災害を想定し必要な対策を講じるものとする。

| 項目 | 概要 |
|------------|--|
| 想定する危険物等災害 | 1 市街地等に設置されている危険物等の製造、貯蔵又は取り扱う施設等において危険物等を起因として発生した漏えい、流出、火災、爆発（以下「災害等」という。） 2 道路上で危険物等を輸送中に発生した災害等 |

なお、災害の起因となった危険物等の種類や数量を勘案し、広域的な影響等を与えない災害等については、本章の想定から除くものとする。

2 危険物等の定義

本章の対象となる危険物等とは、次の法令で定められるもので、災害等が発生した場合に、町民生活、経済活動及び環境等、社会的に大きな影響を与えるおそれがある物質とする。

| 種類 | 定義 |
|------|-----------------------------------|
| 危険物 | 消防法第2条第7号に定めるもの |
| 高圧ガス | 高圧ガス保安法第2条に定めるもの |
| LPガス | LPガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条に定めるもの |
| 都市ガス | ガス事業法第2条第10項に定めるもの |
| 火薬類 | 火薬類取締法第2条に定めるもの |
| 毒・劇物 | 毒物及び劇物取締法第2条に定めるもの |

3 町における危険物等施設の状況

令和4年12月現在における、町の危険物等施設の状況は次のとおり。

| 種別 | 施設区分 | 施設数 |
|----------------|--------|------|
| 危険物施設 (第4類) | 危険物貯蔵所 | 13箇所 |
| | 危険物取扱所 | 18箇所 |

4 危険物等事業者の事前対策

危険物等事業者は、関係法令で定める技術基準を遵守し、また、国、県及び町の指導等に基づき施設の安全確保、予防規程等の制定、自主保安体制の整備等、危険物等に関わる安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置を取るものとする。

(1) 自主保安体制の整備

危険物等事業者は、関係法令及びそれぞれの計画に基づき、災害発生時の活動体制及び情報連絡体制を整備する。

(2) 設備の保守・整備

危険物等を製造、貯蔵又は取り扱う設備の保守及び整備については、関係法令の定めるもののほか、内部規定による日常点検を行うものとする。

(3) 保安講習等の受講

危険物等施設の管理者及び危険物取扱者等の資格取得者は、保安教育の一環として行われる保安講習等を定期的に受講する。

(4) 職員への防災教育及び訓練の実施

防災に関する一般知識、関係機関等の防災計画及び緊急時の措置等について、所属職員を対象として防災教育を実施する。

また、発災時における円滑な災害活動を実施するため、必要に応じて対応訓練を行うものとする。

(5) 消費者の安全対策

LPGガス及び都市ガス事業者は、関係機関と協力して、消費者の事故防止対策として、安全設備の普及を推進し、保安教育を充実する。

5 情報連絡体制の確立

危険物等事業者、県警察、町及び防災関係機関等は、災害発生時に迅速かつ的確な対応が図れるよう相互に連携するとともに、通信手段の確保及び取扱いの習熟を図り、情報連絡体制の確立に努める。

6 危険物等事業者への指導

町及び県は、危険物等に関わる安全管理の確保を図るため、危険物等事業所の把握を行い、これに基づき、平常時から、安全管理について次の内容を指導する。

危険物等事業者に対する指導は以下により実施する。

| 項目 | 概要 |
|----------------------|---|
| 許可施設に対する指導 | 町は、貯蔵・取扱施設の設置又は変更の審査・検査に際しては、消防法等の定める基準のほか、消防活動上有効な幅員の道路の確保、消火資機材の整備等の指導を行い、安全確保を図る。 また、万一災害が発生した場合に備えて、必要な措置、薬剤等を記したマニュアルの作成について指導を行う。 |
| 仮貯蔵・仮取扱施設に対する指導 | 町は、仮貯蔵・仮取扱承認申請審査時の指導のほか、検査時に危険物の適正管理について指導を行う。 |
| 指定数量未満の危険物の取扱いに対する指導 | 町は、火災予防条例に基づき、少量危険物の貯蔵取扱施設について、届出書類の審査及び現地の立入検査において規制、指導を行う。 少量危険物施設への主な指導事項は次のとおり。 1 消火器の設置 2 失効消火器の交換 3 雑品の除去 4 収容容器に表示等の明記 5 掲示板・標識板の掲示 6 貯蔵量の厳守 7 各届出提出指導 |

7 町の事前対策

町は、危険物等事業者における火災等、緊急時において円滑に応急活動を実施するため、以下により活動体制等の整備に努めるものとする。

(1) 職員の配備体制

町は、災害時の初動対応が迅速かつ的確に実施できるよう、第2部第5章に定めるところにより、日頃から職員の配備体制の整備を図っておく。

(2) 化学消火薬剤の整備

消防は、危険物等に起因する火災の特殊性から、県と協力し化学消火薬剤の整備及び維持管理に努める。

(3) 広報体制の整備

町は、災害発生後の経過に応じて、周辺住民等に提供すべき情報の項目について整理するとともに、要配慮者に対しても、災害情報の提供が迅速かつ円滑に行えるよう配慮しつつ、広報手段の整備に努める。

(4) 医療救護対策

町は、逗葉医師会と連携し、災害時における救護活動に必要な薬品や医療救護資機材の備蓄に努める。

(5) 危険物等の大量流出時における防除活動

町及び関係事業者は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

(6) 各種訓練の実施

危険物等災害による被害拡大を防止するため、以下に注意して各種訓練を実施する。

| 項 目 | 概 要 |
|---------|--|
| 各種訓練の実施 | 1 事業所における危険物等の火災、漏えいを想定した訓練の徹底 2 移動途中での災害を想定した訓練の充実 |

(7) 防災知識の普及・啓発

危険物災害の予防のため、危険物安全週間などを中心として防災知識の普及啓発を行う。

8 葉山警察署の活動体制

葉山警察署は、危険物等による大規模な災害が発生した場合は、施設等の責任者と緊密に連絡をとるとともに、関係機関とも十分連携し、応急対策を行う。

葉山警察署は、危険物等による災害が発生した場合は、警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、次の応急対策を行う。

- ・ 負傷者の救出救助
- ・ 警戒線の設定
- ・ 周辺住民の避難誘導
- ・ 周辺道路の交通規制
- ・ 遺体の検視及び調査等
- ・ その他必要な措置

第2節 災害応急対策

主管部：総務部・消防部

関係部：関係各部

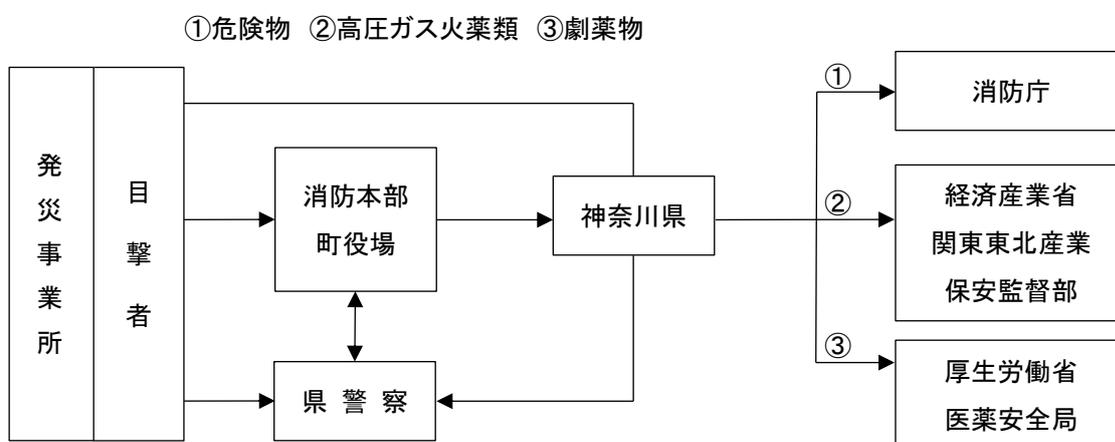
関係機関：逗葉医師会・県・県警察・自衛隊

1 情報の収集・連絡

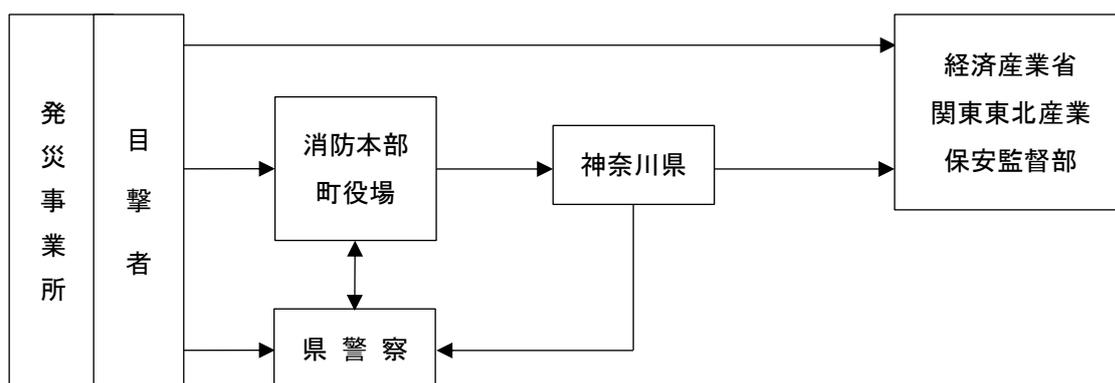
(1) 連絡系統図

災害情報の連絡系統は概ね次のとおりとする。

【危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の事故発生時の連絡系統図】



【都市ガスの事故発生時の連絡系統図】



(2) 情報の収集

町は、危険物等施設における災害の発生の通報を受けたときは、次の事項を中心に情報の収集を行い、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

| 区 分 | 項 目 |
|-------------|--|
| 災 害 の 概 要 | 1 発生日時・場所 2 事故の概要 3 火災発生の有無 4 発災施設の破損状況 5 危険物等の種類とその特性 6 危険物等の周辺への拡散、漏えいの有無 7 延焼及び汚染区域の範囲及び拡大の有無 |
| 人的被害の状況 | 1 要救助者及び傷病者の有無と状況 2 物質に応じた治療方法等の医療情報 |
| 気 象 の 状 況 | 気象情報（風速、風向、降雨など） |
| 今 後 の 対 応 等 | 1 地域住民の避難の必要性、避難状況 2 危険物等事業者の措置状況 3 国、県、その他の機関の措置状況 4 各機関の状況、活動方針 |

2 活動体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

町は、収集した情報を集約し、発災後速やかに、職員の配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 広域的な応援体制

町は、被害状況の把握に努め、被害の規模に応じて、応援協定締結都市、県、関係事業者等に応援を要請する。

3 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 消防対策

消防は、危険物・高圧ガス・毒劇物施設等応急対策に基づき、消防、救助・救急部隊を出場させ、事故の発生状況によって、災害様態による個別の消防活動計画に基づいた活動を行う。

なお、消防隊員の汚染の防止及び施設内外への汚染拡大防止の観点から、被災事業者、県及び関係機関と緊密な連携による可能な範囲の防除活動を実施しつつ、救助・救急、消火活動を実施する。

(2) 医療救護対策

災害により多数の負傷者が発生した場合、町は、逗葉医師会との協力のもと、現地救護所を災害現場付近に設置し、負傷者のトリアージを実施し、重症度に応じて搬送先を選定する。

逗葉医師会は、町からの出動要請に基づき、医療活動を行うとともに、患者の急増等に迅速に対応するため、町災害対策本部及び医療機関相互の密接な情報交換を図る。

なお、被害が甚大な場合や、災害現場において多数の重症者が発生し又は発生が予想され、緊急の医療活動が必要と判断した場合は、DMAT（災害派遣医療チーム）等、救護班の派遣要請を県に対して行う他、救護班等の配置調整を逗葉医師会と協力のもとに行う。

4 避難対策

町は、当該施設付近の地域住民に被害の及ぶおそれのあると認められる場合は、避難指示及び警戒区域の設定等、必要な措置を行う。

5 交通の確保・緊急輸送活動

(1) 県警察による交通確保

県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施する。

(2) 関係機関の連携

交通規制に当たって、県警察、町及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

6 危険物等が下水道に流入した場合の対応

町は、消防、県警察等と協力・連携し、情報収集、水質分析等による危険物等の流入の有無の特定及び下水道における二次災害の防止に努める。

さらに、流入物質の性状に合わせ、貯留、回収などの対応により葉山浄水センターの処理機能を保全すると共に、河川等への流出防止等、環境への影響を最小限に抑制するよう努める。また、危険物等により影響を受けた下水管を調査し、緊急性を要するものについては、補修等を実施する。

7 災害広報

町は、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報等を町民に適切に提供し、社会的混乱を防止する。

8 危険物等事業者の対応

施設（輸送）管理者は、危険物等施設又は輸送中に災害等が発生した場合には、以下により応急対策を実施する。

| 項目 | 概要 |
|-----------|--|
| 関係機関への通報 | 施設（輸送）管理者は、消防機関、県警察及び関係行政機関に速やかに災害等の発生を通報する。 |
| 災害対策組織の設置 | 施設管理者は、計画に基づき、発災後速やかに、職員の配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。 |
| 初期消火活動等 | 施設（輸送）管理者は、消防機関が災害等の現場に到着するまで、初期消火、拡大防止又は人命救助活動を実施する。 |
| 避難誘導 | 施設管理者は、安全な避難誘導を実施する。 |
| 情報提供等 | 施設（輸送）管理者又は防火管理者は、消防機関が現場に到着した場合は、次の事項を積極的に提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害等発生場所等の状況 ・ 初期消火又は初期活動の状況 ・ 人命危険の状況 ・ 危険物等の状況 ・ その他消防活動上必要な事項 |
| 被害拡大防止措置 | 危険物の漏えい及び流出の防止、爆発のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検、火災の防止措置等、施設の状況に応じた被害拡大防止措置を実施する。 |

9 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

第3節 復旧・復興対策

主管部：総務部・消防部

関係部：政策財政部

関係機関：県

1 汚染物の除去及び施設の復旧

災害の原因者は、関係機関及び町の指導・助言のもと、危険物等及び汚染物の除去及び除染作業を実施し、施設の復旧を図る。

2 各種制限措置等の解除

町及び県は、災害によって発出された各種指示及び制限措置を解除することが適当であると判断した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て、各種指示及び制限措置の解除を決定し、関係機関に通知する。また、各放送機関に対し緊急放送を要請し、住民等に周知を図るものとする。

第4章 大規模火災対策

第1節 災害予防

主管部：消防部

関係部：関係各部

関係機関：逗葉医師会・県・県警察

1 想定する大規模火災

本章では、次の災害を想定し、必要な対策を規定する。

| 項目 | 概要 |
|-----------|-----------------------------------|
| 想定する大規模火災 | 1 火災による死傷者が多数発生した火災 2 大規模な山林火災 |

2 町における火災の発生状況

令和3年中に発生した火災は2件で、令和2年と比較すると2件の減数であった。

火災種別で見ると、建物火災1件（前年比2件減）、車両火災0件（前年比1件減）、その他火災1件（前年比1件増）、林野火災、船舶火災、航空機火災の発生はなかった。

建築火災による死者及び負傷者は、いない。

3 防火対象物等の安全化の推進

(1) 計画的な土地利用と市街地整備の推進

町及び県は、火災による被害を防止・軽減するため、防火地域・準防火地域の指定等による市街地整備の推進、土地利用の規制及び誘導、緑地や広幅員道路等オープンスペースの整備拡充、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進する。

(2) 火災に対する建築物の安全化

町及び事業者等は、多数の人が出入する建築物について、法令に適合した消防用設備等の設置を指導しつつ、定期的な査察や防火管理制度の徹底により適正な維持管理を促進するとともに、防火管理者による消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等、自主防災体制の充実を図るものとする。

また、消防は、消防同意制度を活用し、建築面からの建物の火災予防を促進する。

(3) 林野火災の予防

町、県及び関係機関等は、連携を図りながら総合的な林野火災対策を推進する。

4 情報連絡体制の確立

多数の人が出入する建築物の防火管理者、町、県警察及び防災関係機関等は、大規模火災発生時に迅速かつ的確な対応が図れるよう相互に連携するとともに、通信手段の確保及び取扱いの習熟を図り、情報連絡体制の確立に努める。

5 町の事前対策

町は、大規模火災の発生時において円滑に応急活動を実施するため、以下により活動体制等の整備に努めるものとする。

(1) 職員の配備体制

町は、災害時の初動対応が迅速かつ的確に実施できるよう、日頃から職員の配備体制の整備を図っておく。

(2) 各種計画等の作成

消防は、多数の人が出入する建築物及び中高層建築物の防災に関して、中高層建物火災対策に基づき、防御計画を作成し、災害対策の強化に努める。

(3) 消防力の強化

消防は、消防力の整備指針及び消防水利の基準に適合するよう、消防施設等の整備に努め、その強化を図るものとする。

(4) 各種訓練の実施

消防は、大規模火災による被害拡大を防止するため、建築物や密集市街地などの防御困難地域等において、火災により多数の要救助者が発生したことを想定した訓練を実施する。

(5) 広報体制の整備

町は、災害発生後の経過に応じて、周辺住民等に提供すべき情報の項目について整理するとともに、要配慮者に対しても、災害情報の提供が迅速かつ円滑に行えるよう配慮しつつ、広報手段の整備に努める。

(6) 医療救護対策

町は、逗葉医師会と連携し、災害時における救護活動に必要な薬品や医療救護資機材の備蓄に努める。

(7) 避難対策

町は、大規模火災から逃れるための空地である広域避難場所及び、避難生活を送る場所である指定避難所を指定し、町民への周知に努めるものとする。

また、「葉山町避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、高齢者及び障害者等の避難行動要支援者の安全確保について、自主防災組織、近隣居住者との協力体制を構築する。

(8) 防災知識の普及啓発

消防は、火災の予防のため、春と秋の火災予防週間などにおけるイベント、幼児・児童に対する防火教室、防災講話や地域における防災訓練等において、火災予防に関する知識の普及啓発を行う。

ア 一般家庭に対する指導

町は、一般家庭に対する火災防止思想の普及に努める。

町は、広報活動及び各種会合等において消火方法等の実地指導を行い、火災の防止及び初期消火の徹底を図る。

町は、自主防災組織の指導者等に対し、消火に必要な技術を教育する。

イ 防火管理者等の指導・教育

町は、学校・病院・工場等消防法に規定する防火対象物には、必ず防火管理者を選任するよう指導する。

町は、防火管理者に対し、消防計画の作成、自衛消防訓練の実施、消防設備等の整備・点検及び火気の使用等について、指導する。

ウ 予防査察による指導

町は、不特定多数の者を収容する施設を対象として予防査察時に防火安全対策について、適切な指導をする。

町は、消防対象物の状況を把握し、火災の発生のおそれのある物件等の発見に努め、関係者に対し、万全を期すよう指導する。

第2節 災害応急対策

主管部：総務部・消防部

関係部：関係各部

関係機関：逗葉医師会・県・県警察・自衛隊

1 情報の収集・連絡

町は、大規模火災の発生の通報を受けたときは、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

2 活動体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

町は、収集した情報を集約し、発災後速やかに、職員の配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 広域的な応援体制

町は、被害状況の把握に努め、被害の規模に応じて、応援協定締結都市、県、関係事業者等に応援を要請する。

(3) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

3 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

消防は、多数の人が出入する建築物での火災が発生した場合には、人命救出・救助活動を最優先で実施し、被災者の早急な把握に努める。

(2) 消火活動

消防は、大規模な火災の発生のおそれがあるとき、又は発生した場合は、その災害規模に応じて、消防部隊等を増強し災害活動組織の強化を図る。

出場後は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

なお、火災の規模など、必要に応じて、神奈川県下消防相互応援協定等に基づき、隣接市に消火活動の応援要請を行う。

(3) 医療救護対策

災害により多数の負傷者が発生した場合、町は、逗葉医師会との協力の下、現地救護所を災害現場付近に設置し、負傷者のトリアージを実施し、重症度に応じて搬送先を選定する。

逗葉医師会は、町からの出動要請に基づき、医療活動を行うとともに、患者の急増等に迅速に対応するため、町災害対策本部及び医療機関相互の密接な情報交換を図る。

なお、被害が甚大な場合や、災害現場において多数の重症者が発生し又は発生が予想され、緊急の医療活動が必要と判断した場合は、DMAT（災害派遣医療チーム）等、救護班の派遣要請を県に対して行う他、救護班等の配置調整を逗葉医師会と協力のもとに行う。

4 避難対策

町及び防災関係機関は、当該施設付近の地域住民に被害の及ぶおそれのあると認められる場合は、避難指示及び警戒区域の設定等、必要な措置を行う。

5 交通の確保・緊急輸送活動

(1) 県警察による交通確保

県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施する。

(2) 関係機関の連携

交通規制に当たって、県警察、町及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

6 災害広報の実施

町は、大規模火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報等を町民に適切に提供し、社会的混乱を防止する。

第3節 復旧・復興対策

1 大規模火災後の復旧・復興対策

大規模火災に対する復旧・復興対策としては、被害の規模に応じて、地震津波対策計画編第4部に準じて復旧・復興対策を講じるものとする。

第5章 放射性物質等災害対策

第1節 災害予防

主管部：消防部

関係部：関係各部

関係機関：逗葉医師会・県・県警察

原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて原子力規制委員会の所管となっており、原子力基本法をはじめとする原子力関係法令により、国、関係事業者等において対策が講じられている。

また、非破壊検査、医療等に放射性物質等は使用され、同様に関係省庁等の所管する法令により国、関係事務所等において対策が講じられている。

放射性物質等災害の特殊性を考慮し、不測の事態に備えて、円滑な対策活動の実施が図られるよう災害予防対策上及び災害応急対策上必要な事項を定める。

なお、この計画の専門的・技術的事項については、原子力安全委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」及び関係省庁等の所管する法令を十分に尊重するものとする。

1 想定する放射性物質等災害

本章では、次の災害を想定し必要な対策を講じるものとする。

| 項目 | 概要 |
|--------------|---|
| 想定する放射性物質等災害 | 1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第2条に規定する核原料物質及び核燃料物質、及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条に規定する放射性同位元素及びこれによる汚染物質（以下「放射性物質等」という。）を取り扱う事業所等における火災及び爆発、また、放射性物質等の漏えい、流出 2 道路上で放射性物質等を輸送中に発生した災害等 |

2 放射性物質等取扱事業者等への指導

(1) 町による指導

町は、放射性物質等に係る安全管理の確保を図るため、放射性物質等取扱事業者・運搬事業者（以下「放射性物質等取扱事業者等」という。）の把握を行い、これに基づき、平常時から、安全管理について次の内容を指導する。

| 項目 | 概要 |
|----------------------------|--|
| 放射性物質等 取扱事業者等 への指導事項 | 1 消防用設備等の設置、施設・機械類の自主点検整備等、自主保安体制の整備 2 従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施 3 自衛防災組織の設置等、自主防災体制の強化 4 消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施 5 その他必要な事項 |

(2) 県警察の指示

県警察は、放射性物質等取扱事業者等から放射性物質等の運搬の届出を受けた場合において、災害の防止及び公共安全を図るため、必要があると認めるときは、運搬の日時、経路その他必要な事項を指示する。

3 安全確保に関する協定等の締結

町は、放射性物質等取扱事業者等と次の事項を盛り込んだ安全確保に関する協定等を締結し、災害対策の万全を期するよう努める。

| 項目 | 概要 |
|------------------|--|
| 安全確保に関する 協定事項 | 1 放射性物質等に係る安全確保の計画に関する事項 2 事故発生時等の連絡通報体制に関する事項 3 事故発生時等の応急措置に関する事項 4 その他必要な事項 |

4 放射性物質等取扱事業者等の事前対策

(1) 災害予防措置等の実施

放射性物質等取扱事業者等は、関係法令で定める基準を遵守し、放射性物質等に係る安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置を取るものとする。

また、職員への防災教育や訓練を行うとともに、町及び県との連携体制の確立を図り、平常時における放射線量等の把握に努め、放射性物質等防災体制の整備に万全を期すものとする。

(2) 緊急時体制の整備

放射性物質等取扱事業者等は、火災等により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質等の漏えい等の緊急時において、円滑・迅速な対応・措置が取れるよう、あらかじめ次の事項を含む体制の整備に努めるものとする。

| 項目 | 概要 |
|------------|---|
| 緊急時体制の整備項目 | 1 消防、県警察等への通報連絡体制 2 消火、延焼防止の措置 3 現場周辺への関係者以外の立入禁止措置 4 放射性物質等の汚染拡大の防止及び除染の体制 5 放射線防護資機材の整備 6 その他放射線障害の防止のために必要な事項 |

5 情報連絡体制の確立

町は、放射性物質等災害発生時等、緊急時に必要な情報を迅速に受伝達できるよう、平常時から県及び防災関係機関を含めた相互の情報伝達体制の充実強化に努めるとともに、災害発生時に備え、通信設備等の充実確保に努める。

6 町の事前対策

町は、放射性物質等取扱事業者等における災害発生時において、円滑に応急活動を実施するため、以下により活動体制等の整備に努めるものとする。

(1) 職員の配備体制

町は、災害時の初動対応が迅速かつ的確に実施できるよう日頃から職員の配備体制の整備を図っておく。

(2) 消防活動体制の整備

消防は、放射性物質等に係る輸送、火災、爆発、漏えい、流出事故対策等、緊急時において円滑に消防活動を実施するため、放射線防護資機材や救急・救助資機材の整備を図り、消防活動体制の整備に努める。

また、放射性物質等取扱事業者等の防災に関して、原子力施設等における消防活動対策ハンドブックに基づき、警防計画を作成する他、事業者の協力を得た個別事業者に対する活動計画の作成を進め、災害対策の強化に努める。

(3) 広報体制の整備

ア 広報手段の整備

町は、放射性物質等災害発生後の経過に応じて、周辺住民等に提供すべき情報の項目について整理するとともに、要配慮者に対しても、災害情報の提供が迅速かつ円滑に行えるよう配慮しつつ、広報手段の整備に努める。

主な広報方法・手段は、次のとおりとする。

- ・ 放送機関への放送要請による広報
- ・ 報道機関を通じての広報

- ・ 防災行政無線の同報無線による広報
- ・ 広報車等による広報

イ 広報の内容

町、県等が放射性物質等災害発生時に行う広報の内容は、次のとおりとする。

- ・ 災害等の状況及び今後の予測
- ・ 被害状況と応急対策の実施状況
- ・ 避難場所、避難方法
- ・ 町民のとるべき措置及び注意事項
- ・ その他必要な事項

(4) 放射線測定体制の整備

ア 県は、放射能状況を把握するため県内各地域において、関係省庁と連携して必要に応じ放射線測定（モニタリング）を実施する。

イ 町は、県及び関係機関と連携して、緊急時に備え、モニタリングのための要員及び機器の確保に努める。

(5) 医療救護対策

町は、逗葉医師会と連携し、救助・救急、医療活動に必要な、体表面汚染を防ぐ放射線防護資機材、内部被ばくを防ぐ放射線防護資機材、救急救助用資機材、医療資機材等の把握・整備に努める。

(6) 避難対策

町は、避難場所・避難経路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

また、高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保について、自主防災組織、近隣居住者との協力体制を構築する。

(7) 訓練の実施

町、県、県警察及び関係機関は、連携しながら放射性物質等に係る事故を想定した訓練の実施を検討する。

(8) 放射性物質等に関する教育及び知識の普及

ア 町職員の教育

町は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、県及び国その他関係機関と連携して、町関係職員に対し次の事項について教育を実施する。

- ・ 放射性物質等及び放射線の特性に関すること。
- ・ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ・ 緊急時に町民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。

- ・ その他必要と認める事項に関すること。

イ 町民に対する知識の普及啓発

- ・ 町は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、県及び国その他関係機関と協力して、町民に対し、放射性物質等に関する知識の普及・啓発に努める。
- ・ 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。
- ・ 防災知識の普及・啓発に際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

ウ 普及・啓発の内容

- ・ 放射性物質等及び放射線の特性に関すること。
- ・ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ・ 緊急時に町民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ・ その他必要と認める事項に関すること。

(9) 核燃料物質等の事業所外運搬情報の把握等に伴う必要な対応

消防機関は、県の入手した県内の原子力事業所から核燃料物質等の運搬情報に基づき、必要な対応をとる。

その他必要な運搬情報の入手については、町は、県と連携して関係機関に働きかける。

原子力事業所は、核物質防護上問題を生じない範囲において、消防機関及び海上保安部に必要な運搬情報の提供等の協力を努める。

第2節 災害応急対策

主管部：総務部・消防部

関係部：関係各部

関係機関：逗葉医師会・県・県警察・自衛隊・海上保安部

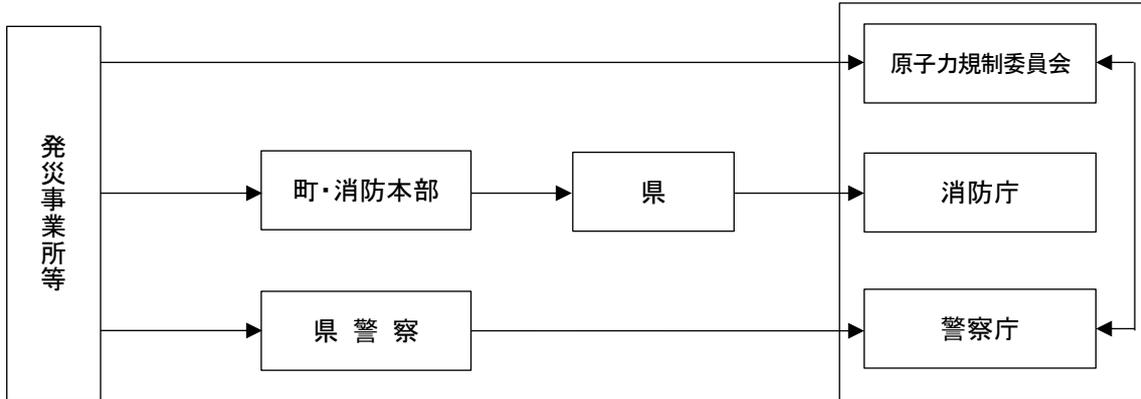
1 発災直後の情報の収集・連絡

放射性物質等取扱事業者等は、事故が発生した場合、速やかに原子力規制委員会、国土交通省、消防機関及び県警察へ連絡する。事故が発生した場所が海上の場合は、上記の防災関係機関のほか、第三管区海上保安本部又は横須賀海上保安部（湘南海上保安署）に連絡する。

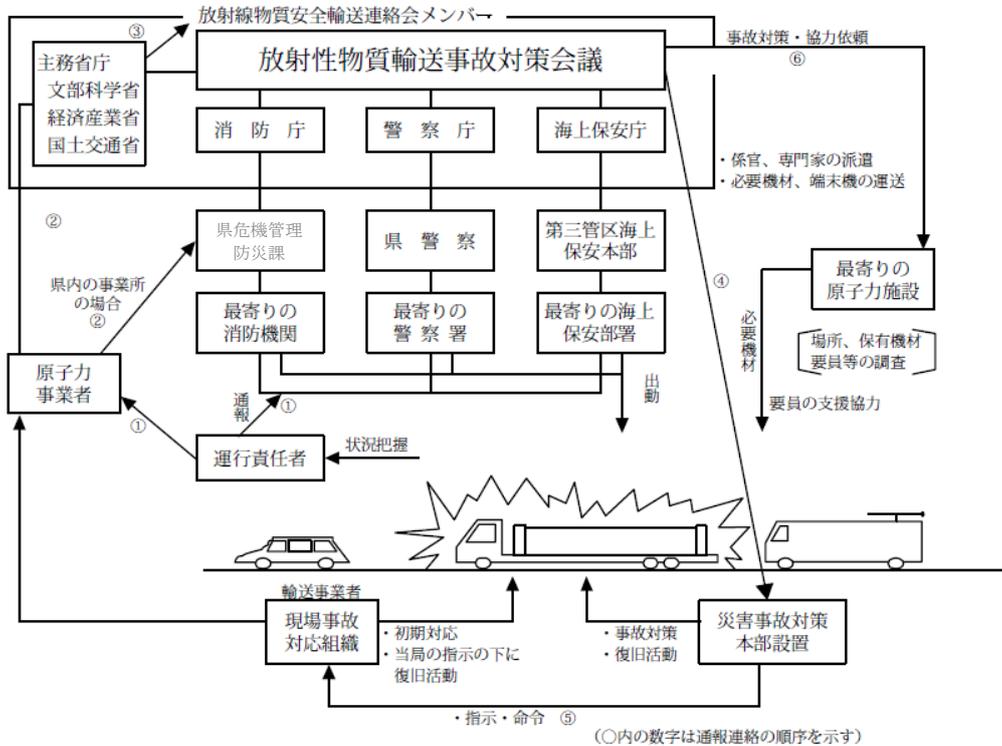
県は、市町村及び県警察から受けた情報を消防庁及び関係機関へ連絡し、原子力規制委員会、消防庁、第三管区海上保安本部又は横須賀海上保安部（湘南海上保安署）からの情報を関係市町及び関係機関に連絡する。

町は、被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

【放射性物質取扱事業所等の事故発生時の連絡系統図】



【核燃料物質等の事業所外運搬時の事故発生時の連絡系統図】



2 放射性物質等取扱事業所等の事故発生による被害状況の連絡・報告

(1) 被害状況の連絡

放射性物質等取扱事業者等は、被害状況を消防機関、県警察及び原子力規制委員会（海上における事故の場合は、第三管区海上保安本部）に連絡する。

(2) 被害状況の収集及び報告

町は、放射性物質等取扱施設等における災害の発生の通報を受けたときは、次の事項を中心に情報の収集を行い、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

町、県及び防災関係機関が行う、命令等については、有線通信（加入電話）、防災行政無線及び防災情報ネットワークシステム等を使用し速やかに行う。

| 区 分 | 項 目 |
|---------------------------|--|
| 災 害 の 概 要 | 1 発生日時・場所 2 事故の概要 3 火災発生の有無 4 発災施設の破損状況 5 放射線測定の結果 6 延焼及び汚染区域の範囲及び拡大の有無 |
| 事故車両・船舶の概要 （輸送時の事故の場合） | 1 車両・船舶の諸元と状態 2 積載物の種類、形態 |
| 人 的 被 害 の 状 況 | 1 要救助者及び傷病者の有無と状況 2 要救助者の被ばく程度 |
| 気 象 の 状 況 | 気象情報（風速、風向、降雨など） |
| 今 後 の 対 応 等 | 1 地域住民の避難の必要性、避難状況 2 放射性物質等取扱施設等の措置状況 3 国、県、その他の機関の措置状況 4 各機関の状況、活動方針 |

3 応急対策活動情報の連絡

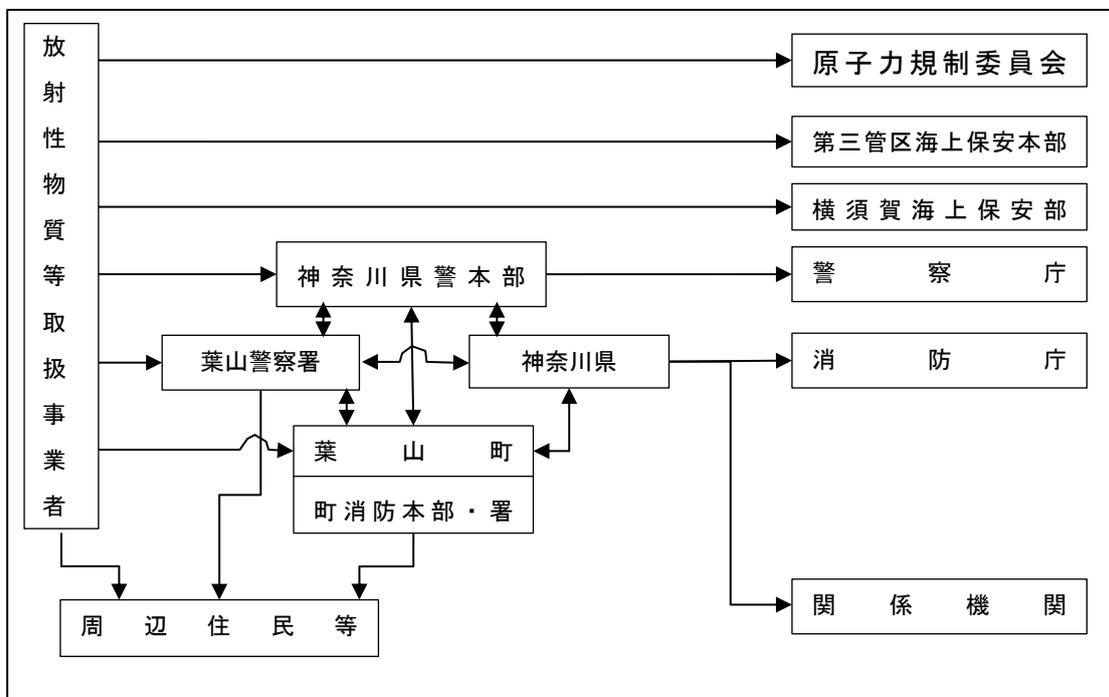
(1) 放射性物質等取扱事業者等の措置

放射性物質等取扱事業者等は、原子力規制委員会及び関係市町村（海上における事故の場合は、第三管区海上保安本部）に応急対策等の活動状況、被害状況等を定期的に文書により連絡する。

(2) 町の措置

町は、県に応急対策等の活動状況を報告するとともに、応援の必要性等を連絡する。

〈災害情報の連絡系統図〉



(3) 県、日赤、医師会及び歯科医師会の活動

県、医師会及び歯科医師会は、医療救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行う。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施する。

(4) 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を求める。

4 活動体制の確立

(1) 配備体制

町は、放射性物質等災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じるものとする。

(2) 町の活動体制及び応急活動

町長は、放射性物質等による災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項に基づき、災害対策本部を設置するとともに、県に対して災害対策本部の設置状況等を報告する。

また、町は、国・県と十分連携し、その指導・助言・協力を受けるとともに、必要に応じ、次の応急対策を実施する。

| 項目 | 概要 |
|-----------|--|
| 応急対策の実施事項 | 1 救出救助・救急活動 2 消火活動 3 医療救護活動 4 周辺住民等に対する災害広報 5 警戒区域の設定 6 周辺住民等に対する屋内退避又は避難の勧告、指示、避難誘導 7 避難所の開設、運営管理 8 その他必要な措置 |

5 県警察の活動体制

県警察は、放射性物質等の漏えいの事故が発生した場合、直ちに県警察本部に神奈川県警察災害警備本部を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置して指揮体制を確立する。町は、県警察が行う次の応急対策について、必要に応じて協力する。

| 項目 | 概要 |
|-----------|---|
| 応急対策の実施事項 | 1 周辺住民等への情報伝達 2 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け 3 交通の規制及び緊急輸送の支援 4 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持 5 その他必要な措置 |

6 広域的な応援体制

町長は、必要があると認めるときは、県知事に対して広域応援の要請を行う。

7 放射線測定体制の強化

町は、県及び関係機関との連携のもと、モニタリング活動を行い、放射性物質等による環境への影響について把握し、必要に応じて国の専門家の助言を踏まえつつ、各種応急対策の方針を決定するとともに、その結果を速やかに公表する。

8 放射性物質等取扱施設等の対応

施設（輸送）管理者は、放射性物質等取扱施設等又は輸送中に災害等が発生した場合には、以下により応急対策を実施する。

| 項目 | 概要 |
|-----------|---|
| 関係機関への通報 | 施設（輸送）管理者は、消防機関、県警察及び関係行政機関に速やかに災害等の発生を通報する。 |
| 災害対策組織の設置 | 施設管理者は、計画に基づき、発災後速やかに、職員の配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。 |
| 初期消火活動等 | 施設（輸送）管理者は、消防隊等が災害等の現場に到着するまで、初期消火、拡大防止又は人命救助活動を実施する。 |
| 避難誘導 | 施設管理者は、非常放送設備等を活用し、施設内の従業員等に対して災害等の状況を放送し、安全な避難誘導を実施する。 |
| 情報提供等 | 施設（輸送）管理者又は防火管理者は、消防機関が現場に到着した場合は、次の事項を積極的に提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害等発生場所等の状況 ・ 取り扱っている放射性物質等の種類と性状 ・ 緊急モニタリングの状況 ・ 初期消火又は初期活動の状況 ・ 人命危険の状況 ・ その他消防活動上必要な事項 |
| 被害拡大防止措置 | 放射性物質等の漏えい及び流出の防止、爆発のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検、火災の防止措置等、施設の状況に応じた被害拡大防止措置を実施する。 |

9 災害時広報等

町は、防災行政無線等の情報伝達手段によるほか、自主防災組織等と連携し、町民等に対して、次の事項に対して迅速に広報するとともに、必要な指示を行う。

- ・ 災害状況及び今後の予測
- ・ 被害状況と応急対策の実施状況
- ・ 避難場所、避難方法
- ・ 町民のとるべき措置及び注意事項
- ・ その他必要な事項

10 町民等からの問い合わせに対する対応

町は、県及び関係機関と連携して、必要に応じ、速やかに町民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する。

11 避難活動

町長は、放射性物質等災害の発生時には、人命の安全を第一に、必要に応じて高齢者等避難の発表、避難指示を行う。

12 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

県警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施する。

町は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・斡旋を依頼する。

13 神奈川県水難救済会の措置

神奈川県水難救済会は、町、横須賀海上保安部をはじめ、関係機関からの協力を求められた場合、必要な応急措置の実施に協力するよう努める。

14 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

(1) 社会秩序の維持

被災地及びその周辺においては、葉山警察署が独自に、又は自主防犯組織と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

(2) 物価の安定、物資の安定供給

町は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

第3節 復旧・復興対策

主管部：総務部・消防部

関係部：関係各部

関係機関：県

1 汚染物の除去及び施設の復旧

災害の原因者は、関係機関及び町の指導・助言のもと、汚染物の除去を実施し、施設の復旧を図る。

2 各種制限措置等の解除

町、県及びその他関係機関は、環境放射線モニタリング等による地域の汚染状況の調査等の措置が行われたのち、国の専門家の助言を踏まえ、各種制限措置の解除を行う。

3 安全の確認

町、県は、国の専門家の安全確認を待って、事故対策を終息させる。

第6章 航空災害対策

第1節 災害予防

主管部：消防部

関係部：関係各部

関係機関：逗葉医師会・県・県警察・自衛隊

1 想定する大規模火災

本章では、次の災害を想定し、必要な対策を規定する。

| 項目 | 概要 |
|----------|---|
| 想定する航空災害 | 航空運送事業者の運航する航空機、米軍機及び自衛隊機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害 |

2 情報連絡体制の確立

航空災害発生時に迅速かつ的確な対応が図れるよう相互に連携するとともに、通信手段の確保及び取扱いの習熟を図り、情報連絡体制の確立に努める。

3 町の事前対策

町は、航空災害発生時において円滑に応急活動を実施するため、以下により活動体制等の整備に努めるものとする。

(1) 職員の配備体制

町は、災害時の初動対応が迅速かつ的確に実施できるよう、日頃から職員の配備体制の整備を図っておく。

(2) 消防力の強化

消防は、消防力の整備指針及び消防水利の基準に適合するよう、消防施設等の整備に努め、その強化を図るものとする。

(3) 広報体制の整備

町は、災害発生後の経過に応じて、周辺住民等に提供すべき情報の項目について整理するとともに、高齢者、障害者等の要配慮者に対しても、災害情報の提供が迅速かつ円滑に行えるよう配慮しつつ、広報手段の整備に努める。

(4) 医療救護対策

町は、逗葉医師会と連携し、災害時における救護活動に必要な薬品や医療救護資機材の備蓄に努める。

(5) 避難対策

町は、避難生活を送る場所である指定避難所を指定し、町民への周知に努めるものとする。

また、高齢者及び障害者等の要配慮者の安全確保について、自主防災組織、近隣居住者との協力体制を構築する。

第2節 災害応急対策

主管部：総務部・消防部

関係部：関係各部

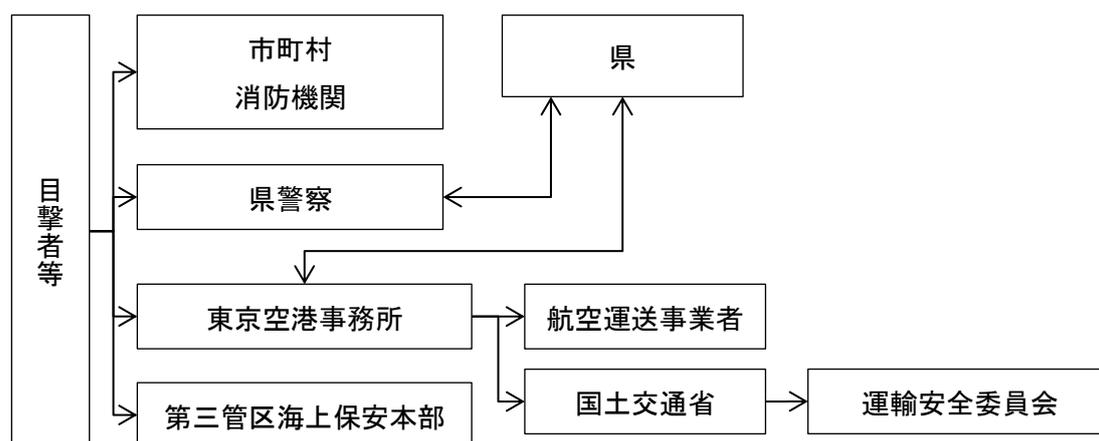
関係機関：逗葉医師会・県・県警察

1 災害発生時の連絡体制

災害情報の連絡系統は概ね次のとおりとする。

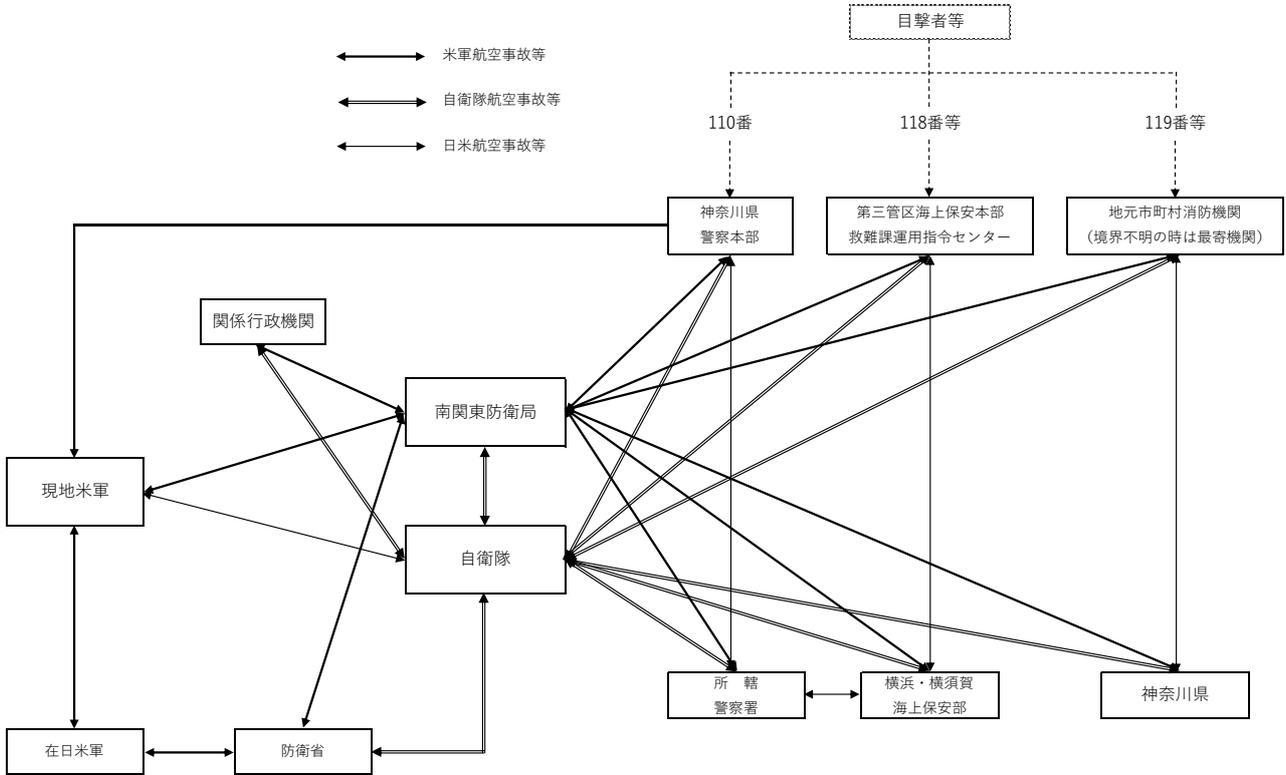
(1) 民間航空機の場合

【民間航空機の事故発生時の連絡系統】



(2) 米軍機又は自衛隊機の場合

【航空事故等緊急連絡経路図】



2 情報の収集・連絡

町は、航空災害発生時の通報を受けたときは、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

3 活動体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

町は、収集した情報を集約し、発災後速やかに、職員の配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 広域的な応援体制

町は、被害状況の把握に努め、被害の規模に応じて応援協定締結都市、県、関係事業者等に応援を要請する。

4 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

消防は、人命救出・救助活動を最優先で実施し、被災者の早急な把握に努める。

(2) 消火活動

消防は、大規模火災の発生のおそれがあるとき、又は発生した場合は、その災害規模に応じて消防部隊等を増強し災害活動組織の強化を図る。

出場後は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

なお、火災の規模など、必要に応じて、消防相互応援協定等に基づき、隣接市に消火活動の応援要請を行う。

(3) 医療救護対策

災害により多数の負傷者が発生した場合、町は、逗葉医師会の協力のもと、現地救護所を災害現場付近に設置し、負傷者のトリアージを実施し、重症度に応じて搬送先を選定する。

逗葉医師会は、町からの出動要請に基づき、医療活動を行うとともに、患者の急増等に迅速に対応するため、町災害対策本部及び医療機関相互の密接な情報交換を図る。

なお、被害が甚大な場合や、災害現場において多数の重症者が発生し、又は発生が予想され、緊急の医療活動が必要と判断した場合は、DMAT（災害医療派遣チーム）等、救護班の派遣要請を県に対して行う他、救護班等の配置調整を逗葉医師会の協力のもとに行う。

5 避難対策

町及び防災関係機関は、地域住民に被害の及ぶおそれがあると認められる場合は、避難指示及び警戒区域の設定等、必要な措置を行う。

6 災害広報の実施

町は、大規模火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報等を町民に適切に提供し、社会的混乱を防止する。

第7章 大規模停電対策

第1節 災害予防

主管部：政策財政部・総務部

関係部：関係各部

関係機関：東京電力パワーグリッド株式会社

町域において、突発的に発生した停電事故により、多数の住民の生活に支障を来す事故が発生した場合（以下「停電事故」という。）に、発生の原因と施設等の復旧、救助・救出活動、医療活動を実施するため、町及び防災関係機関並びに東京電力パワーグリッド株式会社がとる対策については、本計画の定めるところによる。

1 情報連絡体制の整備

(1) 緊急時の情報収集、連絡体制

町及び防災関係機関並びに東京電力パワーグリッド株式会社は、大規模な停電事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、安全確保を図るため、円滑かつ的確な応急対策が行えるよう災害協定を締結し、緊急時の情報収集、連絡体制の整備に努めるものとする。

(2) 連絡先のリスト化

町及び防災関係機関は、停電事故が発生した場合の情報通信手段の確保に努めるとともに、連絡先のリストの整備を図るものとする。

2 応急活動体制の整備

町及び防災関係機関は、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、大規模停電時の応急活動マニュアルを作成し、職員へ周知を図り、必要に応じて訓練等を実施するものとする。

3 施設・資機材等の整備

(1) 資機材及び電源の確保

町及び防災関係機関は、停電事故が発生した場合に、的確な応急活動が実施できるよう資機材及び電源確保に努めるものとする。また、特に夏季及び冬期の避難場所の運営のために必要な冷暖房器具や非常電源及び燃料の確保に努めるものとする。

(2) 災害本部本部機能の確保

町は、停電時における災害対策本部機能の確保に努めるものとする。

4 東京電力パワーグリッド株式会社の措置

東京電力パワーグリッド株式会社は、停電事故の発生に備え、第3部第13章第3節「電力施設の応急対策」に定めるほか、停電事故が発生した場合に、的確な応急活動を実施するものとする。

第2節 災害応急対策

主管部：政策財政部・総務部・消防部

関係部：関係各部

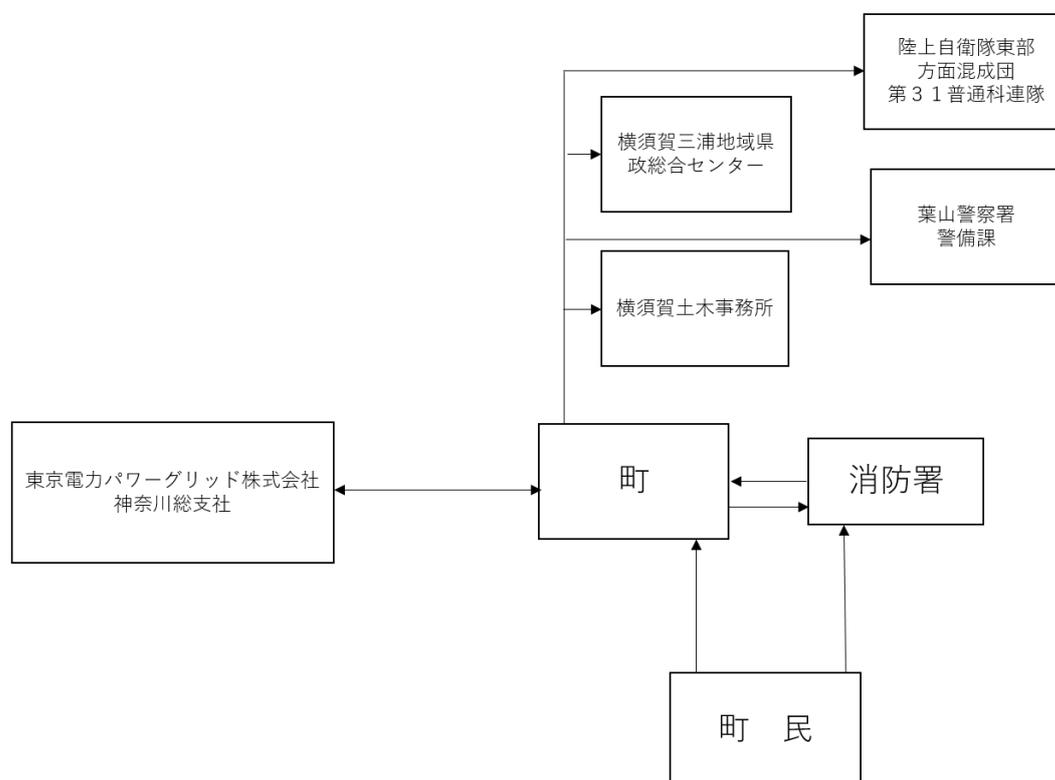
関係機関：東京電力パワーグリッド株式会社

1 情報通信

停電事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



2 実施事項

(1) 町

町は、当該地域において停電事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合は、本計画の定めるところにより、速やかにその状況をとりまとめて、県知事（又は横須賀三浦地域県政総合センター所長）に報告するものとする。

(2) 横須賀土木事務所

町は、県が管理する道路に架かる電線、柱等が県道等を塞いでいる場合、通報し道路閉塞の状況を通報する。

(3) 葉山警察署

町は、停電に関する情報（信号機使用不能状況等）を警察から入手するとともに、町が収集した停電に関する情報を提供する。

(4) 東京電力パワーグリッド株式会社

停電事故が発生した場合は、町及び防災関係機関等に停電状況等を連絡する。

3 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、地域住民等に対して行う災害広報は、第6章第2節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

町、町消防本部・消防署、神奈川県、東京電力パワーグリッド株式会社

(2) 実施事項

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項について地域住民への広報を実施するものとする。

- ア 事故の発生日時及び場所
- イ 被害状況
- ウ 応急対策実施状況
- エ 住民に対する避難指示等の状況
- オ 住民及び被災者に対する協力及び注意事項
- カ その他必要と認められる事項

4 応急活動体制

防災関係機関は、事前に停電事故に関する情報提供を受けた場合、停電事故に備えた配備体制をとるとともに、停電による被害の発生を防ぐため、次により応急対策に努めるものとする。

(1) 町

町は、長期にわたり停電が予想される場合には、次のような住民避難対策を行うものとする。

- ア 電源、冷暖房、毛布、食料などを整えた避難所の開設及び食料や燃料の補充体制の確保
- イ 広報車、ホームページ等による住民への避難施設情報等の周知
- ウ 町内会、自治会の自主防災組織等の協力も得ながら、高齢者などの避難行動要支援者を含む在宅者に対する声かけ
- エ 避難者の健康管理に配慮した保健師などによる巡回
- オ 県に対し、必要に応じて備蓄資機材の貸与、民間資機材の調達、広域応援の調整、自衛隊の災害派遣などの応援要請

(2) 消防本部

- ア 消防車等を活用した警戒パトロール
- イ 停電地区での通電火災の注意喚起
- ウ エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

(3) 神奈川県警察（葉山警察署）

- ア 信号機停止時の交通整理、必要に応じ、通行の禁止や規制措置の実施
- イ 防犯対策のための警戒活動

(4) 道路管理者

- ア 信号機や街路灯の滅灯に伴う安全確保の実施
- イ 各道路管理者間で道路情報の共有を行い、道路通行の確保に努める。

(5) 東京電力パワーグリッド株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社は、町と優先度を協議のうえ、防災関係機関、医療機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行う。

5 広域応援

町、県及び消防本部は、停電事故の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2部第2章第4節「広域応援受入体制等の整備」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都道府県及び国へ応援を要請するものとする。

第3節 災害復旧

東京電力パワーグリッド株式会社は、停電事故の発生原因を考慮し、迅速かつ適切に被害の復旧に努める。

葉山町地域防災計画（風水害等対策計画編）用語集

この計画において使用している用語等は、次によります。

あ行

| | |
|---------------|--|
| エコノミークラス症候群 | 長時間同じ姿勢で座ったままでいることで、血栓ができる疾病である。血行障害による呼吸困難に陥ることもある。 |
| MCA（エムシーエー）無線 | 「Multi Channel Access」の略で、複数の周波数を多数の利用者が効率よく使える業務用無線通信方式の一つ。混信に強く、無線従事者の資格が必要ないなどの特徴がある。 |

か行

| | |
|----------|---|
| 外国人 | 計画中では単に日本国籍を持たない者を指すのではなく、日本語が堪能ではない者、日本の文化に不慣れな者も意味する。 |
| 帰宅困難者 | 大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により、自宅に帰ることが困難になった者のことをいう。内閣府中央防災会議では、統計上のおおまかな定義として、帰宅距離10km以内は全員「帰宅可能」、20km以上は全員「帰宅困難」としている。 |
| 緊急安全確保 | 警戒レベル5 緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう町長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は町長から必ず発令される情報ではない。 |
| 緊急交通路 | 災害時において、県公安委員会が災害対策基本法等により、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間 |
| 検案（けんあん） | 医師が死亡原因を調べることをいう。 |
| 検視（けんし） | 検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や外表等の調査を行うことをいう。 |

| | |
|--------|--|
| 広域避難場所 | 災害によって大規模な火災が発生したとき、輻射熱や煙などの火災の危険から一時的に身を守るために避難する場所をいう。 |
| 高齢者等避難 | 警戒レベル3 高齢者等避難は、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、町長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。避難に時間を要する高齢者等は、この時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。警戒レベル3 高齢者等避難の発令により高齢者等が指定緊急避難場所等に避難し始めることが想定されるが、指定緊急避難場所が開放されていない場合でも、町長は適切なタイミングで警戒レベル3 高齢者等避難を発令する必要がある。 |

さ行

| | |
|----------|---|
| 災害拠点病院 | 後方医療機関として、地域の医療機関を支援する機能を有し、重症・危篤な傷病者を受入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院として位置づけられている。横須賀三浦地域では横須賀共済病院、横須賀市立市民病院及び湘南鎌倉総合病院が指定されている。 |
| 災害対策本部 | 町内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に臨時に設置される組織のことをいう。町災害対策本部設置後は被害規模等の情報収集・連絡を行い、その情報に基づき事態の推移に合わせた災害応急活動を実施する。 |
| サプライチェーン | 主として流通業で使用する用語で、物流を意味する。サプライチェーンマネジメント（供給連鎖管理）から引用されたもので複数の企業間で物流を管理するところから、物流の部分を指す言葉をいう。 |
| 指定緊急避難場所 | 住民等が災害から身の安全を守るために緊急的に避難する施設又は場所をいう。災害対策基本法第49条の4に基づき、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、異常な現象の種類ごとに、同法施行令第20条の3に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。 なお、災害の規模や被害状況等により、町内会（自治会）館等を避難場所として開設することとする。 |
| 指定避難所 | 震災時に自宅が倒壊するなど、住居を失った人の一時的な避難生活の場であるとともに、避難生活の支援拠点となる施設をいう。災害対策基本法第49条の7に基づく本町における指定避 |

| | |
|--------|--|
| | 難所は、各小学校区に1箇所以上確保するものとし、避難するための広場と避難者を受け入れる施設を併せ持つ小学校、中学校及び高等学校等を指定することとする。 |
| 自主防災組織 | 地域住民相互による「共助」の精神のもとに、地震その他の災害時に避難誘導、救出・救助、応急救護活動、初期消火、情報の収集・伝達等、地域の防災活動を担う組織のことをいう。 |
| 障害物除去 | 災害時には、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両等の交通障害物により通行不可能となる道路が発生する。それらの障害物を除去、簡易な応急復旧作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ることをいう。道路啓開ともいう。 |
| 水防活動 | 洪水又は高潮により、堤防等に漏水、浸食又は越水等が発生するおそれがある場合、その被害を最小限に食い止めようとする活動のことをいう。 |
| 水防対策計画 | 水防法第7条の規定に基づき、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送および水門・排水機場の操作、関係団体との協力および応援、水防に必要な器具、資材、設備の整備および運用に関する計画をいう。 |
| 図上訓練 | 防災訓練のうち、現場での実動訓練を行わず、地図を用いて、ロールプレイング方式等により行う訓練をいう。訓練者は与えられた被害状況を解決することで、応急対策業務の判断調整力を高めることができる。 |

た行

| | |
|----------------|---|
| 大規模災害 | 災害により、ライフラインや鉄道機関等に多大な影響を及ぼし、住民に大きな被害を与える危険性をはらんでいる災害をいう。 |
| DMA T (ディーマツト) | 災害急性期(おおむね48時間以内)に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームのことをいい、「Disaster Medical Assistance Team(災害派遣医療チーム)」を略してDMA Tと呼ばれている。医師、看護師、業務調整員(医師・看護師以外の医療職及び事務職員)で構成されている。 |
| トリアージ | 災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定することをいう。 |

な行

| | |
|--------------------|---|
| 内水氾濫 (ないすいはんらん) | 大雨等により排水が追いつかず、用・排水路などがあふれて氾濫したり、本流の増水や高潮によって、支流の排水が阻まれたりして起こる災害のことをいう。 |
|--------------------|---|

は行

| | |
|----------|---|
| ハザードマップ | 自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものをいう。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路や避難場所などの情報が地図上に示されている。 |
| 避難行動要支援者 | 「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいう。 |
| 避難指示 | 警戒レベル4 避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、町長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。 |
| 避難所 | 地震や風水害により住宅が被害を受け又は受けのおそれがあり、居住の場所を確保することが困難な住民に、その場所を一時的に提供する施設。 |
| 避難場所 | 地震や風水害などの異常な現象が起きたときに迅速に逃げる場所。災害時における避難先の総称。 |
| 避難路 | 災害時に、避難所等まで遠距離避難が必要となる地域などに住む人が、避難所等へ安全に避難するための道路をいう。 |
| 復興計画 | 災害により重大な被害を受けた場合に、都市の復興ならびに町民生活の再建および安定を図るために策定する計画をいう。 |

ら行

| | |
|--------|---|
| ライフライン | 電気・ガス・水道・下水道・通信等、生活に不可欠な物資や情報等の補給機能を総称していう。 |
|--------|---|

や行

| | |
|------|------------------------------|
| 要配慮者 | 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人をいう。 |
|------|------------------------------|

葉山町地域防災計画

風水害等対策計画編
(令和4年度改訂)

発行 葉山町防災会議 (令和5年3月発行)
編集 葉山町総務部防災安全課
〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135番地
電話 (046) 876-1111 (代表)